

令和6年第2回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日 程	備 考
6.	3	月	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（一部議案審議） ・陳情	
	4	火	休 会	
	5	水	本会議（2日目） ・一般質問（6人）	
	6	木	本会議（3日目） ・総括質疑 常任委員会	
	7	金	休 会	
	8	土	休 日	
	9	日	休 日	
	10	月	休 会	
	11	火	休 会	
	12	水	休 会	
	13	木	休 会	
	14	金	休 会	
	15	土	休 日	
	16	日	休 日	
	17	月	休 会	
	18	火	休 会	
	19	水	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会	
	20	木	休 会	
	21	金	本会議（最終日） ・常任委員長報告、採決 ・議案審議 ・追加議案上程 ・陳情 ・発委 ・報告 ・議員派遣の件 ・閉会中の継続調査の件 ・閉会	



令和6年第2回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和6年 6月 3日

閉会 令和6年 6月 21日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案38	専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）	R6.6.3	R6.6.3	承認	—
39	さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃	R6.6.21	原案可決	総務厚生
40	さつま町税条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
41	令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	2委員会
42	令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	総務厚生
43	令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	〃
44	さつま町環境センターし尿汲取作業車（2トン車）購入契約の締結について	〃	R6.6.3	可決	—
45	中津川小学校大規模改造工事請負契約の締結について	〃	〃	〃	—
46	令和4年林道災害復旧事業浅井野泊野線1号箇所工事請負変更契約の締結について	〃	〃	〃	—
47	5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について	〃	〃	〃	—
48	令和6年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	R6.6.21	R6.6.21	原案可決	—
49	さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について	〃	〃	可決	—
陳情4	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	R6.6.3	〃	採択	文教経済
発委1	少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について	R6.6.21	〃	原案可決	—
報告3	令和5年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	R6.6.3	R6.6.3	報告済	—
4	令和5年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	〃	〃	—
5	令和5年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	〃	R6.6.21	〃	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
報告6	令和6年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について	R6.6.3	R6.6.21	報告済	—
	議会活性化調査特別委員会報告の件	R6.6.21	〃	〃	—
	防衛施設等調査特別委員会報告の件	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件	〃	〃	決定	—
	閉会中の継続調査の件	〃	〃	〃	—

## 令和6年第2回さつま町議会定例会会議録

### 目 次

#### ○ 6月3日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第38号 専決処分の承認を求めるについて（専決第1号）（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第39号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第40号 さつま町税条例の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第41号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	7
（提案理由説明）	
議案第42号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	7
（提案理由説明）	
議案第43号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	7
（提案理由説明）	
議案第44号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（2トン車）購入契約の締結について	8
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第45号 中津川小学校大規模改造工事請負契約の締結について	9
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第46号 令和4年林道災害復旧事業浅井野泊野線1号箇所工事請負変更契約の締結について	11
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第47号 5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について	12
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
報告第3号 令和5年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	13
（内容説明・質疑）	

報告第 4号 令和5年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について	1 3
(内容説明・質疑)	
報告第 5号 令和5年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	1 4
(内容説明)	
報告第 6号 令和6年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第1号)について	1 4
(内容説明)	
陳情について	1 4
(委員会付託)	
散    会	1 4
○ 6月5日(第2日)	
一般質問表	1 7
会議を開催した年月日及び場所	2 2
出席議員氏名	2 2
出席事務局職員	2 2
出席説明員氏名	2 2
本日の会議に付した事件	2 3
開    議	2 4
一  般  質  問	2 4
川口 憲男議員	2 4
健康づくりの推進策について	
新改 秀作議員	3 2
町合併20周年について	
近隣の工場進出について	
地域コミュニティ・スクールについて	
古田 昌也議員	4 2
町有財産について	
少子化対策について	
情報周知の取組について	
有川 美子議員	5 2
町外高校への遠距離通学及び町外寮生への補助金交付について	
し尿汲み取り費の支払い方法について	
困難な問題に対するワンストップ窓口について	
柏木 幸平議員	6 3
再犯防止推進計画について	
ヤングケアラーについて	
部活動の指導体制について	
上別府ユキ議員	7 1
(仮称) こども館構想について	
認定農業者補助金について	

散	会	79
---	---	----

○ 6月6日（第3日）

会議を開催した年月日及び場所	81
出席議員氏名	81
出席事務局職員	81
出席説明員氏名	81
本日の会議に付した事件	82
議案付託表	83
開議	84
議案第39号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	84
（総括質疑・委員会付託）	
議案第40号 さつま町税条例の一部改正について	84
（総括質疑・委員会付託）	
議案第41号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	84
（総括質疑・委員会付託）	
議案第42号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
	86
（総括質疑・委員会付託）	
議案第43号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	86
（総括質疑・委員会付託）	
散会	87

○ 6月21日（第4日）

会議を開催した年月日及び場所	89
出席議員氏名	89
出席事務局職員	89
出席説明員氏名	89
本日の会議に付した事件	90
開議	91
議案第39号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	91
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第40号 さつま町税条例の一部改正について	91
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第41号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	91
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第42号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
	91
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第43号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	91
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第48号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	95

(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 49 号 さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について	9 6
.....	
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
陳情第 4 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度 政府予算に係る意見書採択の陳情について	9 8
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発委第 1 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について	9 9
(趣旨説明・質疑・討論・採決)	
報告第 5 号 令和5年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	100
(質疑)	
報告第 6 号 令和6年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第1号)について	100
(質疑)	
議会活性化調査特別委員会報告の件	100
(委員長報告)	
防衛施設等調査特別委員会報告の件	103
(委員長報告)	
議員派遣の件	104
(決定)	
閉会中の継続調査の件	105
(決定)	
閉 会	105

令和6年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

令和6年6月3日



## 令和6年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和6年6月3日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (16名)

1番	新 改 幸 一	議員	2番	平 山 俊 郎	議員
3番	上 圃 一 行	議員	4番	橋之口 富 雄	議員
5番	中 村 慎 一	議員	6番	上別府 ユ キ	議員
7番	森 山 大	議員	8番	新 改 秀 作	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	有 川 美 子	議員
11番	古 田 昌 也	議員	12番	岸 良 光 廣	議員
13番	上久保 澄 雄	議員	14番	川 口 憲 男	議員
15番	柏 木 幸 平	議員	16番	宮之脇 尚 美	議員

欠席議員 (なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	早崎 行宏君	議事係長	神園 大士君
議事係主任	杉元 大輔君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	上野 俊市君	副町長	角 茂樹君
教育長	中山 春年君	総務課長	富満 悅郎君
総合政策課長	大平 誠君	行政改革管理監	小野原 和人君
財政課長	垣内 浩隆君	税務課長	西 圃 豪紀君
町民環境課長	松山 和久君	ほけん福祉課長	甫立 光治君
農林課長	山口 良浩君	森づくり推進監	上谷川 征和君
産業支援・定住対策監	米丸 鉄男君	建設課長	原田 健二君
水道課長	出水 隆君	教育総務課長	藤園 育美君
学校教育課長	井手口 勉君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 第 6 議案第39号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第40号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 8 議案第41号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第42号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第43号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第44号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（2トン車）購入契約の締結について
- 第12 議案第45号 中津川小学校大規模改造工事請負契約の締結について
- 第13 議案第46号 令和4年林道災害復旧事業浅井野泊野線1号箇所工事請負変更契約の締結について
- 第14 議案第47号 5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について
- 第15 報告第 3号 令和5年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第16 報告第 4号 令和5年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第17 報告第 5号 令和5年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第18 報告第 6号 令和6年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について
- 第19 陳情について

## △開　　会　　午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和6年第2回さつま町議会定例会を開会します。

---

## △開　　議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

---

## △日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、平八重光輝議員及び10番、有川美子議員を指名します。

---

## △日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの19日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月21日までの19日間に決定しました。

---

## △日程第3「諸般の報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的な事については、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について報告します。

監査委員から例月出納検査、令和5年度上水道事業企業会計たな卸資産監査、令和5年度工事関係監査及び令和5年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしています。

これで諸般の報告を終わります。

---

## △日程第4「行政報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長　上野　俊市君登壇〕

○町長（上野　俊市君）

改めまして、おはようございます。行政報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますけれども、この中で、3月7日の防衛施設適地調査地元住民説明会、3月17日の

北薩空港幹線道路広瀬道路開通式並びに5月20日のさつま町ホタル再生プロジェクト協議会設立総会について補足して御報告を申し上げます。

初めに、3月7日の防衛施設適地調査地元住民説明会についてでございます。

防衛省が中津川地区と永野地区に隣接する中岳で検討している火薬庫等の整備につきまして薩摩農村環境改善センターホールにて、薩摩地区の住民を対象に地元住民説明会を開催いたしたところでございます。

説明会には、約300名の方々が参加されまして九州防衛局の遠藤敦志企画部長から選定理由について町の誘致活動や交通アクセス、国有地が主なことなどが挙げられ、火薬庫の安全性と適地調査の内容等について分かりやすく説明がなされたところであります。

質疑応答では、施設建設のメリットに関する質問や抑止効果を望む意見、水源への影響調査の要望などがあったところでございます。

また、施設整備が地域の活性化にどこまでつながるか期待したいとの御意見等も頂いたところであります。

併せて、住民説明会の内容を町ホームページと町広報4月号に掲載し、広く周知も図ったところでございます。

なお、水源への影響調査については、4月26日に九州防衛局を訪問し、江原康雄九州防衛局長へ直接、要望いたしまして、5月10日公告の火薬庫新設に関する基本検討業務に含めて実施するとの連絡も頂いたところであります。

今後も引き続き、防衛施設誘致については、丁寧な説明を求めるとともに関係機関と連携を図りながらこれを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、3月17日の北薩空港幹線道路広瀬道路開通式についてでございます。

北薩横断道路は、鹿児島空港からさつま町、出水市を経て阿久根市に至る全長約64キロの高規格道路であり、このうち広瀬道路については、平成23年に事業着手し、約13年の歳月をかけ、さつま広橋インターチェンジから佐志インターチェンジまでの5.8キロメートルの区間が開通の運びとなったところであります。

令和6年3月17日に本町におきまして、小里総理補佐官をはじめ、多くの来賓の方々に御出席いただき、開通記念式典と通り初め式が行われたところであります。

この開通によりまして、北薩横断道路全体の供用区間が30.9キロメートル、供用率約48%となりました。

引き続き、関係市町と連携し、早期全線開通に向け、国・県に対し積極的な要望活動を行って参りたいと考えているところであります。

次に、5月20日のさつま町ホタル再生プロジェクト協議会設立総会についてであります。

本町では、平成14年から奥薩摩のホタル舟、二渡のホタル舟の運航が開始され、町内外から本町を訪れていただく大変貴重な観光資源でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、水害等の要因により、ホタルが激減しているため運行を休止されているところであります。

このような状況の中、今回、町としましては、様々な視点からホタルの再生に向けた取組を検証し、広域的な対策の探求とホタルを中心とした観光資源を増やすことを目的として、川内川河川事務所をはじめ、鶴田ダム管理所、県、奥薩摩のホタルを守る会など、川内川に関係する機関団体を中心に構成し、さつま町ホタル再生プロジェクト協議会を設立したところでございます。

設立総会では、川内川河川事務所よりホタルの生息状況調査などの説明があり、質疑応答や意見交換などがなされました。

今後、幹事会を開催しまして、具体的な推進方法の検討を行い、年度末には総会にて年度報告

を行う予定としているところでございます。

今後、関係機関、団体が協力して様々な観点から対策を検証し、長期的な展望でホタル再生に向けた取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

[町長 上野 俊市君降壇]

○議長（宮之脇尚美議員）

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5「議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第38号 専決処分の承認を求めることについて」でございます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 上野 俊市君降壇]

○税務課長（西園 豪紀君）

それでは、「議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）」につきまして内容を御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○有川 美子議員

改めまして、おはようございます。すいません、1点だけお伺いをさせていただきます。

今の説明資料の3ページ、固定資産税関係の3番、新築の認定長期優良住宅特例に関する申告のところなんですが、すいません、ちょっと私が詳しくないものですから、この全く申告をしていなくても税の優遇が受けられるというふうに変わるというふうに理解、今、していますけれども、これ申告書の提出がないというふうなところは、事務的にどのようなところで判るものというか、税の優遇というか、町が何かこう事務的にするものがあるのかとか、その辺をすいません、御説明をお願いします。

○税務課長（西園 豪紀君）

この新築の認定長期優良住宅特例に係る申告の見直しについてでございます。

現行制度では、この新築された認定長期優良住宅に関する固定資産税の減額措置の適用に当たっては、住宅の所有者からの申告書の提出が必要とされているところであります。

今回の改正は、長期優良住宅マンションの認定に係るところでございまして、マンション管理組合の管理者等が一括して申請して、住棟単位で認定を受ける仕組みに変更となるところでございます。

これを踏まえまして、マンションの管理組合の管理者等から必要書類の提出があつて、要件に該当すると認められる場合には、それぞれの区分所有者からの申告書の提出がなくても減額措置の適用を受けることができることとするものでございます。

一般のこの認定長期優良住宅につきましては、現行どおりということになっております。

認定長期優良住宅につきましては、県の北薩地域振興局に認定申請を行えば、長期優良住宅としての認定を受けることが可能となっているところでございます。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

ただいまの有川議員の質問と重複しますけれども、基本的には申告が必要なんで、その実際の運用ですね、必要なんですよと。申告しなくとも、まあ申告漏れをしても役所のほうで調べてちゃんと手続をしますよというふうに理解するのか、全くしなくとも役所で全部やりますというふうに理解するのか、どちらなんでしょうか。

○税務課長（西園 豪紀君）

今回のこの改正につきましては、長期優良住宅マンションの認定ということで、現在のところ、町内ではそういった該当する部分はないと考えているところでございます。

一般的には、長期優良住宅を建築された場合は、所有者等に代わりましてハウスメーカー等が代行して申請をされます。

また、住宅に係る家屋評価、こういったものには町の職員が参りますので、書類を見れば認定長期優良住宅というところの判断ができますので、申請漏れとか、そういった部分はこちらのほうでも判断ができますので、ないものと考えております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第38号 専決処分の承認を求めるについて（専決第1号）」を採決しま

す。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第38号 専決処分の承認を求めるについて（専決第1号）」は、承認されました。

---

△日程第6「議案第39号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第7「議案第40号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第8「議案第41号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」、日程第9「議案第42号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第10「議案第43号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第6「議案第39号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」から日程第10「議案第43号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」までの議案5件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第39号から議案第43号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第39号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第40号 さつま町税条例の一部改正について」であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第41号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、予防費に要する経費及び保健衛生総務費、有害鳥獣対策費、移住定住促進費、地域振興費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,899万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ142億7,099万3,000円とするものであります。

次に、「議案第42号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

これは、出産・育児一時金に要する経費及び支払手数料並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,061万7,000円とするものであります。

次に、「議案第43号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」であります。

これは、収益的支出の経費を補正しようとするもので、収益的支出を22万円増額し、補正後を6,727万9,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 上野 俊市君登壇]

○総務課長（富満 悅郎君）

それでは、「議案第39号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○税務課長（西園 豪紀君）

それでは、「議案第40号 さつま町税条例の一部改正について」につきまして内容を御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○財政課長（垣内 浩隆君）

「議案第41号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

続きまして、「議案第42号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○町民環境課長（松山 和久君）

それでは、「議案第43号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、6月6日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△日程第11 「議案第44号 さつま町環境センターし尿  
汲取作業車（2トン車）購入契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第11 「議案第44号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（2トン車）購入契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第44号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（2トン車）購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町環境センターし尿汲取作業車（2トン車）の購入について、去る4月26日入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 上野 俊市君降壇]

○町民環境課長（松山 和久君）

それでは、「議案第44号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（2トン車）購入契約の締結について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第44号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（2トン車）購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第44号 さつま町環境センターし尿汲取作業車（2トン車）購入契約の締結について」は、可決することに決定しました。

---

△日程第12 「議案第45号 中津川小学校大規模改造工事請負契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第12 「議案第45号 中津川小学校大規模改造工事請負契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第45号 中津川小学校大規模改造工事請負契約の締結について」であります。

これは、中津川小学校大規模改造工事請負契約の締結について、去る5月8日入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容については、教育総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願ひいたします。

[町長 上野 俊市君降壇]

○教育総務課長（藤園 育美君）

「議案第45号 中津川小学校大規模改造工事請負契約の締結について」御説明させていただきます。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○古田 昌也議員

すみません、1点だけ確認というか要望というかあれなんですけど、予定工期のほうなんですが、令和7年の1月31日に指名というのは取れますか、三学期も1か月で終わって残り数日しかないのに、工期が終わったらすぐ引っ越しっていう現状になってくると思うんですが、もうそうなると、また学生の負担であったりとか、そういった形があるので、工期をもうちょっと延ばして新しい4月から新校舎に入学するとかいう、そういった考え方とか、そういった契約というのは考えないですか。

○教育総務課長（藤園 育美君）

今、御意見がありました引っ越しの検討というところでしょうが、今まで地元の方には1学期から2学期にかけて工事を行い、3学期から新しい校舎という説明をしていたんですが、やはり現在、資材調達の遅れや人材の確保の問題もありますことから、余裕を持って工期は1月末とさせていただいたところです。

議決後は、3学期は薩摩小学校で授業ができるように、工事完了引渡し向けたスケジュールを落札業者及び管理業者と協議、調整していきたいと考えております。

やはり、卒業式は新しい薩摩小学校で受けさせていただきたいということで工期を考えているところです。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第45号 中津川小学校大規模改造工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第45号 中津川小学校大規模改造工事請負契約の締結について」は、可決することに決定しました。

---

△日程第13 「議案第46号 令和4年林道災害復旧事業  
浅井野泊野線1号箇所工事請負変更契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第13 「議案第46号 令和4年林道災害復旧事業浅井野泊野線1号箇所工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第46号 令和4年林道災害復旧事業浅井野泊野線1号箇所工事請負変更契約の締結について」であります。

これは、令和4年林道災害復旧事業浅井野泊野線1号箇所工事請負変更契約の締結について変更しようとするものであり、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、森づくり推進監に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 上野 俊市君降壇]

○森づくり推進監（上谷川征和君）

それでは、「議案第46号 令和4年林道災害復旧事業浅井野泊野線1号箇所工事請負変更契約の締結について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第46号 令和4年林道災害復旧事業浅井野泊野線1号箇所工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第46号 令和4年林道災害復旧事業浅井野泊野線1号箇所工事請負変更契約の締結について」は、可決することに決定しました。

---

△日程第14 「議案第47号 5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第14 「議案第47号 5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第47号 5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について」であります。

これは、5災第2号大俣線道路災害復旧工事の請負金額について変更しようとするものであり、さつま町議会に議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願ひいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○建設課長（原田 健二君）

それでは、「議案第47号 5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第47号 5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第47号 5災第2号大俣線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について」は、可決することに決定しました。

---

△日程第15「報告第3号 令和5年度さつま町繰越明許  
費繰越計算書の報告について」、日程第16「報告第  
4号 令和5年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算  
書の報告について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第15「報告第3号 令和5年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」及び日程第16「報告第4号 令和5年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題とします。

本件について、内容の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

それでは、報告第3号及び報告第4号につきまして一括して説明を申し上げます。

まず、「報告第3号 令和5年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

これは戸籍住民基本台帳費ほか、24事業に係る予算を地方自治法第213条の規定に基づき翌年度へ繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

次に、「報告第4号 令和5年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」であります。

これは、上水道事業会計において建設改良事業に係る予算を地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越したもので、同条第3項の規定に基づき別紙のとおり報告するものでございます。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

[町長 上野 俊市君降壇]

○財政課長（垣内 浩隆君）

「報告第3号 令和5年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（出水 隆君）

それでは、「報告第4号 令和5年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」につきまして御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで報告第3号及び報告第4号を終わります。

---

△日程第17 「報告第5号 令和5年度さつま町土地開発  
公社収入支出決算について」、日程第18 「報告第6号  
令和6年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業  
会計補正予算（第1号）について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第17 「報告第5号 令和5年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第18 「報告第6号 令和6年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を一括して議題とします。

各報告について、内容の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

それでは、報告第5号及び報告第6号について一括して報告を説明を申し上げます。

まず、「報告第5号 令和5年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び「報告第6号 令和6年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。

これは公有地の拡大の推進に関する法律第18条の規定に基づき提出がございましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ別冊のとおり提出するものでございます。

内容につきましては、産業支援・定住対策監に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

[町長 上野 俊市君降壇]

○産業支援・定住対策監（米丸 鉄男君）

それでは、「報告第5号 令和5年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○産業支援・定住対策監（米丸 鉄男君）

それでは、「報告第6号 令和6年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告2件に対する質疑は、6月21日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△日程第19 「陳情について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第19 「陳情について」であります。

5月22日に受理した陳情書については、配布しております陳情文書表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

---

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月5日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前10時46分



令和6年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

令和6年6月5日



## 令和6年第2回定例会一般質問

令和6年6月5日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(14) 川口 憲男	<p>1 健康づくりの推進策について</p> <p>(1) 「第3次健康さつま21」が策定されたが、第2次計画を踏まえ、基本理念の「健康いきいき“元気さつま”」の実現に向け、1歩2歩、進んだ取組とされているのか問う。</p> <p>(2) 健康増進の推進に、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防・重症化予防等、いかに取組、改善を図る計画か。</p> <p>(3) 人口減少社会において、さつま町でも限界集落をめざす時代に、この取組は、有効かつ町の発展につながると期待するが、今回のポイントと町民への普及啓発について問う。</p>
2	(8) 新改 秀作	<p>1 町合併20周年について</p> <p>旧宮之城町、旧鶴田町、旧薩摩町の3町が合併して、令和7年で20周年を迎える。</p> <p>そこで、次の点について問う。</p> <p>(1) これまでの20年間の歩みをどのように評価するか。また、合併の効果は、現れたか。</p> <p>(2) 人口戦略会議の報告書によると、さつま町は、消滅可能性自治体として、鹿児島県内の15市町村の中に入っている。不安視する町民の声がある中で、今後、この危機を乗り越える政策は考えられないか。</p> <p>(3) 令和7年4月は、町長選挙があるが、町長の出馬意向について問う。</p> <p>2 近隣の工場進出について</p> <p>先般、熊本県内に外国の半導体工場が進出したことについて、次の点を問う。</p> <p>(1) 地元企業や県内企業で、どのような影響が出ているか。</p> <p>(2) 労働者の流出はないか。</p> <p>3 地域コミュニティ・スクールについて</p> <p>学校と地域で子供達の成長を育む、地域コミュニティ・スクールにおいて、さつま町としての具体的な構想について、どのように考</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
		えているのか。
3	(11) 古田 昌也	<p>1 町有財産について</p> <p>3月議会で学校跡地等利用促進条例が制定され、民間企業などが、活用しやすくなったと考える。しかしながら賃借料の決め方などが曖昧で、分かりにくい。なぜ曖昧な数字になるのか。</p> <p>また、学校跡地だけではなく、町有財産も含めて民間のニーズに合った柔軟な形を取ることはできないのか。</p> <p>2 少子化対策について</p> <p>昨年度から国のことでも未来戦略方針で児童手当、育休、時短勤務、出産費用、保育関連、高等教育、奨学金などの支援策を2026年度以降まで計画されている。本町もこれまで様々な施策を実施しており成果も出ている所もあると感じている。</p> <p>しかしながら不十分な点も実際ある。事なき主義ではなく、保育料完全無償化のような施策をもっと進取果敢に取り組む考えはないのか。</p> <p>3 情報周知の取組について</p> <p>新聞などの報道で消滅可能性自治体に掲載され、報告書の内容にも怒りを感じるが、本町を数字化、客観的に見ればそのように見えていることを自覚しなければならない。</p> <p>町として施策などの、情報周知ができていないのが大きな要因だと考えるがどのように考えているのか。</p> <p>また、消滅可能性自治体から脱却する方策などは考えているのか。</p>
4	(10) 有川 美子	<p>1 町外高校への遠距離通学及び町外寮生への補助金交付について</p> <p>本町唯一の高等学校である鹿児島県立薩摩中央高等学校は、今年度創立20周年を迎える。これまでの学校教職員並びに関係者のたゆまぬ努力により、喜ばしいことに新入生が増えた。今後も、ますます活気、魅力ある学校へと発展、飛躍していくために本町とパートナーシップ協定も締結された。</p> <p>その一方で町外の高校へ進学する生徒も多く、遠距離のため長時</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
		<p>間のバス通学や寮生活をする子どもたちがいる。</p> <p>当事者からの要望を受け、次のことについて問う。</p> <p>(1) 公共交通機関であるバスの減便やスクールバス廃止等、個人では対処できない事情により、保護者による送り迎えの増加やバス通学時間が延びている。町は実態を把握しているのか。</p> <p>また、薩摩中央高等学校に通学する生徒には、通学費補助や寮費支援補助等の手厚い補助があるが、町外への通学並びに寮生活者へも同様に補助金交付をする考えはないか。</p> <p>2 し尿汲み取り費の支払い方法について</p> <p>本町は山間部が多く古い住宅もあるため、定期的にし尿汲み取りを依頼する家庭も多い。住民からは、現金支払い以外の方法で支払えるようにならないかとの声がある。</p> <p>(1) これまで現金徴収以外の方法を検討してこなかったのか。</p> <p>また、口座振替払いやクレジット・電子決済等での支払いができるようにするために検討すべき事項はなにか。</p> <p>3 困難な問題に対するワンストップ窓口について</p> <p>(1) 本年4月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(いわゆる女性支援新法)が施行された。本町では女性からの複合的な相談に、どのように対応しているのか。</p> <p>(2) 本町は、巧妙化する消費者生活相談に、平成26年4月1日から消費生活相談員を配置しているが、本町での窓口は人目につく場所であるため、職員や他者からの視線が気になり相談しにくいとの声がある。窓口移設を検討できないか。</p> <p>(3) 社会福祉法に基づき重層的支援体制の早期整備が望まれるが、今後の計画スケジュールは。</p>
5	(15) 柏木 幸平	<p>1 再犯防止推進計画について</p> <p>国の再犯の防止等の推進に関する法律が、平成28年12月に施行され、同法に基づき平成29年12月に国の「再犯防止推進計画」が策定された。</p> <p>また、本県では、「鹿児島県再犯防止推進計画」が、平成31年3月に策定されており、県内の自治体においても既に再犯防止推進</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
		<p>計画が策定されているところもある。</p> <p>本町の再犯防止推進計画の取組について問う。</p> <p>2 ヤングケアラーについて 義務教育におけるヤングケアラーの調査の現状と今後の対応をどのように考えているか。</p> <p>3 部活動の指導体制について 宮之城中学校の部活動の新年度における教職員の指導実態はどのようにになっているか。</p> <p>また、指導者の地域移行については、令和6年度から検討委員会で進めるとのことだが、今後の取組について問う。</p>
6	(6) 上別府ユキ	<p>1 (仮称) こども館構想について 本町の子育て環境の充実に向けて、新たに宮之城ひまわり館内に子育て世代が集うことのできる子育て拠点として、(仮称) こども館を開設するということであるが、町長の考える「こども館」構想とはどういうものであるか。</p> <p>(1) 未就学児が遊べる室内遊具の設備や子育て支援センターのサークル活動、子育て相談を実施し、不安解消に努めるということであるが、この計画で子育て拠点となりえるか。</p> <p>(2) 本町の子どもの出生数は、ここ数年70～80人となっているが、これは人口減少の大きな要因である。</p> <p>町長は、「人口減少に歯止めをかける」と言われるが、いつたいいつの時点で、どのぐらいの人口をめどに歯止めをかけるのか。その実現のための「バックキャスティング」はできているか。</p> <p>2 認定農業者補助金について 認定農業者とは、農業経営の改善を図ろうとする農業者が、5年後に目指す農業経営像に向けた改善計画を策定し、町の認定を受けて、その達成に向けて支援措置を受ける制度であるが、その制度の在り方について問う。</p> <p>(1) 水田耕作のように栽培面積の拡大や畜産のように飼育頭数を増頭して経営の拡大を図るという基準項目に当てはまらない園</p>

順番 質問者	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
		芸農家では、どうしても補助を受けるための基準ポイントが上がらないが、点数制だけではない園芸農家などの枠を設定できないか。

## 令和6年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和6年6月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (16名)

1番	新 改 幸 一	議員	2番	平 山 俊 郎	議員
3番	上 圃 一 行	議員	4番	橋之口 富 雄	議員
5番	中 村 慎 一	議員	6番	上別府 ユ キ	議員
7番	森 山 大	議員	8番	新 改 秀 作	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	有 川 美 子	議員
11番	古 田 昌 也	議員	12番	岸 良 光 廣	議員
13番	上久保 澄 雄	議員	14番	川 口 憲 男	議員
15番	柏 木 幸 平	議員	16番	宮之脇 尚 美	議員

欠席議員 (なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	早崎 行宏君	議事係長	神園 大士君
議事係主任	杉元 大輔君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	上野 俊市君	副町長	角 茂樹君
教育長	中山 春年君	総務課長	富満 悅郎君
総合政策課長	大平 誠君	行政改革管理監	小野原 和人君
財政課長	垣内 浩隆君	町民環境課長	松山 和久君
ほけん福祉課長	甫立 光治君	こども課長	久保田 春彦君
担い手支援室長	永江 寿好君	さつまPR課長	山口 泰徳君
産業支援・定住対策監	米丸 鉄男君	建設課長	原田 健二君
学校教育課長	井手口 勉君	ほけん総括監	濱田 清美君
社会教育課参事	宮里 秀樹君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

## △開 議 午前9時30分

### ○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和6年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。

---

### △日程第1「一般質問」

### ○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含め60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、14番、川口憲男議員に発言を許します。

[川口 憲男議員登壇]

### ○川口 憲男議員

改めましておはようございます。一般質問の第1問目です。よろしくお願ひいたします。

私は、さきに通告いたしました第3次健康さつま21が今回改定されました。それに基づきましてまちの取組、あるいは町長が意図するところをお聞きいたしたいと思います。

住民参画や住民組織活動によって推進することが効果的であり、住民の健康づくりを支援する環境づくりが重要とされ、住民の健康づくりを支援する環境、社会システム構想が進められてきましたが、新たな取組をどういうふうにされているか。

今朝の新聞を見ますと健康づくりで健康体操をして地域とのつながりを深めているという記事もありましたけれども、健康づくりでは、町民一人一人が健康づくりの重要性を自覚し、生活習慣のための行動とされてきました。第3次でも町民一人一人が健康で楽しく生き生きと暮らすことを基本目標とされています。

4つの目標につきましては、概要版等でお示しがありましたけれども、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、人の生涯を経時に捉えた健康づくり等がうたってあります。

また、社会情勢の変化を踏まえて全ての町民が健康で豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指して第3次健康計画を策定されております。

第2次健康さつま21の目標は前に示したとおりですが、これを前回の形で見ますと、30.6%、これはちょっと改善が見られたという数値が出ておりますが、46.9%は半数近くに悪化が見られたという評価も出ております。

1番、質問通告書で、2次計画書を踏まえ3次計画書ではさらに1歩2歩踏み込んだ取組となっているのか、町長にお伺いいたします。

2問目は、健康増進の推進に生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防、重症化予防等にいかに取り組み、改善を図るか、お聞きします。

3問目は、人口減少社会においてさつま町でも限界集落をめざす時代、健康さつまの取組は有効でまちの発展にもつながると期待するが、今回のポイントと町民への普及啓発についてお伺いいたします。

1回目の質問といたします。よろしくお願ひします。

[川口 憲男議員降壇]

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

改めましておはようございます。

それでは、川口憲男議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の第3次健康さつま21が策定されたということで1歩2歩進んだ計画・取組とされているのかという御質問でございます。

本町におきましては、平成17年度に町民一人一人の主体的な健康づくりを地域全体で支援し総合的かつ効果的に推進していく健康づくり運動の指針を定めた健康さつま21を策定し、その後、平成24年度に改定版の第2次健康さつま21を策定するなど「健康いきいき“元気さつま”」の実現に向けて健康づくりを推進してきたところでございます。

また、本年3月には国や県の基本方針等に基づき健康づくりに関する住民アンケート結果や健診等の実態を踏まえ新たに第3次健康さつま21を策定いたしたところであります。

人生100年時代と言われるこの時代を迎え社会が多様化する中で個人の健康問題も多様化していることから国におきましては誰一人取り残さない健康づくりを推進すると掲げているところでございます。

本町におきましても、これまでの子供の健康、高齢者の健康に加えまして働く世代の健康や女性の健康における施策を盛り込み、胎児期から高齢期にわたるまで人生の生涯を経時に捉えた健康づくりを進めるため、町民一人一人はもちろんございますけれども、地域や医療関係者、学校、事業者、一体となって推進していく考えでございます。

具体的には、地域におきましては活動を中心になって担っていただいております健康づくり推進員の研修会におきましてそれぞれの活動の参考になるように具体的なモデル活動事例等を示しながら活動の充実を図っているところであります。

なお、令和5年6月号の広報紙において「みんなの健康を支える健康づくり推進員」として一部の地域の活動紹介もいたしたところであります。

また、食生活に関する指導や助言を行う食生活改善推進員の養成講座を行い推進員の確保を図りながら普及啓発に努めたいと思っているところでございます。

なお、食生活改善推進員の養成講座は、本年度、実施を計画しており、明日、6月6日、あしたでございますけれども、この文書発送において募集チラシを全世帯へ配布することといたしているところであります。

学校におきましては、喫煙や飲酒が身体に悪影響を及ぼすことについての知識を学習する機会を確保するとともに、運動習慣を身につけるための健康体操の実施、休養や睡眠を確保するために「睡眠＆メディア日誌」の活用、“早寝・早起き・朝ごはん”運動の実践など連携を図っていきたいと考えております。

事業者等におきましては、職場における健康保持・増進の取組が将来的に収益性を高める投資であると期待されており、従業員の健康管理を経営的視点から考え戦略的に実施することが重要でありますことから職場の健康づくり賛同事業者の増加を図るため関係機関と連携し普及啓発に努めてまいります。

次に、2点目の健康増進の推進、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防等の御質問でございます。

まず、健康寿命の延伸を図るためにこれまであらゆる機会に自分の健康は自分でつくることが基本であり重要なことであると申し上げてきたところであります。この基本的な考えを念頭に置きまして早期発見や早期治療につながるための特定健診やがん検診等を実施しているところで

ございます。

健診等の結果で異常がない場合でも、これまでの結果により数値が異常に近づいているような方は結果報告会等におきまして保健師等が生活習慣の聞き取りを行い、その内容と健診結果を総合的に判断しましてより実効性のある指導や一人一人にきめ細かなアドバイス等をさらに行つていきます。

具体的な取組としまして、特定健診・長寿健診の結果報告会を個別対応とし、生活状況の確認や異常数値放置のリスク等について説明を行い、医療機関の受診勧奨、栄養相談会を案内しているところであります。

なお、結果報告会に参加されない方につきましては、訪問や電話による指導を実施しているところでございます。

また、健診結果で一定の条件の方を対象に頸動脈エコーを実施し、単に数値だけでなく、自身の血管の状態を自分の目で確認することや集団健診においてナトカリ比検査を令和6年度から導入しまして高血圧予防のための塩分とカリウムの摂取バランスを数値化しまして、それぞれ行動変容につなげていきたいと考えているところでございます。

今回、この計画を策定するに当たり実施した住民アンケート調査結果の中で改めたい生活習慣を尋ねましたところ、運動習慣が最も多く、次いで食習慣、健康診断などの受診、休養、飲酒、喫煙の順になっているところであります。

このような結果を踏まえまして、今後、広報紙、健康相談やサロンなどの機会におきまして効果的な改善方法の周知啓発に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目の質問でございます。

今回の第3次健康さつま21のポイントといたしましては、国が掲げております誰一人取り残さない健康づくりを推進するため、先ほども申し上げましたけれども、胎児期から高齢期にわたるまでの人の生涯において経時的に捉えた健康づくりを図るため、町民一人一人はもちろんでございますけれども、地域や医療関係者、学校、事業者等が一体となって推進してまいりたいと考えているところであります。

町民への普及啓発につきましては概要版を作成しまして5月2日に全戸配布を行ったところでありますけれども、今後におきましても広報紙などあらゆる機会を通じまして町民の皆様へは周知啓発を図ってまいりたいと考えているところであります。

[町長 上野 俊市君降壇]

## ○川口 憲男議員

町長のほうから種々お答えいただきました。

まず1問目、3次計画において、3次健康さつまにおいて、先ほど答弁の中にもありましたように、健康体操づくりの推進を図っていくということでした。私も最初の質問で申し上げましたけれども、改善する点が30%、それから、半数近くの方は2次のものを踏まえて47%は改善が必要ということを申されました。

そこで、町長、町長も御存じですが、私も花見の席にお伺いしましたときに100%達成の集落があるということで、ある校区に行きましたら100%達成している校区もあると。しかし、ほかのところはまざないと。そこが9集落あるんですかね。そういう関係で。

今、画面に出ますかね。私もここに、手元に、周知というか、形を見ている中で、特定健診別の受診率の状況、これは、大体、報酬金を目安にしたのがこれだと思うんですが、20公民館中、当初、私は半数の10区は75%を達成した公民館だと思っておりましたけれども、資料を取り寄せてみると20校区のうちに11公民館が達成していると。残りの校区は、それをはるかに、

下回っているとまでは言いませんけども、その取組がなされていなかったと。それが半数近くは悪化の47%になっているんじゃないかなと思っております。

先ほど答弁にありましたように、健康体操づくりやら、児童生徒においては、昔から言われているように“早寝・早起き・朝ごはん”、そして、体力づくりの推進。

これは、私も議員になって数年が経過しますけど、10年前ぐらいから訴えていることなんですけれども、今の現状のところでは生徒指導の“早寝・早起き・朝ごはん”の体制が、今、どういうふうに動いているか。私はここまで調べませんでしたけれども、この健康づくりに関すれば、先ほど、健康体操づくり、運動をすることが一番だと。これを痛切に感じております。

今朝の新聞の、個人欄といいますか、投書欄のところに87歳の方の「健康体操を続け、みんなで長生き」という記事が載っていました。確かにこれだと思います。

だから、こういう3次計画を作成されても、その次の段階にどういうふうに進むか。まず、町長、3次計画に基づいて推進は図るということでしたけれども、改めてというか、今後も健康づくりを推進していかなければならぬということはおっしゃったとおりですから、どういうことに対するそれを持っていくか、その考えは推進しかないですか。どうですか。

#### ○町長（上野 俊市君）

先ほど具体的な特定健診を挙げられて特定の地域の取組も紹介されたところであります。私も実際にそこにお伺いしていました、3つの公民会が100%達成ということでされていました。ここについては、なぜかと考えますと非常に公民会全体の健康づくりに対する意識が高いというのは改めて感じたところでございます。

そのようなことから、ここは、しっかりと自分の健康は自分で守るというのがまず基本であるということは申し上げたとおりでございますので、しっかりとこれを周知徹底していく。あらゆる機会を捉えながらこれを粘り強くやっていくということが大事だらうと思っているところであります。

情報公開が厳しくなる前については、特定健診を受診されていない方々に受けてくださいというような呼びかけもして受診率も高くなった時期もございましたけれども、現在、そういうことができない状況等にございますので、これはそれぞれ一人一人がしっかりと自分の健康について考えていくと。こういう機会、それからそういう考える機会をしっかりと確保しながらこれを進めしていくしかないと私は思っているところであります。

#### ○川口 憲男議員

おっしゃるとおりのことで、地域の一人一人が自分の健康をどういうふうに守るかということに対して地域が中心になってこれらの推進策を図っていくと。今まで地域の活性化のところで地域が一体化になった取組はどうすればいいかということを農業とかいろんなことで申し上げましたけれども、こういう健康づくりは、なおさら地域が一体となって活躍していかなければならぬところじゃないかと思います。

毎年、公民館長なり、会長かな、集落会長かな、集落会長が替わったり、公民館長は2年3年しますけれども、そういうところでこういう推進をしていくのは、最後の3問目でも申し上げたいと思うんですけども、地域のそういうつながりが大事じゃないかと私は思います。

それと、もう一点、町長、今、89歳の方の例は申し上げましたけれども、ころばん体操とかいろんな各種の体操、動きは取れておりますけれども、ころばん体操も、83%やったですかね、パーセントはちょっと把握しませんでしたけれども、これらなんかももう少し推進する必要があると思いますので、いろいろ5月中にこういうのも、集落というか、各家庭にも配られていると思いますけど、そういうところ、再度、元気づけられるような啓蒙策を取っていただきたいなと

思います。

2点目に移ります。

健康増進の推進に生活習慣改善、それから生活習慣病発症予防、重症化予防にいかに取り組み、改善を図るかと。これには、町が行っている特定健診の中にもありますし、人間ドックとかいろいろのでもそういうことがあります。

こういうのを進んで受けられる方とか、それから、私が知っている人も、以前、今日は人間ドックに行ってきたと。1日ドックというので受けられる方も二、三お聞きしました。

そんな中で、どうでしたかというようなことを踏まえていろいろ話も聞きましたけれども、健診に対する、生活習慣の改善に対する、ここあたり、もう少し、保険料も高いですけれども、町として、健康づくりのまちとして、さきにおっしゃいました一人一人が生き生きと暮らすことが目標ですから、ここあたりのところでもう少し推進を図るとか、担当課のほうなんかでもより深めて推進を図る考えがあるのか、そこをお伺いいたします。

#### ○ほけん総括監（濱田 清美君）

健康づくり対策についてですが、私たち一人一人が毎日の生活を生き生きと心豊かに過ごすためには、健康であることが、一番、第一、大切なことあります。そのために、平成18年の3月に策定しました第1次計画、健康いきいき“元気さつま”を目指して今現在取り組んでいるところであります。

議員がおっしゃるとおりに自分の健康は自分でつくるという気概を持ちながら一人一人が意識を持って取り組むことが重要であります。今回、健康さつま21を策定するに当たりましてSDGsの推進の部分でも関係するところがございます。

17の目標のうち5つを掲げておりますが、その中で、SDGsの3「すべての人に健康と福祉」につきまして、健康で過ごすために病気を未然に防ぐ、予防や適切な医療を受けることが必要であるというふうに考えております。

また、地域や経済状況によって生じる健康状態の差がないようにしなければならないんすけれども、SDGsの8につきましても、「働きがいも経済成長も」につきましても事業者にとって従業員の健康状態は事業所の経営面においても影響を及ぼすことから従業員の健康管理を経営的視点から考えて取り組んでいくことが必要になっているところであります。

ころばん体操のことにつきましても、今現在、44団体982名の方が体操のほうには登録してございます。厚生労働省では令和6年度から第9期介護保険事業計画の基本指針で団塊の世代の全ての方が後期高齢となる2025年までには通いの場の参加率を8%までということで目標に掲げてありますが、さつま町の場合はその目標値である8%を超えておりまして今12%という登録状況にはなっています。

ですが、登録者全ての方が毎回その体操に参加されるというわけではございませんので、また、今後、長寿健診等を広げていきまして、今、体操に参加されていない方々にも周知啓発をしていきながら高齢者の健康づくり活動に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

#### ○川口 憲男議員

今、特定健診等の説明がありましたけれども、4つの目標で町民が健康で楽しく生き生きと暮らすことが目標ということをされました。確かにそうであるんですけど、それについては一人一人がそれをどういう自覚を持って行うか。

今、概要版でも示してあるように元気に年齢を重ねることによって健康寿命を延ばすことが必要ということもあります。その健康寿命を延ばすことについては、町長、今、話がありました健康ころばん体操、あるいは我が家で身近に足腰を動かす体操、いろいろなところがあると思うん

ですけども、それを推進することは担当課であり行政の責務だと思っております。

そこで、元気に年齢を重ねるということになるんですけれども、今、ころばん体操でも、人数的にパーセンテージ的に少ない人数なんですけれども、そこあたりを、より深めていって町民の健康寿命を延ばすということが大事だと思うんですけど、再度、町長、お聞きしますが、健康寿命、例えば、私にとりましても健康寿命に到達せんにやならないような状況に来ています。

ただし、今、始めてから、多少、防ぐことはできますけれども、60代あるいは50代頃から日頃の健康を感じて運動すること、それが、今、必要だと私も感じております。

私は、朝、今、約30分から40分、歩いております。しかし、それで足腰が十分になるかということは、今、この年になって遅かったなというふうに感じておりますけれども、日頃のそういう動きが大事じゃないかと思っております。

ですから、町長、さつま町のほうで健康づくり推進、SDGsを取り上げてここあたりを盛り上げていくんだっちゅうことはあります。そして、また健康寿命を延ばしていく。そして、この年齢を、例えば、今、80だったら85から85歳に持つていって、健康な人を延ばしていくんだ、90に延ばしていくんだという推進策は何があるのか。

さっきも町長も申されましたように、一人一人が健康に意識を持ってどういうふうに取り組んでいくかということじゃないかと思うんですけど、町長の考えを再度お伺いいたします。

#### ○町長（上野 俊市君）

決して今からでも遅くないと思いますので、川口議員も運動に取り組んでいただければいいと思います。

健康づくりというのは本当に一人一人がつくっていくものであるというのは当然でございますけれども、私たち、いざ病気になってみないと健康の大切さというのは分からぬ部分があるんですね。

そのときになって「しもた」となる状況になるのか、それからしっかりと療養してまた正常な形に持つていけるのか、早期発見・早期治療、これは我々がしっかりと取り組んでいる部分でありまして、がん検診についてもワンコイン検診を全てのがん検診で取り組んで、今、やっております。

ただ、それを受診するだけじゃなくて、受診したあの結果、アフターフォローをどうしていくかというのが一番大事でありまして、いかにそこをしっかりと対応していくか、これも重要なポイントであろうかと思っております。

それから、ころばん体操等の話もございましたけども、先般、グラウンドゴルフ大会に御案内がありまして行きましたけれども、約400名近くの方々が非常に生き生きとプレーをされていまして、あの姿を見ると、やはりこういうものもどんどん推進していきながら健康づくりを進めていくということが大事だというのも改めてまた感じたところであります。

いろんな取組の方法等はありますけれども、しっかりとここは行政として健康の大切さというのをいろんな機会を通じながら、サロンであり、そういうのも通じながらしっかりと粘り強くやっていく必要があると思っているところであります。

そのようなことから、ほけん福祉のほうにつきましても、しっかりと保健師を中心にいろいろ細かな対応してくれているところでございます。こういう活動もしながらまたこれは行政としてしっかりと推進していきたいと思っているところでございます。

#### ○川口 憲男議員

次の質問のところにも答弁の枠が入っていきましたけど、早期発見・早期治療の推進が大事、これは大事なことですね。私もそう思います。だから、それをいかにして行政の立場で推進して

いくか、あるいは町民の方々一人一人が意識を持って取り組むことはどういうことかってこととも推進が一番必要なんじゃないかと思っております。

それと、私もこの年齢になりましたけれども、主治医といいますか、こういういろんな健康のこととで病院の先生に専門的にお願いしているんですが、65歳前後の頃は、「先生、草払いやらな。一生懸命、きばつちよったんどんなあ」と言ったら先生いわく「草払いは運動にはなりません。運動は特別な屈伸運動とかラジオ体操とかそういうことをされることが大事ですよ。草払いが駄目とは言いませんけれども、それが体に通じる効果にはつながりませんよ」ということを言われて、今しているのが、朝のラジオ体操と、万歩ですか、万歩に達するような頑張りはしているんですけど、それをまた地域にもいろいろ勧めていこうかとして友達は増えてきているんですけども、それが大事じゃないかと思っております。

そこで、町長、もう一点お願いしたいんですが、今、タブレットのほうにも、以前に配られました概要版とか、それから特定健診の健診率、それから、23年の2月ですかね、「健康づくり推進の町」ということをさつま町もうたっております。その関係で町民みんなに一緒になって健康づくりに努めるかということを広めようということでタブレットのほうにも入れていただきました。

以前ですか、私もさつま町の議員になってからも食事バランス等のバランスガイドとか、こういうのをしています。家に張ってあるものを見ましたら全く内容が一緒で、改めてこの時期になって、そういう「健康づくり推進の町」のチラシ、宣言のまちのチラシの方法とか、あるいは食事のバランスガイドとか各家庭に再度配って健康づくりの推進を図るという考えがないのか。一度、配ったんによかどという考え方なのか。その辺のところを町長はどういうふうに考えられますか。

#### ○町長（上野 俊市君）

概要版につきましては、冒頭、御回答させていただきまして、5月2日に全戸配布をいたしましたところであります。

食事バランスのガイド、このことを言われると思いますけれども、今、タブレットでも出ておりますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、いろんな機会を捉えながら、またお示ししながらそこについての説明をするとかそういう形でまた取組もしていかなければと思っております。

また、ただ単に全戸配布をすればいいという問題でもない気がいたしますので、しっかりと配ったそれを見ながらこの説明をしていくということも大事だろうかと思っていますので、健診の結果報告、それからサロン等々を利用しながら、これについては、お配りし、また説明するという機会もつくっていかなければと思っているところであります。

#### ○川口 憲男議員

私の質問については1問目で大体のことが町長の答弁の中に入っておりました。

そこで、先ほど町長のお答えにもありました「健康づくり推進の町」、食事のバランスガイドの件、こういうのを再度ただ配るのじゃなくしてそれをどういうふうに推進するかということも必要だと今答弁されました。

今、うちのまちでも人口減少社会で限界集落の話やらまちの消滅等の話も聞きますけども、ここにはまちとして健康寿命を延ばすことが一番大事じゃないかと私も思っております。そして、みんながよりよいまちでの生活をしていくことが大事じゃないかと思っております。

こういうことをすることによって高齢者が元気なまちということになれば若い人たちも子育てしやすいとか住みやすいとか、そういう協力が得やすいというふうな考えに結びついていくんじ

やないかと思います。

また、町の財政にも町からの財政支援というのが少なくて済むような考えもあるんじやないかと感じます。そういうような流れを考えた点で町長はどのように考えられますか。

○町長（上野 俊市君）

健康寿命を延ばす、これは非常に大事な部分であります。人生100年時代と言われる中、いかに健康で長生きしていくかという取組は非常に大事であります。

再三の繰り返しになりますけれども、これについては、小さい単位でのこういう取組についての勉強会、講習会あるいはまたこういうチラシと集まっての説明会というのをそういう機会を捉えながらしっかりと粘り強くやっていく、これが非常に大事だろうと思っているところであります。

○川口 憲男議員

最後になりますけど、町長、先ほどいろんな話もありましたけれども、健康づくりの推進の中において、町内には、健康づくり協力員、食改善グループ、先ほどありました食事の関係は食改善グループじゃないかと思います。

それから、地域とのつながりを高める努力をいろいろな面で示されているんですが、いま一度、全体を取り組む研修会、講習会等に力を入れ、地域に動ける工夫が必要になると思うが、これは心の病気の防止策にもなると思うんですが、こういう健康づくり推進員、私が感じているところによると、公民会長を含めて、十何グループ、13グループぐらいあるんじゃないかと思うんですけど、研修会、講習会等に力を入れてここあたりを広く進める、さつま町は「健康づくりの町」として推進していくという意気込みはないのか、お伺いいたします。

○町長（上野 俊市君）

健康づくり推進員や食生活改善推進員の方々におかれましては、日頃から町民の健康づくりに御協力を頂いているところであります。このほかにも先ほどおっしゃいましたように地域のサロン等も使いまして出前講座等に職員が直接出向きまして、心と体の健康づくりに関する講座も行っているところでございます。

先ほど申し上げましたが、食生活改善推進員養成講座を開催し、新たな食生活改善推進員の育成、それから現会員の食育活動に関するスキルアップを行ながるさらなる地域の食育活動の推進につなげていきたいと考えているところであります。そういうことでございます。御理解をよろしくお願いいたします。

○川口 憲男議員

私の質問は最後になりますが、今、いろんなところで町長の言葉にありましたように健康づくりの推進員の方たちの活動もさらなるアップを図っていくと。食改善の方に関しては、減塩対策とかいろんなみそ汁のこういうのはいけませんよというようなのが頻繁にあったような気がするけど、今は少し乏しくなってきたんじゃないかと思いますけど、こういう活動もさらなる充実をしていただきたいと思います。

町長、最後に、第2次健康さつまのところで半数近くが悪化というような評価をされたとありますよね。これをさらにどれくらいまで伸ばしていくかんにやいかないと。

担当課に指示されるところもあるんですが、47%が悪化という評価を受けて改善が30%とやや低い数値に出ているんですが、今後、3次健康さつま21を策定されて、これは7年計画ですかね、相当長い計画なんですけど、数値的にいち早く努めていかなきやならないということはどれぐらいなのか、町長が目指す数値の目標値はどれぐらいなのか、ちょっとお聞きいたします。

○町長（上野 俊市君）

全体的に押しなべて47%が悪化というようなことであろうかと思っております。

それぞれの取組といいますか、数値目標を出す項目等でこれは大分変わってくると思っております。高い数値の目標が設定できる部分、それからなかなか厳しい数値を設定しなければならない部分というのはいろいろあるかと思っております。これにつきましては、状況状況に応じた目標設定は一応しておりますので、そういう形で目標達成ができるように努めていきたいと思います。

#### ○川口 憲男議員

町長、最後になりますけれども、せっかく23年度「健康づくり推進の町宣言」をしております。この中にもありますように、栄養、運動、休養の3本柱で健康づくりを推進すると。そのほか5項目にあるんですけども、大まかなのでは健康体操で心と体の健康づくりに努めますと。いろんな名目を書いています。

私も、これを見たときに、もうちょっと大きなA3判で形をちゃんとしたようなお知らせができるのか。いろいろ見たんですけど、見つけたのはまちづくりの具体策の中の1ページでした。

こういうことを行政として推進していく、そしてみんな町民一体となって一緒に頑張りましょうやという道筋をつくることが行政の道じゃないかと私は思います。

ただ、これを「作った」「出した」で、町内に配布した、いろんな家庭に配布した、それでいいとはなくて、さらなる特定健診とかいろんなドック検診とかいうところで最初の目標はこれですよということをうたって推進することが必要だと思います。

町長のお答えをお聞きしまして質問を終わりたいと思うんですが、いい方向のお答えを頂きたいと思います。

#### ○町長（上野 俊市君）

先ほど数値目標等も出されました。とにかく、町民の一人一人が健康でしっかりと生活できる、この目標に向けて我々ができる対策というのはしっかりと引き続き講じてまいりたいと考えております。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、8番、新改秀作議員に発言を許します。

[新改 秀作議員登壇]

#### ○新改 秀作議員

通告に従いまして次の3点について質問いたします。

1点目、町合併20周年について。

旧宮之城町、旧鶴田町、旧薩摩町の3町が合併して令和7年で20周年を迎える。そこで次の点について問う。

1点目、これまでの20年間の歩みをどのように評価するか。合併の効果は現れたか。

2点目、人口戦略会議の報告書によるとさつま町は消滅可能性自治体として鹿児島県内の15市町村の中に入っている。不安視する町民の声がある中で、今後、この危機を乗り越える政策は考えられないか。

3点目、令和7年4月は町長選挙があるが、町長の出馬意向について問う。

大きな2番目、近隣の工場進出について。

先般、熊本県内に外国の半導体工場が進出したことについて次の点を問う。

1、地元企業や県内企業でどのような影響が出ているか。

2、労働者の流出はないか。

大きな3、地域コミュニティ・スクールについて。

学校と地域で子供たちの成長を育む地域コミュニティ・スクールにおいてさつま町として具体的な構想についてどのように考えているのか。

1回目の質問をいたします。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、新改秀作議員からの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の合併20周年を迎える中でのこれまでの20年間の評価という御質問でございます。

平成17年3月22日に現在のさつま町が誕生しまして議員が申されたように来年3月22日で20周年を迎えるところでございます。

これまでの20年間の歩みに対する評価につきましては一概に申し上げることは難しいところでございますけれども、自然災害に関して申し上げますと、平成18年や令和3年の豪雨による大規模災害、そのほか新型コロナウイルス感染症の流行や鳥インフルエンザの発生など、これまで経験したことのないような事案の対応に追われたこの20年間であったんではなかろうかと思っているところであります。

生活環境面におきましては、北薩横断道路の泊野道路、広瀬道路の開通によりまして人流や物流など交通利便性も大きく向上したものと考えております、教育面におきましては、地域の格段の御理解によりまして再編が進められた結果、小学校が14校から6校、中学校が4校から1校となり、児童生徒の教育環境が大きく向上したものと考えているところであります。

しかしながら、一方では、合併直後の平成17年4月時点での人口が2万5,788人、1万222世帯というような状況であったものが今年の4月時点では人口が1万8,448人、世帯におきましては8,706世帯と19年間で7,340人、率にして約28%の減少、世帯数におきましては1,516世帯、率にして約14.8%の減少ということになっているところであります。

また、高齢化率も合併時の約35%から現在42.8%ということでありまして非常に上昇してきているところであります人口減少と少子高齢化が加速的に進行しているところであります。

このような中、町としましても子育て支援対策、移住定住対策など人口減少に歯止めをかける政策に注力してきているところではございますけれども、農林業や製造業、運輸、医療、福祉などあらゆる産業分野での人手不足が顕著になっており、地域におきましてもコミュニティの衰退などが懸念されるなど、本町を含む地方自治体を取り巻く環境につきましては、今後、一層、厳しさを増すものと思っているところであります。この難しい行政運営を今後も迫られるものと思っています。

合併の効果に関しましては、県内町村の中では最も大きな自治体となりまして、そこから生まれるスケールメリットを最大限に生かし、地方分権が加速する中、持続可能な行政サービスの実現のため、行財政基盤の強化や最適化、広域的なまちづくりなどに取り組んできたところであります。

行政運営の不可欠な財政面において、予算規模の適正化を図りながら合併特例債など合併による有利な財源等を活用し、財政基盤の強化、持続可能な財政運営を目指し取り組んできた結果、主要財源指標につきましては合併当時からしますと大幅に改善いたしており、現在の厳しい財政状況の中でも町民サービスの質が低下しないようニーズに即したサービスが継続的かつ安定的に

実施できているものと考えているところであります。

次に、人口問題に関する御質問でございます。

4月25日の新聞報道等で民間の有識者組織であります人口戦略会議によりまして消滅可能性自治体というものが公表されたところであります。

この消滅可能性自治体とは、全国的に人口減少が進む中で、特に子供を産む中心世代である20から30代の若年女性層が、2050年ではありましたけれども、将来的に半数以下になると。このような推計を根拠としまして依然として改善しない少子化基調について警笛を鳴らしたものと理解しているところであります。

全国では、1,729自治体のうち744自治体、約43%でございますけれども、これが消滅可能性自治体に該当しまして、県内においては、本町を含む15の自治体、県内では35%の比率になるようございますけれども、これに該当するところであり、今回の報道のインパクトの大きさ、また本町のみならず全国的な人口減少の影響の大きさを改めて痛感したところでありますとともに厳しい数値であると改めて認識したところであります。

御質問にもありましたように今回の報道を受け、町の将来に不安を感じられた町民の方々も少なからずいらっしゃるものではないかと感じているところであります。

私としましては、今回の報道につきましては、人口減少、少子化問題を考える一つの切り口、考え方であり、これに一喜一憂する必要はないものと考えているところでございますけれども、本町の人口減少の問題は喫緊の課題であり最重要課題であるとの認識がさらに強まったところでございます。

これまで、町におきましては、人口減少問題への対応としまして、令和元年度に策定いたしました第2期のさつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略、また令和2年度に策定しました総合振興計画後期基本計画や重点プロジェクトに基づき、子ども医療費の18歳までの無償化や保育料の軽減、学校給食費や副食費の助成などの子育て支援策のほか、新卒者や転入者に対する就労支援奨励、転入者や新婚世帯が民間住宅に居住する場合の家賃補助など移住定住施策も拡充しているところであり、平成26年度から令和5年度までのこの10年間におきます実績につきましては、457世帯、609人の転入があったところでございます。

また、昨年度からは婚活イベントの開催や出産・子育て応援給付金、民間賃貸住宅の建設促進補助など婚活対策の実施、本年度におきましては保育料の完全無償化などの支援の拡大・充実も図ってきているところであります。

出生と死亡の差である自然減につきましては改善の兆しが乏しい状況ではございますけれども、社会減につきましては、子ども・子育て対策と移住定住促進対策を中心にこれまでの長年にわたる各種の対策に着実に取り組んできた結果、近年、若干ではございますけれども、改善傾向にあり、これらの取組が功を奏しつつあると感じているところであります。

人口減対策につきましては即効性のある取組は難しいところでございますけれども、成果が現れるまで非常に時間がかかるものと考えておりますけれども、今回の報道を受けまして、改めて全職員で強い危機意識を共有し、健全財政を念頭に置きながらも、今、必要な取組、求められる取組についてはしっかりとスピード感を持って思い切った取組も進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、次期選挙への出馬意向についての御質問でございます。

私は令和3年4月の町長選挙におきまして町民の皆様の御信任を賜り、夢と希望のあるふるさとづくりの実現に向けて町政のかじ取り役を担ってきたところでございます。この間、町民の皆様並びに議員各位から町政運営に多大なる御理解、御協力を頂いてきたことに対しまして深く感

謝を申し上げるところであります。

就任当時より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめ、線状降水帯の発生に伴う記録的な豪雨災害、高病原性鳥インフルエンザや豚熱をはじめとする家畜伝染病への対応、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発しましたエネルギー価格や物価上昇など本町を取り巻く環境が大きく変化する中で厳しい政治判断を求められる日々の連続でもあったと思っているところであります。

そうした中におきましても、町民の皆様の生命、財産を確実に守りつつ第2次総合振興計画や私自身のマニフェストにも掲げる諸政策を着実に進めることができたのは、私の政治信条でもあります「なれば成る」の下、職員が一丸となって日々の職務に邁進してくれたことや町議会をはじめとして各関係各所の皆様の絶大なる御協力によりオールさつまで取り組んできた結果であると思っているところであります。

しかしながら、コロナ禍で浮き彫りになりましたデジタル化への対応、深刻さを増す気候変動への解決に向けたカーボンニュートラルの推進をはじめ人口減少対策や少子高齢化対策などは今後も強力に進めていかなければならない大きな課題であり、これらの課題解決に真正面から取り組みながら本町の新たな未来を切り開き次の世代へ引き継いでいくことこそ今の私に与えられた使命であると考えているところであります。

このようなことから現時点におきましては残された課題解決を最優先に進めていくことに全力を注いでいきたいと考えているところであります。

次に、2点目の近隣の工場進出について、地元企業への影響等についての御質問でございます。

熊本県菊陽町に台湾の半導体製造大手TSMCと日本企業のソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社並びに株式会社デンソーで設立した会社がJASMであり、本年末から第1工場で操業開始することとなっているようでございます。

第1工場での雇用予定者数は1,700人で、今後、第2工場の建設なども予定されており、2030年までの10年間における九州での半導体関連による経済波及効果は20兆1,000億円という報道も出ているようでございます。

また、JASMの工場周辺では多くの半導体関連企業が相次いで進出しており、地価の上昇、賃貸住宅の建設ラッシュ、これは外国人等も伴いますけれども、人口の増加、そのほかサービス業や飲食業にも幅広くその波及効果が生じている状況にあるようでございます。

一方、懸念点としましても、急激な交通量の増加による交通渋滞の頻発化、それから半導体製造で大量に必要とされる地下水への影響、進出企業が示す高額な賃金体制、それに伴う地元企業の人材確保と人件費の高騰などが挙げられているところであります。

TSMCの熊本県進出は九州各県における半導体企業の誘致を後押しし、地域経済の活性化だけでなく地域の技術力、新たな雇用機会の創出という多面的な利益をもたらすものであり、地方創生の枠組みの中で産業力を高めるものと考えているところであります。半導体企業が地方へ分散することは、大都市圏に集中する人口や産業の偏りを是正し、国土の均衡ある発展にも寄与することができるものであります。

このような中、県内企業におきましては、県北部にあります精密加工業の経営者がテレビのインタビューで申されていたようございますけれども、「5年の時間とお金をかけて育てた期待の若手社員が今年になって退職し、熊本県内の半導体関連企業に就職することになった」と答えられておったようございます。

また、他の企業では「人材流出の話も聞いていたが、自社には影響ないものと思っていた。どうしても給与面でかなわない部分がある」ということで非常に留め置くことができないというよ

うな話もされていたようでございます。県内においては徐々に人材流出の影響が出てくるものと思うところでございます。

町内企業におきましては、現段階で影響が出ているという状況は確認できておりませんけれども、今後、J A S Mが本格稼働に入った場合、現在、町内企業が契約しております派遣会社に人材が集まりにくくなり、そのことで派遣会社からの受入れが難しくなることが懸念されるところであります。

次に、労働者の流出はないかということでございますけれども、今お答えしましたとおり町内企業においては現段階では確認できていないところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 中山 春年君登壇〕

#### ○教育長（中山 春年君）

新改秀作議員のコミュニティ・スクールに関する御質問にお答えいたします。

コミュニティ・スクールは学校運営協議会を設置している学校のことで学校と地域住民等が力を合わせて子供を育み見守ることを目的としております。教職員にとっては業務改善にもつながる取組だと言われております。

コミュニティ・スクールが機能すると、保護者にとって地域の中で子供が育てられるという安心感が高まること、地域の方々にとりましては経験を生かすことによって生きがいや自己有用感を感じること、また地域にとって地域の活力が生まれたり地域の防犯・防災体制を構築できたりするというメリットがあると言われております。

さつま町では平成30年に山崎小、佐志小を皮切りに令和2年には盈進小、柏原小、宮之城中が、令和5年には鶴田小が、そして、今年度、新設されました薩摩小学校で町内全ての小中学校がコミュニティ・スクールとなりました。

最初の指定から5年経過しておりますが、以前の学校評議員制度との違いを十分に周知できていなかつたために取組が活性化しているとは言い難い状況がありました。

この状況を改善するために管理職研修会等で学校運営協議会の役割等について話題にしたり、さつま町独自でコミュニティ・スクールフォーラムも先月開催したりして研修を深めております。最近、その成果として各学校の運営協議会におきまして活性化の兆しが見えるようになってきました。今後の取組のさらなる活性化に期待しているところであります。

それでは、本町としての具体的な構想についてです。

まず、委員の構成につきましては多様な考え方や発想を取り入れるために年代や職種、経験等を幅広く考慮するようにお願いしております。今後は必要に応じて児童生徒の視点や意見も取り入れていただきたいと考えているところです。

学校運営協議会では、学校や地域が抱える課題の解決に向けて熟議し、取組の活性化を図ります。学校と地域が双方の課題解決に協力する取組を通して「地域とともにある学校づくり」を推進していきたいと考えています。

また、来年度からはさつま町の学校運営協議会合同研修会を開催する予定です。この研修会では各校区の取組に関する実践発表をしたり、各校区に共通する課題やまちの課題を踏まえたテーマによる熟議に全委員で取り組んだりすることで「学校を核とした地域づくり」につなげていきたいと考えています。

このような「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を意図的・計画的で持続可能な取組にするために、各学校の教育課程を社会に開かれた教育課程に変えていく必要があります。

そのためには、15歳のさつま町の子供の姿を明確にし、学校と地域でビジョンを共有、その姿を目指し、各学校と地域では教育課程におけるさつま学や総合的な学習の時間の教育活動を軸にコミュニティ・スクールの取組の充実を図ってもらいたいと考えています。

このようにさつま町が誇る人的環境や自然環境を有効に生かしながらコミュニティ・スクールの取組を積み重ねていくことで郷土に誇りを持ち、ふるさとを愛するさつまっ子の育成に努めるとともに、住民が輝くきっかけをつくり、地域の活性化にもつなげていきたいと考えております。

[教育長 中山 春年君降壇]

○議長（宮之脇尚美議員）

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時45分とします。

---

休憩 午前10時34分

---

再開 午前10時45分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○新改 秀作議員

先ほど合併の効果評価について町長から答弁がございました。私たちもちょうど合併前に議員となりまして、最初は4町5町を考えいろいろ模索したときがございまして、先輩議員に連れられていろんなところを訪問したりしながら説明を受けたりした経緯があるわけでございます。

そうした中で、最終的には、3町で合併協議会を開き、いろんな意見交換をしながら合併にこぎ着けた。それこそ、糸余曲折といいますかね、そういうような感じで合併にこぎ着けたという感じがするわけでございます。今では仲よく頑張っている旧3町という姿で大変いいわけでございます。

3町は、合併して、先ほど町長も2万5,688人あったということで、20年後の4月1日には1万8,448人、7,390人の人口減であったと。町長はほかにも申されております。町民からも「この頃、死亡率あるいは自然死が多いですね」という声も聞かれるわけでございます。

前、2014年のちょうど日本創成会議の中で、一回、消滅可能都市のことについて言ったわけでございます。これを提案されたのが2009年に道州制を提案されました石破茂前政調会長ですね。この方が提言されまして、その中で増田レポートという感じで出されてびっくりしたわけでございます。そうした中でさつま町も全国896団体の中に仲間入りしたわけでございます。

この発表と同時に既にこの事実をつかんでいたわけにもかかわらず、このあと、どのような対策を講じてきたのか。それともそのときの町長が「そのまま放つときよ」と言われたのか。その後、今の町長になるまで、今回、24年まで、これが大々的に新聞に載るわけですから、どのような対策を講じたのか、説明していただければと思います。

○町長（上野 俊市君）

増田レポートの関係もですし、今度出された人口戦略会議の数字も、最初、1回目で答弁させていただきましたけれども、数字的な数値を見ると非常に厳しい現実を突きつけられたなというのがその思いであります。

これまで、合併後といいますか、人口問題の関係等については前町長の時代からも取り組んでこられた部分であります。私も、就任しましてから、さらにまたこれを拡充、あるいはまた新たに子育て、人口増大策について取組もしてきたところであります。

冒頭、いろいろと申し上げましたので細かいところまでは申し上げませんけれども、新たに私が今年度から進めたのがまた保育料の完全無償化。それから、転入者や新婚世帯に本町に残っていただきするために民間の賃貸住宅への助成というのも新たに始めるなど、移住定住が進むような形、特に町内にいかに残っていただきかというのも含めながらいろいろな様々な対策も講じてきているところであります。

これが数値的なものとして即反映していないのは現実でございます。冒頭、申し上げましたように非常に時間がかかる取組だと思っております。

先般、埼玉県の滑川町でしたですかね、ここが非常に人口が増えたというようなことで、これも20年間取り組んでこられた結果が、今、そうして実を結んでいるというようなこともあります。

今後、新たな対策はどういうのが取れるのかというの、また総合的な観点からいろいろと検討していきたいと思っているところでございます。

#### ○新改 秀作議員

ちょっと後ろになつたんですけど、2009年に、地方創生、政調会長から石破茂議員さんがなったときに道州制を提案されたわけですよね。あれから全然聞こえなくなつたんですけど、あるいは合併も含めてもうないと町長は思われますかね。それとも、全然、聞こえてこないもんですから、どのようにになっているのか、その辺をちょっと質問ですけども、お示し願えますか。

#### ○町長（上野 俊市君）

過去にそのような道州制の提案というのもあったことは事実であります。今、道州制の関係等については、表立ってこれが議論されているというか、そういう状況にはないところであります。

#### ○新改 秀作議員

分かりました。

次にいきます。

今回、2024年4月25日の南日本新聞にちょうど10年ぶりに新聞に同じ消滅可能都市が掲載されたわけでございます。前回が896あったわけでございますけれども、自治体、今回は744自治体あったわけでございます。150自治体というのは、一応はこれが解消されて、言わば努力した結果が744になったのか。さつま町としても出生率の向上が課題であると。新聞の紙面にもそういうふうに載っていたわけでございます。

そういうことで政策が後手後手に回っている感じがして、危機感がないとも見てとれるような気がするわけすけども、町長はこの点についてどのようにお考えですか。

#### ○町長（上野 俊市君）

後手後手と言われましたけれども、決して我々がやっている政策というのは、私自身、近隣のところを見ても遜色はないものと思っております。飛び抜けたものと言われるとそこはないのかかもしれませんけれども、決して後手後手に回っているとは私は思っていないところであります。

結果的に減少率の数値だけを見ましたら非常に減少率が高いということでこういう形で公表されていますけれども、一つ一つの取組が全体の取組となって、先ほど申しましたように26年度から令和5年度までの10年間ではさっきの移住定住の補助金とかいろんな様々な補助金を使ってこちらに転入された方が457世帯、609人の転入があったということであります。そういう数字も見ていきますと、一概にポンという話じゃないですけれども、着実に効果が見えつつあるなと私は思っているところであります。

そういう中にありますと、先ほどありましたように、20代から30代の女性の減少、ここが一番大きいということはここに対する取組というのをしていかないといけないと思っている

ところであります。

これにつきましては、女性が働きやすい場、住みやすいまち、それはどういう形がいいのか、そこあたりをしっかりと今後ターゲットにしながら進めていく必要があると感じているところであります。

○新改 秀作議員

よく分かりました。

先ほど今の24年度の消滅可能都市のあれを見ますと沖縄、鹿児島が市町村の出生率の状況というのが一番いいわけですよね。鹿児島でも島国ですよね。この前、塩田知事がおっしゃいましたけども、2,720のうち半分は大島地区だというようなことも聞いております。

どこがどのように違うのか、何か違ったあれがあるのか、町長は御存じでないですかね。その辺をお示し願いたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

県内唯一の自立持続可能性自治体と言われた宇検村の事案を取り上げてみると、集落全体で子育てができるいると。そういうようなこと。結いの精神が定住につながっているということ。それから、親子で移住が条件。半数以上が中学校まで在籍。これは山村留学の話とか教育の関係。

それと働き口ということで、水産業が中心でございますけど、ここあたりがあって、それとケア対策も課題だということで挙げられておりますけれども、先ほど申しましたように子供を集落全体で地域全体で育てていくというようなそういう取組ができるということでテレビ等でも紹介されたのを私も見ましたけれども、そういうのがあってここがそういう自立可能性の自治体として取り上げられた。宇検村を例に挙げますとそういうことが考えられるのではなかろうかと思つてはいるところであります。

○新改 秀作議員

了解しました。

また先がございますので先にいきます。最後のあとの締めでまた言います。

次に、来年の選挙出馬について伺ったんですけど、町長としては今までの残された課題を最優先に努力するというような意見でございました。

選挙公約、マニフェスト、私も何回か見るんですけど、達成率というのは、今で、あと6か月か7か月か残っているわけですから、どの程度達成したという自分で自信がありますかね。その辺をお示し願いたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

選挙の関係等について先ほどお答えしましたけれども、とにかく任期が残された中でしっかりと取り組んでいくということをまず考えていきたいということで申し上げたところであります、立候補当時のマニフェストの達成率ということにつきましては、今現在、担当課のほうに達成率の関係も拾い上げをさせているところでございます。

私自身は半数以上できてはいるかなと思いますけど、なかなかまだ難しい部分等もあるようございますので、ここあたりはしっかりと達成に向けた形で取組を進めていきたいと思っております。数字的なものについては、分かり次第、またお示しできればと思っているところであります。

○新改 秀作議員

ぜひ。このマニフェストも大事。私は最優先に残された課題をやってその次はまた重要課題を決めて選挙に出馬されるものだと思っておりますので、その辺はまたゆっくりとお聞かせ願いた

いと思うところでございます。

次に行かせていただきます。

次に、近隣の工業進出でございますけれども、大型企業の誘致の話でございます。

私が調べた鹿児島銀行の県内の調査によりますと技術者の流出が見られると。あるところの工業系の高校にも募集があったようでございます。

大型企業の誘致に対してはいろいろプラス・マイナスがありますけども、人が集まり、まちが動き出し、新しい企業ができて人の往来も激しくなり、活性化していく。地元はバブルの状態であるとニュースで知り、第2工場もできるとのこと。今度は、今朝の新聞によりますと、県のほうからも、第3工場の誘致を希望する、あるいは計画もあるという。

非常に注視して見る必要もあると思いますけども、町長は考えはどのようにお考えですか。

#### ○町長（上野 俊市君）

TSMCの関係等については、第1、第2、第3というようなことで工場がどんどん新設されていくということで非常に議員からもありましたようにバブルの状況になっているということでもございます。

本町におきましても、こういう大きな企業等の誘致ということで、関係各所にも、いろいろ、働きかけといいますか、しているわけでございますけれども、なかなか、今、新たに企業誘致ということは非常に難しい状況にあるところであります。

一つはしっかりとまち周辺で労働力が確保できるかというのは企業さんがよく言われる部分があるところであります。しかしながら、私としても、可能性があるんであれば、こういう大きな企業とまではいきませんけれども、新たにまた企業等の誘致というのはしっかりとしていかなければならぬと思っています。

#### ○新改 秀作議員

すいませんでした。

最後にこの問題になりますけども、コロナ禍の中でもマニフェストに基づき行政課題に取り組む町長としても職員も歴史に残る1期目ではないかと思うわけでございます。

全体としての町の人口は30%の人口減になったわけでありますけども、亡くなる方、生まれてくる方、いろんな方がある。これはバランスであります。2024年4月25日の南日本新聞の消滅可能性都市の記事については少なくとも町民はショックを受けた方々が多かったのではないかと思うところでございます。どの市町村も高齢化対策または少子化対策、人口減対策、それぞれの知恵を絞り対策を講じていると思われます。

来年度の町長選挙に出馬の意向であるとすれば、このような事情を踏まえ町民のために町発展のために御尽力していただきたい。今後、まちとしても具体的に分析し、他の市町村のまねではなく我が町としての独自の施策が必要ではないかと思うところでございます。

町政20年の記念事業は心に残る記念事業となりますように実行委員会で十分検討していただくよう要請してこの質問を終わります。

次に、コミュニティ・スクールでございます。

私はフォーラム in SATSUMAのほうには出席できなかつたんですけども、町長も施政方針の中でコミュニティ・スクールの実現を目指しているというようなことを町長も施政方針で言われております。

そうしたことから、1点目、コミュニティ・スクールで、子供、児童の意見を聞くことができればより学校を生かすことができるを考えるわけでございますけども、子供、児童生徒、父兄ですね。教育長の考えをお伺いいたします。

## ○教育長（中山 春年君）

今、御指摘ありました児童生徒の意見、保護者の意見、議員のおっしゃるとおりだと思っております。先ほども申し上げましたけれども、これからは生徒会、児童会の意見、子供の視点とか発想、そういったところを取り入れていただきたいということ。

それから、現在、見ておりますと各学校の運営委員さんにはPTAの役員さん方、保護者の方々が入っていらっしゃるようで、そちらの方々の御意見は吸い上げられるんじやなかろうかと考えております。

以上です。

## ○新改 秀作議員

学校と保護者、地域住民、教育長がおっしゃるとおり「地域とともにある学校づくり」あるいは「学校を核とした地域づくり」というようなことも言っていらっしゃるようでございますので、町民目線に立ったような意見交換会をするということが重要課題でもあると思いますので、その辺を要請しておきます。

それと、2番目に、私たちは地域密着型ということで小さな公民会でもそういうことで立ち上げていろいろ行事を行っています。小規模校はそういう形で持つていいんですけど、500人近くの学校からすると形がもうちょっと違ってくるんじやないかと。

そこにコーディネーターを入れてやる、いろんな形があると思いますけども、コーディネーターというのはみんな昔と違ってボランティアボランティアではどうもできないわけですよね。学校応援団もしかり、コーディネーターに対する気持ち、謝金をする必要も出てくるんじやないか、事業によっては。

町長、どのようにお考えですか。謝金のことですから教育長じゃちょっと。「丸々ボランティアじゃのして有償で軽く謝金程度のものは考えておいたほうがいいですよ。どうですか」ということですから。町長、どうぞ。

## ○町長（上野 俊市君）

これにつきましては運営協議会の取組の状況やコーディネーター等の果たしている役割等をしっかりと把握して教育委員会とここについては協議・検討していきたいと思います。

## ○新改 秀作議員

ぜひ検討していただきたいと思うわけでございます。

今、考えてみれば70歳ぐらいで働くのはみんなざらですよね。たくさんいらっしゃるわけで、なかなか、その中で、コーディネーターを雇って何をするかが問題ですけど、場合によってはそういう謝金なんかも必要な時代になってきていると思いますので、その辺を要請しておきます。

次に、コミュニティ・スクールという事業が追加されることにより教職員の仕事が増えることになるのではないかと。あるいは、一方では働き方改革を行いながら一方では仕事量を増やすという結果にはならないか。その辺について教育長にお伺いいたします。

## ○教育長（中山 春年君）

今、教職員の負担が増えていくんじやなかろうか、現在言われる働き方改革に逆行するんじやなかろうかという御質問だと思います。

これにつきましては、今、先進的に取り組んでいらっしゃる地域、それから、これは県内外を含めてですけれども、大きな役割を教職員が担うということは今やっておりません。そして、今、本町でもそういう方向で考えているところです。

そのことから教職員の負担が一気に増えるとかそういうことはないだろうと考えておりますし、先般のフォーラムでも先進地の話があったのは、逆に先生方にはゲストとして入ってもらって子

供と一緒にいろいろ意見を出してもらいたいというような話等が出されていたところでした。議員がおっしゃるとおり、そういったところについては気をつけながら進めてまいりたいと思います。

#### ○新改 秀作議員

新聞なんかを見ますと、今、中教審の教職員の調整額4%から10%上昇の中で残業代というのは45時間で変わらずというようなので検討されております。将来的には20時間にするんだというようなことでございます。

教職員も土曜授業に対するアンケートの調査をこの前見ますと85%は土曜日には出たくないという感じ。ということは、かえって、それを分担、そういう感じがいいけど、地域住民あるいはPTA関係の方に押しつけるというような感じに取られないようにうまく分担するのも大事じゃないかと私は思うわけでございます。

学校、家庭、地域が役割を分担することによってかえって責任のそういう関係が出てこないようになりたいと私は思っております。

#### ○教育長（中山 春年君）

今、ありましたとおり、本当、おっしゃるとおりだと思います。今まででは、地域が学校に協力すること、それを求められている学校応援団という組織でした。これについては、双方向で、お互いができること、無理なことをしていってもこれは先が見えておりますので、できることを少しづつ積み上げていく、そういったところの取組が大事だと思っております。

あと、先ほどもありました「学校を核とした地域づくり」、これも本当に大事なことであると考えておりますので、そちらのほうも併せて進めていければと思っております。

以上です。

#### ○新改 秀作議員

その辺を考えただければうまくいくんじゃないかと思うところでございます。

今後、学校、家庭、地域の三者連携は必要不可欠になると思われるわけでございます。昭和30年から50年代は少々内容は違っても学校、家庭、地域のコミュニケーションが取れていたわけでございます。未来を担う子供たちが自分の地域のことを理解し年代を超えた教養を身につけ大きく成長することを願うばかりであるわけでございます。

コミュニティ・スクール導入による「地域とともにある学校づくり」の推進を応援するとともに、コーディネーターの資質向上のための研修や予算措置、これを要請して終わります。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、新改秀作議員の質問を終わります。

次は、11番、古田昌也議員に発言を許します。

[古田 昌也議員登壇]

#### ○古田 昌也議員

お疲れさまでございます。

それでは、通告書に従って質問のほうを行いたいと思いますので、いきます。

町有財産についてでございます。

3月議会で学校跡地等利用促進条例が制定され、民間企業など活用しやすくなったと考える。しかしながら、賃借料の決め方など曖昧で分かりにくい。なぜ曖昧な数字になるのか。また、学校跡地だけでなく町有財産も含めて民間のニーズに合った柔軟な形を取ることはできないのか、お聞かせください。

続きまして、2問目の質問に移ります。少子化対策についてであります。

昨年度から国のことども未来戦略方針で児童手当、育休、時短勤務、出産費用、保育関連、高等教育、奨学金などの支援策を2026年度以降までに計画されています。

本町もこれまで様々な施策を実施しており、成果も出ているところもあると感じていますが、しかしながら不十分な点も実際あると考えております。事なかれ主義ではなく、保育料完全無償化のような施策をもっと進取果敢に取り組む考えはないか、お聞かせください。

続きまして、最後の質問です。先輩議員と質問がかぶるかもしれないですが、情報周知の取組についてでございます。

新聞などの報道で消滅可能性自治体に掲載され、報告書の内容にも怒りを感じるが、本町を数字化、客観的に見ればそのように見えていることは自覚しなければならないと考えております。

町として施策など情報周知ができていないのが大きな要因だと考えていますが、どのように考えているのか、また消滅可能性自治体から脱却する方策などは考えているのか、お聞かせください。

1回目の質問はこれで終わりたいと思います。

[古田 昌也議員降壇]

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

それでは、古田昌也議員の町有財産についての御質問から答えさせていただきたいと思います。

学校跡地等の賃借料につきましてはそれぞれ建物等の経過年数により残存価額が変わるものでございまして条例に沿って積算しているところであります。

また、民間のニーズに合った柔軟な形を取った活用についての御質問につきましては、公有財産につきましてはまちの大切な財産でありまして、基本原則として、条例に定める場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けるには議会の議決を経なければならぬものとなっているところであります。

さきの3月定例議会において可決していただきました学校跡地等利活用促進条例につきましては、学校跡地等について、土地や建物の規模が大きいため利活用が進まない状況にありましたことから学校跡地等に限定した制度としてこれを制度とさせていただいたところであります。

なお、企業等が施設の改修等をされる場合には、採択の条件等はございますけれども、既存の制度である企業立地産業支援助成金や就労支援社員用住宅建設等促進助成金で対応させていただきたいと考えております。

今回、新たに創設されました学校跡地等利活用促進条例の優遇措置により活用方針が決まっていない学校跡地につきましても利活用につながりやすくなると考えておりますけれども、制度開始後、間もないため、今後、状況等を把握しながら見直し等の必要があれば検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の少子化対策についてでございます。

国におきましては、昨年6月にこども未来戦略方針を決定され、本日、この関連本案が国で成立する見込みとなっているようでございます。経済成長と少子化対策を車の両輪に若者、子育て世代の所得を伸ばすことで今後3年をかけて総額3兆6,000億円の予算を確保しながら集中的にこれに取り組むとされているところでございます。

町におきましても、先ほど申し上げましたけれども、私のマニフェストにも掲げておりますさつま町で「産み、育て、安心して暮らせるまちづくり」の実現のため、きめ細やかな子育て支援や人口減対策に取り組んでいるところであります。

主な支援策を少し申し上げますと、まず、出産前、妊娠期における不妊治療に関する助成、出

産準備応援金、それから妊産婦の歯科健診の無料化、出産応援給付金の支給、また、出産後、乳幼児期における産後ケア事業の支援、新生児聴覚検査の助成、子育て応援給付金、さらには乳幼児から高校生までの子供に対する保育料の完全無償化、子供の医療費の18歳までの助成、ひとり親医療費の18歳までの助成、任意予防接種等の助成、医療費、児童療育施設利用料の助成等々を行っているところであります。

今年度、町では令和7年度から11年度までの5年間を計画年度とします第3期のさつま町子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっておりまして、今後、子育て世帯へのアンケート調査を実施した上で子育て支援事業の現在の利用状況や今後の利用規模を把握し、そのニーズを事業計画に反映してまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目の情報周知の取組に関する質問でございます。

本町の人口減少対策につきましては、さきに新改秀作議員の御質問でもお答えしましたが、人口減対策につきましては本町においても最重要課題であり、長期的・多角的に継続して取り組んでいるところであります。

議員御指摘の町の施策の情報周知につきましては、まず町内在住の方向けには御承知のとおり全戸配布を行っております町の広報紙や防災行政無線などの複数の媒体、またLINE等も活用しながら各種の情報が行き渡るように周知を行っているところであります。

また、町内外を問わず広域的な情報発信としましては、令和4年度に町のホームページを刷新し、観光、移住定住、子育ての3つの特設サイトを設けましてより魅力的で分かりやすい情報発信に努めているところであります。

近年では様々な分野のデジタル化が急速に進んでおり、情報発信についても町の公式LINEやフェイスブックなどのSNSを通じた情報発信の充実にも力を注いでいるところであります。

御指摘の情報周知の重要性につきましては、SNSなどのデジタル媒体を利用した情報発信がより重要性を増していくことから今後もより身近で入手しやすい、また様々な方に伝わりやすい多様な情報伝達の方法を検討し情報発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○古田 昌也議員

答弁いただいたところでございます。

1問目の質問なんですが、学校跡地利用促進条例制定後、現在、利用している企業の方々には説明に参ったのかどうか、お聞かせください。

#### ○財政課長（垣内 浩隆君）

まず、初めに学校跡地等利活用促進条例の主な優遇措置について御説明させていただきたいと思っておりますけれども、事業者等が全ての土地・建物について譲渡を受けられる場合につきましては、建物については無償、土地の譲渡額につきましては固定資産評価額または不動産鑑定評価額のいずれか低い価格の10分の1とするといったようなものが優遇措置の主な内容でございます。

現在、利用している企業等に説明に行ったかというところとそのときの反応でございますけれども、さつまPR課を通じましてものづくり企業振興会の会員企業の皆様また町内製造業者の方々につきまして周知させていただいたところでございます。

個別に数社からの問合せ等も頂いております。前向きに検討していただけるのではないかというところで感じているところでございます。

#### ○古田 昌也議員

行ったということでしたら、その場で、多分、様々な御意見が出たと思うんですが、どんな意

見が出たのか、お聞かせください。

○財政課長（垣内 浩隆君）

これまで貸付けによりまして学校跡地等の一部を利用されている業者の方から全ての土地・建物の譲渡を受けた場合の固定資産税額と現在の貸付料の比較についての問合せがあったところでございます。

学校跡地等の公共用地につきましては非課税でございます。土地につきましては、近隣の土地、同種の土地を参考に固定資産評価額が算定されておりますけれども、建物につきましては固定資産評価をしていないところでございまして現時点ではお示しすることができなかつたところでございます。

今後、学校跡地の利活用に向けましてこういった問合せも増えてくるのではないかと考えております。固定資産評価額の算定に向けました取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

そういう形で、いろんな形で、質問というか、固定資産税の件で質問があったということは根本的にそういう形で企業のニーズに合っていないのではないかと考えられるんですが、その点はどのように捉えているのか、お聞かせください。

○財政課長（垣内 浩隆君）

質問の中で部分的な譲渡というところにつきましてもあったところでございますけれども、町の学校跡地の活用方針としまして部分的な活用では残された部分の活用がしにくくなるというところがございます。全体的に活用していただくことを基本に考えております。

また、全体の売払いによります処分を基本としておりますけれども、部分的な活用の申入れがあった場合につきましては地域の方々にも理解していただいた上で部分的な貸付けにも対応していきたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

そういうニーズに合う貸付けであったりとか譲渡というのがすごい重要な部分だと本当に感じています。柔軟な対応をしていただきたいというのがあるのですが、基本的にですが、ちょっと話は変わるかもしれないんですけど、財産の処分ではなくて企業などに対しての投資として考えて、譲渡や貸付け、賃貸を考えていないのかどうか、お聞かせください。

○財政課長（垣内 浩隆君）

今回の学校跡地等利活用促進条例によります優遇措置の活用により財産を取得または借用されることで企業等が、工場の新設でありましたり、活用でありましたり、資材倉庫、社員寮、こういったところもあるかと思いますけれども、そういう事業拡大をされていくにつきまして一方ではこういった優遇措置が企業等に対する投資の一部と考えられるのではないかと思っております。

○古田 昌也議員

そういう形で考えているんですが、3月議会の施政方針の中で価値のある資源が生かされるまちとの方針もあったと思われます。町有財産も価値ある資源と考えて民間に生かしていただきということを考えていく必要があると僕はすごく感じます。そのことについてはニーズに合わせようとかそういう形で再度考えることはないのか、お聞かせください。

○財政課長（垣内 浩隆君）

ただいまの質問でございますけれども、公共的・公益的な活用が見込まれない施設につきましては譲渡を基本に貸付けを含め民間事業者等による活用を検討してまいりたいと考えております。

民間事業者等によります施設の活用策につきましては、町の施策や課題解消に寄与することに加えまして地域の理解も大事でございます。そういった部分を尊重しながら、事業の健全性、安定性、持続性とともにまちや地域に与える影響等も十分考慮しながら検討していく必要があると考えております。

○古田 昌也議員

そういった必要は、十分、町も考えるということなんですが、民間にそういった活用をしていただかないと、これから先、なっていかないと思っているんです。それで、そもそも、今、町自身に活用できる案があるのかどうか、お聞かせください。

○財政課長（垣内 浩隆君）

こういった施設につきまして活用できる案が町としてあるのかという御質問でございますけれども、学校跡地等につきましては、災害時におきまして、緊急的に避難し、また身の安全を守るために利用される施設でもございます。防災拠点としての機能面につきましても配慮しつつ全体的な防災計画の中で避難施設等の確保が他の施設でも見込める場合につきましては譲渡につきましても検討していきたいと考えております。

以上です。

○古田 昌也議員

学校跡地の利用とかそこら辺はすごくよく分かりましたが、町有財産は町営住宅もあると思います。町営住宅で空き家になっているところを、入居条件を見直してでも、外国人の方や借りたい企業、民間の方々が本当にもっと借りやすくして建物の延命化とか活用方法を考える考えはないのか、お聞かせください。

○建設課長（原田 健二君）

ただいまの御質問でございます。

町営住宅ということで、さつま町内の公的賃貸住宅ということで、公営住宅のほうを建設課で所管しております。占める割合が大きいのでその部分からお答えさせていただければと思います。

住宅に困窮する低所得者に対しまして低廉な家賃で賃貸する住宅ということで公営住宅法で定められて運営しているところでございます。

そういう中で住宅の供給目的外の使用の相談案件というものがございました場合につきましては住宅需要の動向を踏まえた上で住宅の譲渡や用途廃止を含めまして個別に対応して検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○古田 昌也議員

町営住宅の件とかはそこら辺は分かりました。そういった形で決まっているというところではあるということで理解はいたしますが、そうした町営住宅以外でもその他の施設でも同様に活用しやすい環境を整備することを根本的に考え直すことはないんですか。町営住宅も含めて全て考え直すことがないのか、お聞かせください。

○財政課長（垣内 浩隆君）

ただいまの御質問でございます。

これまでも行政財産としての目的を果たさなくなった施設につきましては、普通財産へ移管しながら公募による売却を行ってきているところでございます。

公有財産はまちの大切な財産でございます。適正な対価によりまして譲渡するというところが基本原則でございます。現在のところ、さきに条例を制定させていただきました学校跡地等以外につきましての施設の譲渡、これにつきまして、ほかの分につきましての優遇措置につきまして

は現在のところは考えていないところでございます。

○古田 昌也議員

再度、繰り返しになるかもしれないんですけど、そういう形ですけど、企業とかそういった民間事業者に対して借りにくいとか活用しにくいという形で声が聞こえてくるのが実際のところであります、正直な話。再度、繰り返しになるかもしれないんですけど、まずはそういったところに対して企業などに対して聞き取り調査をする考えはないのか、お聞かせください。

○財政課長（垣内 浩隆君）

今回の学校跡地等利活用促進条例につきましては4月1日に制定されたばかりでございまして当面につきましては本制度の活用状況を把握していきたいと考えております。その上で活用等につきまして御意見等ございましたら聞き取りを行いながら内容の変更等が必要であれば、また検討してまいりたいと考えております。

○古田 昌也議員

柔軟な対応をしていただけるということを検討していただきたいと思います。

上野町政になって町有財産の利活用はやりやすく簡略化されてきているというのは実感はすごく持っております。ですが、まだまだもつとうまく利活用ができるとも感じております。

確かに公有財産は本町の大切な財産であり適切な対価により譲渡するのが妥当だと思いますが、学校跡地や町営住宅などの建物は利用しないとすぐ老朽化して、取壊し、その他、危険箇所にもなり得る可能性が大きいと本当に考えております。その中で管理費など無駄な経費がすごく増えれるのも目に見えていると思っております。

それなら活用してもらう企業に本当に活用してもらっているほうがいいですし、しかしながらニーズに合わなければ利活用もできていないのが現実だと本当に考えております。

自助・共助・公助とよく聞きますが、公助とは補助金や助成金ではなく町が民間企業などに投資することも公助の範囲ではないかと考えております。あくまでも賃借や譲渡などは投資と考えて企業の成長を促して税収の確保を稼ぎ出すという感覚を持っていただきながらそういった形でも対応していただきたいとすごく要請して次の質問に移りたいと思います。

次の質問なんですが、ちょっと根本的なことをお伺いしますが、大前提で本町が考える少子化対策とは簡単に言うとどのような考え方を持っておるのか、お聞かせください。

○こども課長（久保田春彦君）

本町が考える少子化対策とはどのようなことかということでございますが、一言で言いますと先ほど町長からありましたようにさつま町で産み、育て、安心して暮らせるための支援策の充実だと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

でしたら、産み、育てやすい環境とはどのような環境だと考えているんですか。お聞かせください。

○こども課長（久保田春彦君）

産み、育てやすい環境につきましては、まず1つ目に妊娠期から産前・産後、子育て期における健診や保健指導などの支援体制の充実、そして2つ目に子ども医療費やひとり親家庭等の医療費、予防接種や不妊治療等に係る費用の助成など経済的負担の軽減だと考えております。

さらに3つ目に児童虐待等の防止や障害児支援また将来の父親・母親になる児童生徒への命を育む教育などこれらの支援体制が充実している環境だと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

そういう形でしたら、そうしたら本町が考える子育ての基準はどこまでが子育てと考えてい

るのか、お聞かせください。

○こども課長（久保田春彦君）

子育ての基準ということでございますが、未就学児から高校生までと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

未就学児から高校生までを子育てという形で考えていられるということでしたら、医療費の問題なんですが、両親が本町に在住で高校生で寮に進んだ方々、そういう方々の医療費はその移った市町村の規程になる。でも、さつま町に在住であつたら医療費は高校生まで無料。その格差というのがあるんですけど、医療費もそこも助成する考えはないか、お聞かせください。

○こども課長（久保田春彦君）

ただいまの御質問につきましては子ども医療費助成事業の住所要件に関する御質問だと思っておりますけども、今ありましたように本町の条例におきましては助成対象をさつま町の区域内に住所を有する者といたしております、保護者の住所が町内にありますと子供の住所が町外にある、そういう場合につきましてはその住所地の自治体での制度を活用しながら助成を受けていただくこととしているところでございます。

少しずれますが、子ども医療費助成につきましては各自治体において助成の内容が異なっておりますけども、例えば住民税非課税世帯等におきましては県内全ての自治体が未就学児から高校生まで自己負担なしの助成を行っていることに対しまして、住民税課税世帯におきましては未就学児から高校生までの助成を行っている自治体は県内におきましては本町を含む32町村となっております。残りの11町村につきましては就学前まであるいは中学生までの助成となっているようでございます。

また、医療機関の窓口負担について非課税世帯が窓口での負担を行わない現物給付ということになっていることに対しまして、課税世帯におきましては、窓口で、一旦、自己負担分を支払い、その後、費用が返ってくる償還払い方式となっているところでございます。

本町におきましては、今後、未就学児から高校生までを非課税世帯と同様に課税世帯におきましても窓口負担のない現物給付方式への移行をする方向で現在検討を進めているところでございます。議員のおっしゃいます住所要件等の拡大等につきましては、今後、また検討してまいりたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

今、様々な要件を説明していただきましたが、すごく分かりにくいですし、最後に検討していただけるということで住所要件の拡充につきましては対象者の状況や住居の助成の内容なども確認しながら本当に検討していただきたいと思います。

なぜそちらの高校に住所を移したのか。スポーツ関係というのがすごく多い形で行きたい高校はそっちのスポーツが優秀だからということで行くところではありますので、ぜひともそういう形で住所要件の拡充ということを考えていただきたいというのは要請しておきます。

ちょっと方向性も変えて、子育て支援のところでいいんですが、スポーツが重要だということですごく考えるんですけど、少年団体、少年団と地域スポーツ団の格差をなくす、地域ボランティアで非ボランティアみたいな形で活動していますが、子供も同じ町内在住で指導者も町内在住なのに助成制度というものがばらばらになって適用外になっているのはちょっと僕は不自然だと感じているんですが、そこら辺はどういった考え方でこういう形になっているのか、お聞かせください。

○社会教育課参事（宮里 秀樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本町が助成制度の適用対象としているスポーツ少年団の基本的な考え方につきましては、スポーツを通して心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的としており、その手段としてスポーツやボランティア活動など7つの領域をバランスよく取り入れ発達段階に応じた人間づくり・体力づくりを行わなければならないとされており、勝利至上主義のスポーツ活動からの脱却をも図っているところであります。このようなことから、スポーツ少年団は、原則として、週2回から3回程度、1日の活動時間、平日2時間、休日3時間以内と定めているところであります。

近年、スポーツ選手のけがや故障などの大きな要因の見直しが求められております。スポーツ少年団はその要因である児童生徒の健全な心身の成長、技能を育むべき改善策を取り入れたスタートコーチという資格の制度を取っているところでございます。

教育委員会としましては、スタートコーチの資格取得をしていただき、さつま町スポーツ少年団本部に登録していただくことを地域スポーツクラブの方々にも推奨しているところでございます。

以上です。

#### ○古田 昌也議員

そういう勝利至上主義のスポーツ活動とかそういう形でいろいろとにぎわって、結局は同じにはできないということだと思いますが、民間だろうが、少年団だろうが、同様に地域のスポーツを頑張っていますよね。そういう観点で助成する考えは持っていないんですか。そこはお聞かせください。

#### ○社会教育課参事（宮里 秀樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、議員が言われる地域スポーツクラブなどへの補助金につきましてはさつま町教育関係団体等に係る全国・九州大会出場に関する補助要領等により助成がなされているところでございます。

補助の対象者は中高生の課外活動を除き全町民に対し大会に参加する交通費の2分の1以内を限度とし予算の範囲内において交付しているところであります。また、補助金につきましては規則、要綱、要領によりスポーツのみならず文化活動、社会教育の分野においても交付しております。

以上です。

#### ○古田 昌也議員

交付しているということですが、格差というのが不自然にあるんです。そこら辺でできないであったりとかそういう要綱があるんであれば、ちょっと方向を考えてお聞かせしていただきたいんですが、今、総合体育館に冷暖房の施設が設置されて環境が充実していますよね。

そういう形でそっちの活動費にできないんであればそういう施設に対して投資する。例えば、400メートルのターラン、陸上が使う走る陸上の施設とかそういう形で環境整備に対して投資する考えはないのか、お聞かせください。

#### ○社会教育課参事（宮里 秀樹君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

グラウンドの400メートルターランの整備につきましては、関係の協議団体等、あと関係課との協議や意見聴取を進め、調査・研究していきたいと考えているところでございます。

#### ○古田 昌也議員

その使っているところに設備ができないかもしれないという形なんですが、それでしたら、例えばですけど、廃校跡地とか、利用の設備投資をする考え方とか、そういったことも考えてないのか、お聞かせください。

○社会教育課参事（宮里 秀樹君）

学校跡地を利用した施設整備につきましても、照明施設を含めまして関係課等の協議や意見聴取を進め、調査・研究していきたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

そうしたら調査・研究していただけるということで本当にやってください。

調査・研究していただけるんであれば、ついでに障害者スポーツ関連も推奨して投資することも考えはないのか、また調査・研究をしていただくことも含めてお聞かせください。

○社会教育課参事（宮里 秀樹君）

教育委員会では令和2年度から令和5年度まで障害者スポーツの一つでありますボッチャ競技を県ボッチャ協会から講師をお招きしまして生涯学習講座として開講してきました。

本年度もさつま町で先日開催されました川薩地区スポーツ推進協議会の研修会におきましてボッチャ競技を実施したところでございます。

これまでスポーツ推進委員を中心に多くの方々が受講されましたので、町スポーツ推進委員の方に、今後、地域や学校に出向いて普及啓発活動を進めていただくようお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○古田 昌也議員

様々なことで、少子化対策という形での質問で、スポーツに偏っているかもしれないんですけど、調査・研究というのを進めていただいて実施して投資する考え方を本当に要請します。

少子化対策の本当の目的は、僕が考える目的ですよ。子育てしやすいイコール子供をたくさんつくってもらえる環境づくりではないでしょうか。その中で、保護者の悩みは、聞いてほしいのではなくて、本当に解決してほしい、不安を取り除いてほしいというのが僕は本音だと思っております。

その思いのごく一部に、今回はその方向でスポーツ関係のほうで質問させていただきましたが、高校生が充実したスポーツ環境に行くために医療費の助成であったりとかスポーツ関連の投資というものがこれから本当に必要になっていって、さつま町、本町としては充実させていかないといけないんではないかと思います。

先ほどの回答の中でも、部活動、スポーツ少年団とか民間のスポーツ団は一緒の扱いはできないのであればそういった観点からでも施設の整備、環境づくりにもっと投資する必要はないでしょうか。

予算がなかつたりとか、そういった形で回答はなかつたかもしれないですが、今はふるさと納税の項目に施設の整備などの項目などもつけられますし、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングをやっている市町村もあります。そういった形で稼ぐ方向をもっとぜひとも視野に入れいただいてやっていただきたいと思います。

今回、質問ではスポーツをする子供に偏ってしまいましたが、先ほども言いましたように本当の子育てしやすいというのは本当に僕はイコール子供をたくさんつくってもらえる環境づくりであって、そういった形の考え方を重視しながら投資していただくように要請して次の質問に移りたいと思っております。

次に、情報発信なんですが、先日、新聞報道でもありましたように消滅可能性自治体について

記事がありました。僕自身の考え方です。新改秀作議員の回答の中でも町長がおっしゃっていましたが、僕も子育て支援から高齢者支援までの鹿児島県内のいろんな政策を見たところ、本当にトップクラスの充実だと本当に僕は考えています。しかしながら、それに対しての結果が伴っていないことも本当に感じております。

その要因の一つとしては、情報発信のやり方、方法ではないでしょうか。必要なところに必要な情報が届くことはもちろんいいんですけど、不特定多数に対して町の政策をもっと広げて情報が届くようにもう一步踏み込んだ情報発信が今回は必要ではないかと思っております。

長々としゃべりましたけど、今回、こういった記事に取り上げられたということはチャンスだと考えて今だからこそ町内外にアピールすることは考えていないんでしょうか。アピールするためにしっかりと予算を確保してポスターとか動画とか大々的にアピールする考えはないか、お聞かせください。

#### ○町長（上野 俊市君）

今、議員からおっしゃられたように、私も、先ほどもお答えしましたけども、今回のものについては数字的なものとしては非常に危機感を覚えているところでありますて、先ほど申しましたように、今やらなければならないこと、今求められていること、それをしっかりとやってスピード感を持ってしっかりと対応していくということは非常に私は大事だと思っていますし、そういう方向でいきたいと思っているところであります。

また、情報発信の関係等についても、我々もいろんな様々な媒体を活用しながら発信しているんですけども、私自身、いろんなところで話をしますと「そんな制度があったんですか」というのも聞きます。まだ足りていないんだなというのは実感しています。ここあたりは、しっかりと、また、情報発信といいますか、周知を図っていく必要はあると思っているところであります。

#### ○古田 昌也議員

していかないといけない重要性は多分認識はしているんですが、率直に聞きます。予算を確保してやるつもりはあるかどうか、お聞かせください。

#### ○町長（上野 俊市君）

予算の許す範囲内でやれることはやっていきたいと思っています。

#### ○古田 昌也議員

予算の許す限りでやるということですね。でしたらぜひとも積極的な情報発信はやってください。

情報発信は無料のSNSでできる時代はそろそろ本当に限界が来ていると考えています。なぜこんなに情報発信にこだわるのかというのは、僕、何回か議員になってから情報発信の改善で質問させていただいておりますが、ただ単にこんだけやっているのに知らないと言われるのが悔しいというのが本当に思います。

こんなにいいまちなんですから、さつま町って。満遍なく支援できる市町村というのはなかなか探してもないですし、研修とか行ったときに同僚の方々と話をしたときに「こんないいですね。あんなんいいですね」と羨ましがられるぐらい良い制度をやっています。そこは本当に自負しております。だからこそ費用をかけてまず町内外に強くアピールすることというのが必ず必要だと思っております。

即効性や成果がすぐ出ることしかやっていない雰囲気があるんですけど、そういう即効性とか成果がすぐできるようなことであるんであれば、極端な話ですけど。本当、極端な話ですよ。南日本新聞の一面に広告を載せるとかそれぐらい思い切った大胆な考え方で周知していかないと本当に危ないと感じます。

知らない、聞いていないというのがあまりにも多いと本当に感じています。今までではそういうことはできなくても、本当、これからはという感覚でやっていただきたいと思っております。

回答にもありましたように、情報発信の重要性を認識しているのであれば今やるべきだと本当に思います。成果や効果を求めるのが役場は本当に必要なかもしませんが、そんなことは気にせずに、ここまで来たんですから、さつま町はこんなすばらしいまちですよとか、まずは、町民、今、住んでいる方々に届けて、そこから町外に本当に自慢のアピールみたいな。自虐でも何でもいいです。本当にアピールをするべきだと思うんですが、こういった形で僕の思いはあるんですが、町長的にはどう本当に思いますか。

○町長（上野 俊市君）

古田議員がおっしゃる部分と私の気持ちもほぼ一緒かと思っています。とにかく、いかに理解していただか、いかに分かっていただか、これをどう伝えたらいいのかというのは非常になかなか難しい部分もあります。人の目につきやすい方法、それから見て聞いて話してと。これでいろんな媒体を使いながらこの取組にはしっかりと周知を図っていきたいと思っております。

○古田 昌也議員

そういう考え方方が本当に一緒であれば、本当に思い切った情報発信、その他もうもう、広告、本当にみんなに知っていただくように努力していただきますよう強く要請して質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、古田昌也議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね1時5分とします。

---

休憩 午前11時56分

---

---

再開 午後 1時05分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、平八重光輝議員から、午後の会議に欠席する旨、届出がありましたのでお知らせいたします。

次は、10番、有川美子議員に発言を許します。

[有川 美子議員登壇]

○有川 美子議員

改めましてお疲れさまです。

議員番号10番、有川美子。

当選させていただいて最後の任期の年となりましたが、私は子育て支援の拡充と福祉施策の充実を訴えてまいりました。本日もしっかりと町民の皆様の福祉の向上と生活がよりよくなるように質問してまいります。

それでは、大項目3つ質問いたします。

まずは、1、町の外、町外高校への遠距離通学及び町外寮生への補助金交付について。

本町唯一の高等学校である鹿児島県立薩摩中央高等学校は、今年度、創立20周年を迎えます。これまでの学校教職員並びに関係者のたゆまぬ努力により、喜ばしいことに、本年、新入生が増えました。

今後もますます活気と魅力ある学校へと発展、そして飛躍していくために本町とパートナーシ

ップ協定も締結されております。その一方で町外の高校へ進学する生徒も多く、遠距離のため長時間のバス通学や寮生活をする子供たちがおります。当事者からの要望を受けまして次のことをついてお伺いいたします。

公共交通機関であるバスの減便やスクールバス廃止等、個人では対処できない事情により保護者による送り迎えの増加やバス通学時間が延びています。町は実態を把握しているのでしょうか。

また、薩摩中央高等学校に通学する生徒には通学費補助、そして寮費支援補助等の手厚い補助がありますが、町外への通学並びに寮生活者へも同様に補助金交付をする考えはないでしょうか。

大項目2、し尿くみ取費の支払い方法について。

本町は山間部が多く古い住宅もあるため定期的にし尿くみ取りを依頼する家庭も多くあります。住民からは現金支払い以外の方法で支払えるようにならないのかと私のほうへ声が届いております。そこで質問いたします。

これまで現金徴収以外の方法を検討してこなかったのでしょうか。また、口座振替払いやクレジット、電子決済等での支払いができるようにするために検討すべき事項は何でしょうか。

3、困難な問題に対するワンストップ窓口について。3つに分けて質問いたします。

1、本年4月、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる女性支援新法が施行されました。本町では女性からの複合的な相談にどのように対応していますか。

2、本町は巧妙化・複雑化する消費者生活相談に平成26年4月1日から消費生活相談員を配置していますが、本町での窓口は人目につく場所であるため職員や他者からの視線が気になり相談しにくいとの声があります。窓口移設を検討できないでしょうか。

最後に、社会福祉法に基づき重層的支援体制の早期整備が望まれておりますが、今後の計画スケジュールはどうなっていますか。

以上、1回目の質問を終わります。

[有川 美子議員降壇]

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

それでは、有川美子議員からの御質問に答えさせていただきます。

まず、1点目の町外高校への遠距離通学及び町外寮生への補助金の交付の関係等についてでございます。

公共交通機関であります路線バスにつきましては、各交通事業者において便数や時刻の見直しなど利用状況等に応じてダイヤ改正が行われるところであります。御承知のとおり路線バスを取り巻く状況につきましては乗務員の高齢化や慢性的な担い手不足、利用者の減少や社会情勢の変化による事業者の経営負担増加など依然として厳しい状況が続いており、全国的にも大きな問題となっているところであります。

このような状況の中、昨年8月には川内高校のスクールバスが廃止されたところでございまして、これまでのバス利用の通学生につきましては路線バス利用やバイク通学など別の交通手段による通学を余儀なくされたところであります。

また、路線バスを利用する生徒におきましては、利用者の集中による車内の混雑やスクールバスに比べ乗車時間が長くなつたこと、部活動を終えたあとの下校時にバス運行がないことなどを理由に保護者送迎も増えているのではないかと考えているところであります。

ほかには最寄りの停留所が遠くなつたことで朝夕に保護者の送迎が必要になったという話も伺うところであり、生徒はもちろん保護者においても身体的・経済的負担が増加している状況と認識しているところであります。

路線バスに関しましては、国や県の補助制度を活用しながら関係自治体と連携して路線の維持・存続に努めているところであり、私自身、バス事業者の関係者とも意見交換をさせていただきながら要請等も行っているところでございますが、さらなる減便や路線廃止につながらないよう引き続き近隣市町、県の関係機関など広域的に連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、町外への通学並びに寮生活者への支援の関係、補助金の関係等についてでございますけれども、本町唯一の県立高校であります薩摩中央高校への支援につきましては、少子化で定員割れの状況が続く中、本町と地域、学校が一体となり特色ある学校づくりを共に目指すことで地域の活性化策にもなり、やがては卒業生の町内就職など地域に根差した人材育成にもつながることが期待されますことから薩摩中央高校に対する様々な支援を行っているところでございます。

一方、御質問の町外の高校に通学する生徒、寮生等への支援についてでございますけれども、町としましてはこれまで子育て支援の一環として医療費の全額町単独助成など保護者の負担軽減を段階的に拡充している状況であり、今後も、限られた財源の中ではございますけれども、子育て支援施策についてさらなる充実を図る必要があると考えておりますので御質問に関しましては総合的な子育て支援対策の中で今後検討していきたいと考えているところであります。

次に、2点目のし尿くみ取料金の現金払いの関係等についての御質問でございます。

本町のし尿くみ取りにつきましては、対象世帯数は約2,400世帯で年間約1万2,000件のくみ取りを行っているところであります。

し尿処理手数料の納入につきましては、町の一般廃棄物処理条例施行規則第5条の規定によりまして納入通知書により徴収するものとし、し尿等を処理した都度、徴収いたしているところであります。

令和5年度ではくみ取りを行った場合に対面による現金徴収が56%で不在等により納付書による納入が44%となっております。納付書による割合が、若干ずつではありますが、増えている状況となっています。

そのため在家時に伺いまして作業できるよう、近くで作業を行った際や次回作業時などに声かけをしまして不在時の作業ができるだけ少なくするよう努めているところでございます。

しかしながら、高齢化により金融機関までの交通手段がないことや金融機関の営業時間内に納付が困難な方が増えるなど、納付書による納付の困難な状況が増えていることから口座振替やコンビニ納付など、現金納付以外の支払い方法のお問合せもこれまで数件いただいているところでございます。

これまでも口座振替等の納入方法に関しまして内部協議を行ってまいりましたけれども、県外から実家のくみ取り依頼や法事に利用した際の依頼、家屋所有者ではなく家族からの依頼及び現場事務所などの一時的な作業依頼など定期的な依頼者以外の内容も多く、それらの内容に応じた対応が必要など課題が多いところでございます。

本町では、現在、し尿処理に関する管理システムを導入していないため口座振替などの納入に対応できておりませんけれども、課題も整理しながら現金払い以外の多様な納入方法を選択できる環境の整備を検討してまいります。

次に、3点目の困難な問題に対するワンストップ窓口の質問の1点目でございます。

女性からの複合的な相談支援に関する御質問にお答えいたします。

御質問がありました困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が本年4月に施行されたところでございます。近年、女性を取り巻く課題としましては、生活困窮や性犯罪被害、家庭や家族関係の破綻など複雑・多様化、複合化し、孤独・孤立対策といった視点も含めまして困難事例

への支援強化が必要なことから新たな女性支援策として施行されたものでございます。

これらの困難な問題を抱える女性への支援としまして、国や地方公共団体、民間団体など関係機関が連携し、教育・啓発、調査・研究の推進、支援人材の確保、民間団体の援助など多角的な視点から必要な政策を推進するよう定めたものであります。

県におきましては、令和6年3月に鹿児島県困難な問題を抱える女性への支援基本計画を策定され本年4月より施行されておりますけれども、その中でも相談窓口となります女性相談支援センターや女性相談支援員、女性保護を目的とした女性自立支援施設の役割など支援体制についても明記されているところであります。

本町におきましては、令和4年度から実施しております第3次さつま町男女いきいきしあわせプランを基に女性の社会参画拡大だけではなく重点項目の一つとしまして健やかに安心して暮らせる「社会づくり」を目指し、困難事例の問題解決を図れるよう県や関係機関との連携を含め支援に取り組んでいるところであります。

本町の支援体制としましては、初めに相談を受けた窓口で御相談いただいた御本人やそれに関わる御家族、生活環境など問題の背景となる部分も含め丁寧にお話を伺いしながら進めておりますが、相談内容や御本人の希望によっては関係する部署や対応する職員、応対の場所を変えながらこれに対応いたしているところでございます。

次に、消費生活相談に対する相談窓口の移設の関係についてでございます。

本町での令和元年度から令和5年度までの5年間の相談件数につきましては402件となっており、消費生活相談員が救済できた金額は2,614万3,000円となっているところであります。

また、直近の令和5年度で申し上げますと44件の相談件数で救済金額は997万3,000円となっているところであります。これは、高齢者いきいきふれあいサロンなどへの消費生活に関する出前講座の成果もあり、年々、相談件数も減少傾向にあるようでございます。

相談内容につきましては、健康食品や化粧品など定期購入の解約に関する事や住宅の修理に関する事、太陽光発電の設置に関する事など高齢者からの相談案件が多いようでございます。

議員からあります窓口対応で人目が気になり相談しにくいとの質問でもございますけれども、電話による相談対応で解決できた案件や高齢等の理由により本庁まで出かけることができない方につきましては消費生活相談員が支所まで出向き相談対応を行い解決に至った案件など相談者に寄り沿った相談体制も取っているところでございます。

しかしながら、直接、窓口に来られる相談者も多く、その場合は、さつまPR課窓口での受付対応の後、庁舎内の会議室や打合せスペース等で対応を行っているところであります。

御指摘のとおりプライベートな案件を人前で話すことは抵抗があると考えますので、今後は課の受付カウンターや打合せスペースなどのオープンスペースではなく、会議室など人から見えない場所を利用しての対応をしていきたいと考えているところであります。

次に、3番目の重層的支援体制の関係についての質問でございます。

近年、人口減少や少子高齢化の進行により地域住民のつながりが希薄化する中で社会的な孤立や生活困窮、80代の高齢者の親がひきこもりの50代の子供の生活を支えるいわゆる8050問題など地域住民が抱える福祉課題は複雑化・複合化してきているところであります。

複雑・複合化する町民の困り事に対応する事業としまして社会福祉法第108条の8に基づく重層的相談支援体制整備事業に取り組むことでワンストップかつ関係する相談支援事業所等が連携して対応することが可能となるところであります。

令和5年度に策定いたしました第2次さつま町地域福祉計画におきましてもこの事業の整備に

について計画しておりますけれども、まず障害者の総合的相談に対応する基幹相談支援センターの設置を現在進めており、この設置が完了した後に順次検討を進め、この事業の設置につなげていきたいと考えているところでございます。

[町長 上野 俊市君降壇]

○有川 美子議員

回答いただきました。

まずは、1番目の町外高校に通う生徒、子供たち。先ほど同僚の議員からも子供って何歳までですかという質問がありましたが、18歳とお答えいただきました。

高校生というのは私たちのさつま町の行政の中でも18歳まで含まれるということがありますけれども、まず町長の答弁から私が感じたことは、しっかりと状況は把握しているんだというふうにお伺いできたかなというふうには思います。

それと、また、役場の職員の皆様だけでなく、町外に通う高校生の保護者であった方、現在、保護者である方、たくさんいらっしゃいますので、私よりも状況は皆様のほうが経緯を含めてお分かりだと思うんですが、少し、私がこの質問をするに当たって、なぜするかというと、実は、昨年の12月に、はっきり、川内高校のお話、そちらの保護者の方からお話を頂戴したんですが、そのときには、県立の高校でありますから、まず県が考えて、一緒に考えていきますが、していくので、動向を見るべきであろうと私も考えておりました。

そのままいろいろな経緯があって通学バスが大変な赤字だったと。そして、県も、今年、若干の補助という形はいたしますけれども、金額にしてはなかなかあまり大きくないというふうに聞いております。

通学バスが減便になったとかそういったことで増えた負担の2分の1の補助ということであれば、ある方でいくと1,000円ぐらいしかないんじゃないかとかそういう状況であるというふうに考えております。

ですので、これから私の2回目からの質問は、県の支援ということはまず置いといて、まず、私たちの町が私たちのさつま町の子供に向けてどういう支援をしていくのか、そういう点からお話をていきたいと思います。

まず、これまで補助金等の支援を検討したことがあると私も聞いております。そのときのことによろしいんですが、なぜ事業化に至っていないかというところをお示しください。

○総合政策課長（大平 誠君）

御質問の事業化に至っていないということでございますけれども、先ほど議員も言われましたとおり県立高校の部分であります。そして、町としては、地元の高校、薩摩中央高校を支援しているというような関係がございまして、どちらも支援するというところには少し疑問があつたところから事業化に至っていないということになります。

○有川 美子議員

県立高校であるということ。私も最初に申し上げました薩摩中央高校、今年、入学生が増えましたし、私、先日、ソクラテスミーティングでお邪魔してまいりましたが、「バレーボールをして入ってきました」と目をきらきら輝かせて話してくれる高校生とか「薩摩中央高校だから来たんです。ものづくりがしたかったんです」というそういう生徒さんと実際に触れ合ってまいりました。大変明るい学校の雰囲気だなと思います。

ですので、私も、これまでどおり、鹿児島県立の高校、公立の高校としてさつま町にあるということは、今ではなく、今後、子供たちが高校はどこに行こうかと選択する上で残していくというふうに考えております。

ただ、2番目にお答えいただいた、地元の高校を支援しているので。しかも町の外に通学に行くわけですよね。町外の県立高校とか私立高校もあります。通信制の高校にも行っているお子さんがいらっしゃいますが、その支援はどうだろうかというふうに考えたということなんですが、調べました。

鹿児島県のほかの自治体で自分の自治体以外に通学しているところに同じような支援をしている自治体があるのかというと同レベルの支援をしているところはありません。ちょっと私の調べが不足しているかもしれません、私の調査のところではございませんでしたが、インターネットの時代なので全国で調べますと、神戸市が、今年、実は打ち出したものがあります。

ちょっと遠いものだというふうにお考えいただかなくこういったところもあるんだというふうにお考えいただきたいんですが、神戸市が高校生通学定期券の補助制度というのを今年度の2学期からスタートというようなことをしております。

神戸市内の高校への通学が公立も私立もまず無料になるんですね。通学の定期券を無料化してまいりますと。その前に補助をしていたんですが、それを無料化いたします。そして、加えて、神戸市以外の高校に通学する場合には、年額14万4,000円、月平均1万2,000円掛ける補助対象期間の月数を超える通学定期券の2分の1、半分を補助しますよというのを打ち出しておりました。

簡単に申し上げますと、神戸市の場合、市内の学校に通学する生徒さんには、無償、バス代を出しますよと。とても大きな予算がかかると思いますが、そういったことですね。そして、市外の子供たちにも、半分になるけれども、条件ももちろんあるんだけれども、補助していきますよというのを打ち出しております。これは一例としてお伝えしてまいります。

そして、質問に参ります。まず、どちらも支援するというところなんですが、薩摩中央高校への補助金について一点お伺いいたします。

この目的は、さつま町魅力ある高校づくり応援補助金交付要綱からいたしますと、薩摩中央高校が取り組む魅力ある高校づくりへの応援及び生徒の確保を目的、この目的だと思うんですが、この中に入っています通学費補助、寮費支援補助、資格取得支援補助、模擬試験支援補助、そして魅力ある高校づくり補助というふうになっております。保護者の皆様が町外に在住であってもこの支援というのは補助をされているでしょうか。

#### ○総合政策課長（大平 誠君）

補助の関係でございますけれども、保護者の方が町外であっても補助をしております。逆に言えば町外から来ていただくための補助ということで御理解いただきたいと思います。

#### ○有川 美子議員

確認でございました。保護者の方が町外であっても、そして町外から薩摩中央高校に通学する生徒にもこのような補助がございます。

私は、この補助、もちろんそのままあってほしいと思いますけれども、一方で私たちはさつま町の子供を今育てていくわけですね。まちぐるみで子育てしやすいさつま町にしましょう、子供たちの教育にも力を入れましょうというふうに皆さん思っていらっしゃると思うんですが、一方で町外に通う生徒が400人からいるというふうに担当課からお伺いしております。

この400名の生徒に対して、私たち、保護者のほうから私は今回いろんな方に御意見いただきましたが、まず保護者はさつま町に在住しております。そして、町税も納めている。税金を納めている保護者。

子供たちは学校を選ぶ権利があります。夢を持ってスポーツで出していく子。出していくというのはちょっと失礼かもですね。寮に住まって頑張る子。そして、国公立の大学を目指しています。

だからこそ町外に行きました。本人からお伺いしております。

いろんな理由があって、子供たちは学習について学習権がありますからそれを私たちは保障していくという上で経済的に苦しいとある保護者さんはおっしゃいました。

実は、「薩摩中央高校に行ってほしい」と娘に言ったんだけれども、娘が「いいえ。お母さん、私は英語の勉強がしたいんだ。だから、町外の私立のところに行かせてほしい」と。そんな話を中学生の中で一生懸命されたということなんです。

将来の自分の夢だけじゃなく、目標、そして自分の得意なことを生かす高校にそういった子たちが町外に今通学しているんですね。この子たちへの支援を今まで私たちは見てこなかったのではないかと思います。私自身も反省しております。

この点について、町長、いかがでしょう。400名からいる子供たちに、まず補助のことをちょっと置いといて、何か、メッセージというか、町が本当にあなたたちのほうを見ているというようなことをおっしゃる何かはございませんでしょうか。メッセージをよろしくお願ひします。

#### ○町長（上野 俊市君）

今、有川議員がおっしゃったように400名を超える生徒が町外の学校に行っているということです。学校はどこに行こうが、さつま町のここで住んでいらっしゃる方々でありますし、さつま町の言わば未来を支えてくれる生徒だと思っているところであります。我々も、その対策として、午前中の本会議の中でもちようど申し上げましたけど、るるいろんな対策も取っているところでございます。高校生徒をしっかりと育てていく我々は義務もあるかと思っていふところでございます。

#### ○有川 美子議員

町長がそんなふうに思っていらっしゃるというのは思いながらも確認でございました。なぜならば、声に出していただけねば、保護者の皆様、そして高校生の当の本人、当事者が「いやいや。さつま町は私たちのほうは見ていない」というふうにおっしゃるものですから、わざわざお答えいただきました。

そして、ここで、何点か、当事者の声を、簡単でございますが、紹介させていただきます。

まず、先ほど私が本人にお伺いしましたというふうに聞きました。卒業生にも伺いました。そして、今現在、行っている生徒さんにも聞いたところ、大変、失礼なお話ですけれども、薩摩中央高校じゃなく別の学校に行った理由がある生徒さんはこのように答えてくださいました。私は将来の夢がある。そして、中学校でさつま町は1校に。

昔はですよ。以前は「あそこに行きなさい」と親が言ったら行く時代が私が高校の頃はあったと思います。けれども、今は全てのものが広域化しておりますので情報もたくさん出てくる中で夢や希望を持って町外に行くということは全く普通のことになっております。

その中で将来の選択肢が地元だけにいれば限られてくるのではないかとその高校生は考えたと。その子は国公立まで目指していらっしゃいます。今、一生懸命、勉強していらっしゃいます。

けれども、この高校生は、先ほど町長がおっしゃったみたいに、路線バス、始発に親に送つてもらわないと座ることはできない。すごい混んでいます。そして、例えば勉強を一生懸命頑張つて夜の7時ぐらいまで高校で勉強して、受験勉強もですね、そして帰ってくる頃には便がない。

部活と一緒に。受験を頑張る子供たち。スポーツだけじゃないから。みんな頑張っているときに保護者が迎えに行く。これは当たり前ですよね。保護者が迎えに行くの。でも、当たり前で済ませてはいけないのが私たちの今の子供たちを取り巻く環境なんです。

私の大好きなさつま町は、正直に申し上げます。田舎です。だから、いいんです。さつま町でこの田舎でのんびりと自然の多いところで暮らして子育てをしていく中、けれども、高校に行く

ときには、地理的、そして社会的ハンデが必ず出てくる。これはこれからも変わらないですよね。

ですから、これは、私たち、町が、町民の教育というところ、そして町民の皆様の苦しいところをしっかりとアンケート調査などをしていただくなり、もしくは、いろんな手を使って、今の状況、本当に声を、私もあとでこれをプリントアウトしたものをお渡ししますが、しっかりと聞いていただきて御検討いただきたいと思います。

路線バスの定期代、大体、川内に行くのに3か月で6万4,980円。これは薩摩地区のほうからですね。そして、月に2万1,660円というふうに出してくださっている方もいらっしゃいます。

また、通信制高校の鹿児島のほうに行っているお子さんは週に2回通うことを選択して行っていらっしゃいますが、その子は往復で3,000円近くかかって、先日、バスに乗ったらバス料金が上がってきましたというふうに連絡を私のほうに入れてくださいました。

そして、今後、一番危惧することは、保護者の皆様からは、自分たちのお子さんだけじゃなく、今、生まれてくるお子さん、小学生、中学生が高校を選ぶというときに子供たちの選択肢を狭めてしまう可能性があるのではないかというふうに私におっしゃってくださっている方がいらっしゃいます。1人ではございません。

経済的な理由で選択肢が狭まるということは大変あってはならないことだというふうに私は理解しております。だからこそ、今のうちに、今困っているという方も助けつつ、そして薩摩中央高校を応援すること。これは生徒確保ですよね。

薩摩中央高校はこれは絶対続ける。でも、すみ分けです。全く目的が違います。高校の維持と生徒の確保、そして、今、高校で困っている生徒に私たちが支援していくこと、これは全く別物でありますので、町長がおっしゃったみたいな総合的な子育て支援の一環として早急にこちらのほうは対応していただきたいと思います。

私のほうも来年の3月で任期は終わります。早急な対応が必要であります。保護者の皆様からは「早くお願いしたい。ガソリン代も上がって毎月2万円上がりました」という声も来ておりまますので、早急に、検討といいますか、実現に向けて。一気にとは申し上げません。少しづつ。少しづつでもありがたいことですので事業を創設していただけるように強く要請いたしまして次の質問へと移ってまいります。

2番目は、し尿のくみ取作業の支払いについて質問いたしました。

これも、実は、2年ほど前に、ある方、まずお1人目が私におっしゃいました。何でさつま町って口座振替をしてくれないと。家に病人を抱えているので病院に行っていないときもあるんだと。家に帰ってくればその病気をなさっている御家族の看護・介護で手を離す時間は本当に少ない。だからこそ口座振替をお願いできませんかと最初の方がおっしゃいました。

2年経って質問するのは本当に私も申し訳ないんですが、たくさんほかにも私の元に、似たような、公金が口座振替できないってそんな、どうしてし尿くみ取りだけそんな状況なのかという声が来ておりますので質問いたしました。

検討した中で内部検討とおっしゃっていましたが、県外から実家のくみ取りをお願いするとかいろんなパターンがあるんだというふうにおっしゃっておりますけれども、そもそも管理システムが未導入なんだというところ、ここは大変大きいところかなというふうに思いますが、管理システムの導入には金額は今出ないかもしれません。もし試算があれば出していただきたいんですが、例えば導入しますと決めたときに、実際に口座振替が可能になるまでどれぐらいの期間が必要か分かるでしょうか。

○町民環境課長（松山 和久君）

し尿くみ取管理システムの導入につきましては、現在、どのようなシステムがパッケージとしてあるのかというようなところを今調査しているところでございます。

今おっしゃいますように金額についてはまだちょっと細かなものは出ていないところでございます。基幹系システムのほうの収納管理システムとの連動とかそういうクリアしなければならない課題等も幾らかあるかなと思っておりますので正確な期間は今お示しできませんけれども、できるだけ早い段階での導入に向けた検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○有川 美子議員

私も、もう4年目ですので、やったほうがいいからやってくださいということではないんですね。町民の皆様の福祉サービスの向上の一つになると思うんですが、それを実現するためにはいろいろな準備であったりとか。予算だけじゃありませんね。システムが未導入だというところは大変大きいことだと理解いたします。

ですので、今、御答弁いただいたようにできるだけ早い段階で検討をということで、ぜひそちらのほうは早め早めに検討をお願いしたいんですが、私、質問の最初に口座振替だけでなく電気料金とかほかのものと一緒に電子マネー払いというふうに申し上げましたけれども、電子マネー払いは、例えば口座振替と同じシステムになるのか、それとも、もう全く別でまずは口座振替から御検討になるのか、この辺はいかがでしょうか。

#### ○町民環境課長（松山 和久君）

導入するシステムにもよるかとは思いますけれども、先ほど申しましたように基幹系システムのほうと連動できなければ、今現在、税とかそういうものも含めまして口座振替、それからコンビニ払いとかいうようなものに対応しておりますので同じような対応は可能かと考えております。

#### ○有川 美子議員

まずはシステムが基幹システムと連動できるかどうかで対応が変わってくるんだということがありますが、今おっしゃっていただいたように、コンビニ払い、正直、手数料がかかるんですが、それでも納入していただくというほうが大事かと思います。

あと、町長の答弁で頂いた、今、現金で対面で納入してくださっている方が56%、そして、不在で納入の通知書がポストに入れられますので、その方が44%。細かいことは置いといても大体半分ぐらいありますというのがさつま町の現状だということですね。

危惧されているように、高齢化によりまして、私どもは本当に高齢化になっていますから、近隣への移動であるとかコンビニ払いのときに。コンビニが近くにないんですよ。私も住んでいるところから車で4分かかりますので、やはり距離があります。

そういうことの危惧もあるんですけれども、水道料金、公金ですよね。口座振替というふうになっておりますからこの辺は御理解が進むのではないかと考えておりますので、先ほど御答弁いただいたようにできるだけ早い段階で住民の皆様の福祉サービスの向上というところでしていただきたいと思います。

そして、質問しようかと思っていたんですが、要請という形に変えさせていただきます。行政改革の中で、クリーンセンターのほう、民間委託であるとかといったことを検討というように項目に挙がっております。

私は全てを民間委託にすることにはやや疑問を持っております。それは公共がしっかりと持たないといけないものであります、民間委託にしても公金という形で入ってくれば指定管理というふうになると思いますので、この辺についても口座振替やコンビニ払いのシステムと一緒にどうぞよりよい方向に行くようありましたら検討ということを進めていただきたいと思いま

ます。

2問目の質問を以上にいたしまして最後の3番目の質問に移ってまいります。

3番目は困難な問題に対するワンストップ窓口というふうにさせていただきました。

このワンストップ窓口というところで、私どもさつま町、私の議員仲間が皆さん大変すばらしい取組だと言って写真を撮って帰られたのが本庁の正面入り口、左手にありますおくやみデスクです。

おくやみデスクというふうにして仕切りをしておりまして、御家族で御不幸があられたときに、これまで、国民健康保険とか年金のこと、いろんなことで窓口に行かなければならなかつたのも、そのおくやみデスクというブースに入っていますからと、担当の課の職員のほうから下りて、家族の方が亡くなられていろんな思いをされている方、御本人たち、家族が動くことなくという。とても町民の方からも大変さつま町の行政の皆様への対応に感謝の声も頂いております。

ワンストップ窓口というところでこのようなブースをつくれないかと最初は考えましたが、なかなか難しいと私も考えております。場所というのは限定されておりますからですね。

その中でまずは1番目であります。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、女性支援の法律なんですが、複合的な相談に、まずは担当窓口が、どこに来るか分かりませんので、丁寧に話を聞いているんだというお答えがありました。

それは私も感じるところではありますが、私が危惧するところに、なぜワンストップというふうに申し上げているかというと、例えばこのようなことが実際ありましたのでお伝えいたしますが、この方、女性の方がいらっしゃって、国民健康保険の話とか子供の学校の話とかをしているようでいて実は経済的なことが隠れている。それと実は配偶者からのDVが隠れている。

いろんなことがあるんですが、大変、知識があられて寄り添って窓口でまず1番目に対応してくださる職員は多いんですけども、異動とかもありますから異動してきたばかりの職員さんにもし当たったときに目の前でそのまんま対応されるということがありました、実際に。

ですから、この辺を、内部だけでなく対外的に、女性のお困り事だけでは本当はないけれども、女性支援ということなので、しっかりとさつま町はワンストップで相談できる体制を整えているんだというのを対外にしっかりとお伝えしていくこと、PRが大事だと思いますが、この点はいかがでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

有川議員がおっしゃったことはそれが実現できれば本当にすばらしいことだと思っています。現実としまして、どのような相談を抱えていらっしゃるのか、まずそこを聞かないといけないと。

今、窓口で進めているのは書かない窓口。これなんかでどういう相談に来られたというのをタッチでしてこういう相談に来られているんだというのが分かるような形でも取り組めないかというようなことも今議論しているところであります。

一元的に処理できれば一番いいんでしょうけれども、なかなか、今、住民の抱えていらっしゃるいろんなニーズに全てお応えできるというのは1人では当然難しい部分もございますので、ここはしっかりと今できることをやりながら対応を進めていきたいと思っています。

#### ○有川 美子議員

いろいろなことを内部で御検討いただいていることも存じ上げておりますが、いつこういう複雑な御相談に来るか分かりませんので、全体で全職員の皆様が丁寧な御対応というのを。役場には用事がある人しか来ませんので、困っているときにしか町民は来ませんので、そこを御理解いただきまして改めて丁寧な対応というのを要請したいと思います。

そして、次は、2番目に消費者生活相談のほうに移りますが、こちらのほう、先ほど具体的に

町長のほうから救済の金額のほうを出していただきました。402件、2,614万3,000円、そして直近では44件、997万3,000円の救済ができたんだというふうに数字をお伺いしましたけれども、大変、消費者生活相談というのは、本当に、相談していただいて窓口で止める、もしくは家族に相談、誰か隣の人に相談して止めるということはとても大事でありますので。

これまでさつま町はしっかりと取り組んでいるとは感じておりますけれども、さっき今後は会議室で対応していくとおっしゃってくださったんですが、これはうちはありがたいことだと思うんですが、例えば1階の本庁の窓口に担当の方がずっといてくださいますね。窓口の方ですね。一番、1階の正面玄関。の方はどんなふうに、消費者生活相談に来ましたと言うと、例えばそのまま担当課じゃなくてどこかちゃんと打合せスペースに案内していただけるとかその辺は話し合っていただいているでしょうか。

○さつまPR課長（山口 泰徳君）

消費生活相談の窓口につきましては制度開始10年が経過しております非常に認知度も上がってきています。

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、電話による相談で解決に至った案件とかいろいろあるわけでございますが、総合窓口ではなくて2階のさつまPR課の窓口に直接来られる相談者の方も多くて、そこでいろいろ受付をやりますけれども、内容が消費生活に関する相談ではなくて一般的な行政相談とかがございまして相談者がどのようなことで相談に見えたかというのをまず聞き取りをしてそれで対応しているというのが現状でございます。

○有川 美子議員

対応のほうを具体的にお示しいただきました。丁寧な対応をしていくというふうに担当課のほうも思っていらっしゃるということありますので、どうぞ、消費者生活相談の窓口、鹿児島弁でいうところの人に見られるとげんなかというところ、複数の方におっしゃっていただいておりますから御対応のほうを要請いたします。

それでは、最後に社会福祉法に基づいての重層的支援体制の構築ですね。

早期整備が望まれるというふうにしておりますが、今後のスケジュールというところで、先ほどの町長の答弁では、障害者の方の基幹センター、そちらのほうからだというふうにおっしゃつていただいております。

重層的支援体制の整備、こちらのほうは、新しい窓口をつくるということではなくて、今、実際に相談窓口がたくさんありますね、社会福祉協議会も含めて。いろんなものを全て包括的につないでいって、複合的、そして複雑化した町民の皆様の問題にしっかりと体制を整えていこうということだと私は理解しておりますが、その中に民間との連携というのが入っております。ここは、私どものさつま町、正直、ちょっと難しいかなというふうに考えております。

2年前でしょうか。私、お困り事でアウトソーシングの話をしたことがございますけれども、そもそも民間の支援団体を探すことが本町は難しいと思います。であるならば、町外の民間で、そしてさつま町まで来てくださるところと今後連携というのも考えていただきたいと思います。

そして、最後に1つ質問させていただきます。私が女性支援のほうを最初に申し上げました。こちらのほうは、重層的支援体制のほうが整備されると、女性特有の支援、窓口で。対応がその中に含まれていくものと考えてよろしいでしょうか。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

ただいまの御質問でございますが、先ほどもありましたとおりまでは基幹相談支援センターの設置を現在進めているところでございます。この設置が完了したあとに随時検討を進め、先ほどありましたとおり重層的支援体制の整備に入る予定でおりますが、最終的には女性に係る部分も

こういったところに入ってくるのかなとは思っておりますが、当初の計画では女性というものが全く入っておりませんので、そこについては十分検討させていただきたいと思います。

○有川 美子議員

制度だけでなくいろんな現実のものというのは変わってまいりますので、現状に合わせて法律ができていけばということですが、現場に合わせてというか、お困り事に合わせて包括的にあらゆるものに丁寧に寄り添えるさつま町であれば私はありがたいというふうに思っております。

そして、一番最後に、本日、3つの大項目で私のほうは質問してまいりましたけれども、1番目の町外に通っている私たちのさつま町の未来を担う高校生の保護者様の声を1件御紹介いたします。

その保護者から通学手段の問題が理由で子供の選択肢が狭まるのは好ましくない状況であると思っていると。地名を出しますね。湯田などではそもそも乗れる便がないという状態であります。永野のほうも。

さつま町ってとっても広いので、始発が出るのは宮之城から出ますので、それに乗らないと座れないということで保護者の皆様は送る。じゃあ、原付バイクで行かせればいいじゃないか。ですよね。でも、冬になれば路面が凍ります。危ないという状況があります。お住まいの地域、さつま町の中で随分と変わりますので、その辺も考慮を頂きたいということでございました。

さつま町に暮らす高校生の皆さん、私は、大きな夢や目標を持ってさつま町の中で働いていただくのももちろんですが、外に出て就職して、そして、さつま町が何か困ったよ、クラウドファンディングするよというときに、我がふるさとに、自分が頑張って出世したりとか外に出た分、次の子供たちにと言って寄附くださるということも大いにあると思うんです。工場誘致だってそういう形が出てくると思うんですね。ですので、ぜひ、高校生の支援のほうは、再度、最後に強く支援の創設の要請をいたしまして本日の私の質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、有川美子議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後2時10分とします。

---

休憩 午後1時58分

---

再開 午後2時10分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、15番、柏木幸平議員に発言を許します。

[柏木 幸平議員登壇]

○柏木 幸平議員

それでは、通告に従いまして再犯防止推進計画についてまず質問いたします。

この再犯防止推進計画については、国の再犯防止等の推進に関する法律に基づき平成29年12月に国の再犯防止推進計画が策定され、それを受け本県では平成31年3月に鹿児島県再犯防止推進計画が策定され、現在、第2次が今年の3月に策定されております。

県内においては、全域を把握していませんが、鹿児島市が令和4年3月に、東串良町が令和4年7月にこの計画を策定されております。

なお、鹿児島県の刑法犯における検挙者数はこれまで減少傾向で令和4年には1,614人と

なったものの令和5年度は1,927人となり、全国と同様、増加に転じております。再犯者については令和4年から増加に転じ、再犯率は令和4年が49.2%、令和5年が49.8%となっています。

この再犯防止推進計画については再犯防止推進法において再犯防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく地方公共団体にもあることが明記され、都道府県及び市町村において地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されております。

本町では、第2次さつま町地域福祉計画が本年3月に策定され、基本目標の「だれもが安心して暮らせる「仕組み」づくり」の施策の方向性として地域ぐるみの防犯・再犯防止に対する活動への支援は位置づけてありますが、さつま町の再犯防止推進計画については策定に向けて取り組まれているのか、伺います。

次は、ヤングケアラーについてです。

大人に代わって子供が日常的に家事や家族の世話をするヤングケアラーの質問は2年前の6月議会でも質問させていただきました。当時の教育長の答弁は「現段階ではヤングケアラーと判定される案件はないと認識しております」とのことでした。

最近の新聞記事からですが、この調査は昨年8月で対象は全国470校の小学校で行われたもので、その中のヤングケアラーに関するアンケートでは、ヤングケアラーの実情について言葉を知っているのかどうかを尋ねたところ、「知っていて学校として意識して対応している」が72.9%、「知っているが、学校として特別な対応はしていない」が25.8%、「知らない」は0.9%だったそうです。ヤングケアラーに該当する児童の有無では「いる」と答えた学校が27.3%だったそうです。

鹿児島県においてはヤングケアラーについて令和4年度に調査が行われましたが、その結果はどうだったのか、また本町のヤングケアラーの現状と今後の対応をどのように考えておられるのか、伺います。

次は、部活動の教職員の指導体制についてですが、国内においては、運動部活などで指導者による暴力や暴言など体罰による不適切行為で試合への出場停止の事例があり、また指導者が試合中の選手に反則行為をさせ、相手チームの選手に負傷させて問題となった事例もありました。

先日、報道された高校山岳部の雪崩事故の裁判判決では部活動の顧問教諭が安全確保の義務を怠ったことで実刑判決を言い渡されております。部員たちは体罰についてなぜ自分たちが指導者から体罰を受けたのか理解できないまま対話の指導もなく指導者の一方的な不適切な行為でスポーツハラスメントを受けております。

ほかにも平日による長時間練習また連休や休日を利用した遠征練習や試合など過度な練習においても部員の体の健康やメンタルヘルスのためにも活動量の調整も必要かと思っております。

このような指導者によって部活動の生徒に影響が出てくる場合があると思いますが、宮之城中学校での部活動の新年度における教職員の指導実態はどのようにになっているのか、お伺いいたします。

引き続き指導者の地域移行についてですが、国の部活動改革は、2023年から2025年度を改革推進期間として、まず休日から進め、将来的には平日を含めた部活動の地域移行を目指すもので、吹奏楽や合唱部など文化系も改革の対象になっています。

当初、国は指導者は総合型地域スポーツクラブなどに移行の考えを持っていたようですが、町内では、個々のスポーツクラブはありますが、総合地域スポーツクラブはないので個々に頼むか町外のスポーツクラブに委託するしかないと思われます。これには人件費に見合う賃金も必要になっております。

また、企業等の部活に頼ることも考えられるわけですが、これについても勤務時間や選手自身の練習があり継続的な指導は難しいと思われますし、指導者に興味を持っておられる方でも指導技術への不安や仕事、家庭の都合などで実際に指導することが難しいと思われているようです。

また、一方では、学校を超えた地域クラブもあり、その地域クラブが中体連の大会に参加できるようになったことで優秀な選手は地域クラブから出場するため本来の学校の部活動にも影響を与えているようです。

このように部活動の地域移行においては様々な課題があると思いますが、今後の検討委員会での進め方について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

[柏木 幸平議員降壇]

[町長 上野 俊市君登壇]

#### ○町長（上野 俊市君）

それでは、柏木幸平議員からの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の本町の再犯防止推進計画についてでございます。

罪を犯した人の中には安定した仕事や居住がない、アルコール依存、身寄りがないなど、生活する上で様々な問題を抱えている実態があるようでございます。そのような人の再犯を防止するためには刑事司法手続の中だけではなく刑事司法手続を離れた後も継続的に社会復帰を支援することが必要になるところであります。

鹿児島県の検挙者数につきましては令和4年度まで減少傾向にあったものの令和5年度は増加しているということでございます。また、再犯者数におきましても令和3年まで減少傾向にあつたものが令和4年度からは増加傾向に転じているということで再犯者率は横ばいに推移しているようでございます。そのような中で再犯者の年齢構成は高齢者と成人の割合が高いという統計結果となっているところであります。

本町のこれまでの取組につきましては、犯罪や非行防止、再犯防止を推進する運動としまして社会を明るくする運動を強化月間であります毎年7月に保護司や更生保護女性会、関係団体と一緒にになって行っているところであります。

また、防犯キャンペーンを実施し、防犯や再犯に対する意識の向上に努めるなど犯罪歴のある人などが抱える課題に対し関係団体などと連携して支援しているところでございます。

なお、再犯防止推進法に伴う再犯防止計画は市町村でも策定に努めることとなっておりますけれども、本町では第2次さつま町地域福祉計画の基本目標「だれもが安心して暮らせる「仕組み」づくり」の部分に位置づけており、計画としては策定はしていないところであります。

このため地域福祉の基本計画であります第2次さつま町地域福祉計画の中で一体として取り組むことができるようさつま町再犯防止推進計画の策定を検討してまいります。

[町長 上野 俊市君降壇]

[教育長 中山 春年君登壇]

#### ○教育長（中山 春年君）

柏木幸平議員のヤングケアラーに関する質問にお答えいたします。

ヤングケアラーの支援を明文化した子ども・若者育成支援推進法改正案がそれこそ昨日の参議院議員委員会で可決され本日の参議院本会議で審議されております。それによりますと「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されております。

この日常的な世話がお手伝いではなく子供の年齢等に合わない重過ぎる責任や作業が継続的に

委ねられ子供としての想定される生活ができないことや心身の健康や安全、さらに教育に影響が出てしまうことが問題であると言われております。

鹿児島県では令和4年度に小学校6年生から高校生など1万人程度を対象にヤングケアラーに関する実態調査を行いました。さつま町では小学校1校1クラス、中学校の各学年から1クラスずつ調査を実施したところです。

令和4年度の県内の抽出調査の結果ではありますが、小学6年生で9.4%、中学生で5.4%が「世話をしている家族がいる」と回答し、その内訳は「きょうだいの世話」が六、七割と最も多く、世話をしている頻度が「ほぼ毎日」と半数の子供たちが回答しております。先ほど議員からありましたように、当時、この調査からは本町において支援を要するような内容は確認されていなかったところであります。

しかしながら、ヤングケアラーは本人や家族に自覚がなかったり本人自身が家族状況を知られることを恥ずかしいと思ったり家族のケアをすることが生きがいになっていたりする場合もあり、なかなか表明しにくいことがあります。

さて、本町における現状は、家業の手伝いで学業に支障を来している子供がいるとの情報が以前より届いており、ヤングケアラーであると確実な断定はできないまでも判断に迷う状況であることから、この件につきまして、昨年度、町教育委員会としましては学校や子ども支援課と連携し北部児童相談所に相談したところであります。

今後も経過を注視し連携を図りながら適切・的確な対応が取れるように進めてまいります。町教育委員会といたしましても、早期発見・早期対応に向け、学校やこども課、警察、北部児童相談所等の関係機関、民生委員、主任児童委員、保護司、地域の方々等々と連携し子供たちの様々な事例について情報共有をするとともに、協議し、対策を講じていきたいと考えております。

次に、部活動の指導体制について御質問にお答えいたします。

まず、宮之城中学校の新年度における部活動の指導体制についてですが、現在、運動系、文化系、合わせて14の部活動があります。その中で12の部活動が顧問教員による指導で5つの部活動は外部指導者による指導が行われております。

また、令和5年度からバドミントンで今まで学校名を使って参加していた中体連等の大会にクラブ名で参加し、令和6年度からは地域移行クラブとして初めて剣道が活動を始めたところであります。このクラブは、これまで剣道部の外部指導者として関わってこられた方が中心となって指導し、今まで監督をしていた教員がサポートするという形で活動しております。

さて、議員の御指摘の適切な部活動運営につきましては、先月中旬に行われました県教育委員会主催の令和6年度学校部活動及び地域クラブ指導者研修会に経験の浅い顧問教員や地域クラブの指導者を参加させたところです。参加者は学校部活動及び地域クラブに関する今日的課題やその解決方法について学ぶとともに適切な運営の在り方についても理解を深めたところであります。

併せて、今回の剣道のクラブ立ち上げに当たりましては町教育委員会が直接指導者と保護者に対し宮之城中学校の部活動規程及び適切な練習時間と休養日の設定、暴力的・威圧的指導等の厳禁などを含む県中体連の部活動指導ガイドライン等の内容及び遵守について指導したところであります。

なお、このガイドラインを遵守することが中体連の大会に地域クラブとして参加する必須条件ともなっております。

今後も新たな地域クラブ設立の際には同様の対応を取ってまいりたいと考えております。

次の部活動地域移行の今後の取組についてですが、今年度は昨年度の準備委員会から格上げした検討委員会におきまして、今後の方針や指導者の確保、テストケースとしてスタートしました

剣道クラブの活動から見えてきた課題等について様々な角度から検討を重ねてまいりたいと考えております。

一方、国におきまして、令和5年12月の地域スポーツクラブ活動体制整備事業に係る実施方針で各地域の実情や条件等に応じた多様な地域クラブ活動のモデルを構築していく必要があるとし、令和6年5月、つまり先月ですが、先月実施しました学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査の結果に基づき、再度、国の新たな計画の策定が今後なされる予定でございます。

これらを踏まえ、これまでどおり国や県の動向も注視しながらどのような形態が可能なのかについても柔軟に検討し、その過程の中で必要な支援やサポートについても様々な角度から精査・準備してまいります。

〔教育長 中山 春年君降壇〕

#### ○柏木 幸平議員

それでは、まず再犯防止計画についてですが、答弁の結果としては計画はしていないとのことでした。

それで、ちょっと紹介を兼ねてのことなんですが、さつま町保護司会は現在16人で活動しております町議会の中にも3人の保護司がいます。そして、また1人の更生保護女性会員もいます。犯罪を犯した人の社会復帰と自立支援、また再び犯罪を起こさないように面接やボランティア活動を通し対象になる人に寄り添いながら更生の手伝いを保護司会や更生保護女性会、協力雇用主、関係団体により行っているところでございます。

また、先ほどの答弁にもありました、社会を明るくする運動では宮之城中学校の生徒やさつま警察署等関係機関の協力を得て犯罪防止のキャンペーンを行っているところでございます。しかし、対象になる人が居住地に帰ったとき、関係機関の取組だけでは日常の支援まで届かず地域社会における生活上の心の支えも必要になっております。

本人が孤立し再び罪を犯さないように社会全体で支えるにはこの再犯防止推進計画は必要であります。努力義務とはいえ本町にとどめ再犯防止と町民の犯罪被害を防止する観点から早めの策定が必要ではないかと思います。

答弁で第2次さつま町地域福祉計画の中で計画の策定を検討しているとのことであります。ほかの自治体においても再犯防止推進計画を単独でなく地域福祉の計画の中に組み入れてあるところもあるようですのでその方法でいいと思いますが、今の検討の段階じゃなくして早急な策定に向けた取組を願っております。

再犯防止計画の早急な策定についてどのように考えておられるのか。このまま長引いてもまた被害者がいるおそれもあるわけです。そこあたりについて伺います。

#### ○町長（上野 俊市君）

まずもって、保護司会をはじめ、それから更生保護女性会、各関係各所の皆様におかれましては罪を犯した人の社会復帰や自立支援、再犯防止のキャンペーンなどの活動に御尽力いただきまして改めて感謝を申し上げます。

再犯防止につきましては、社会復帰を目指す人が様々な生きづらさを抱えていることを理解し、地域社会で孤立しないように地域全体で協力して取組を行うということが必要であろうかと思っているところであります。そのため本町においても具体的に計画の趣旨や現状、課題などを整理いたしまして来年度中を目途に再犯防止推進計画の策定に取り組んでまいります。

#### ○柏木 幸平議員

来年度に向けてということでありますけど、2年ですよね。そういう期間の中じゃなくして

うちょっと早めの段階でできないものか願うわけです。

先ほども言いましたとおり、この計画は、再犯防止、それと町民が犯罪被害に遭わないように早めの策定が必要かと思うんですけど、今、現段階で策定中というところでございますので、ここは早めに再犯防止計画の盛り込みを早くしていただきたいことを要請して再犯防止に関しては質問を終わりたいと思います。

次に、ヤングケアラーについてですが、先ほどの答弁で本町においてはヤングケアラーと判断される案件はないとのことでしたが、児童生徒はヤングケアラーという言葉を知っているのか、またヤングケアラーというのはどんなものなのか、そしてヤングケアラーについてどのくらい本人の認識度があるのか、そこあたりについては各学校単位で何らかの形で教えられていると思うんですが、答弁でもありました、本人や家族に自覚がないので児童生徒をどのように察するのか判断が難しく実態がなかなかつかめない状態もあるとのことであります。

それで、本人や家族に自覚がなければ周りで気づいてあげなければいけないと思うのですが、先ほどの調査でも、把握したきっかけは、担任による学校生活の中での観察、それといじめ防止のための児童アンケート等の記述内容などが多かったそうです。

教育委員会とされてはヤングケアラーの早期発見に向けて具体的な対策をどのように行われているのか、伺います。

#### ○学校教育課長（井手口 勉君）

お答えします。

まず、児童生徒に対するヤングケアラーに関する具体的な調査というのは行っておらないところでございます。

また、ヤングケアラーという言葉、そしてその捉え方について児童生徒の認識はまだまだ低いものと考えております。そのため議員のおっしゃるとおり周りの気づきが大変必要になってまいりと思っています。

子供たちと一緒に一番過ごしている接する機会の多い学校としてはヤングケアラーの早期発見の方法として日頃の関わりの中で子供のつぶやきや日記、周りの友達からの話等から気づくこともあるかと思います。

各学校におきましては、教育相談や日常の観察、そして各種部会等による情報共有をしながら早期発見の試みを行っているところでございます。

また、スクールカウンセラーによる教育相談は、各小学校年間7回以上、中学校30回程度を設定しております、令和5年度からその相談内容の中にヤングケアラーに関する項目も追加し、相談できる体制として設けているところでございます。

また、鹿児島県の相談窓口として児童相談所専用ダイヤルや子ども・家庭110番また24時間子供SOSダイヤルというものもございます。

しかしながら、ヤングケアラーについては相談できるところが分からないとか自分から行動を起こすことが難しかったりする年齢等の子供たちがいることから地域の方々の気づきも大変重要な情報と考えております。そのため昨年度より学校には民生委員との語る会を再開させ地域での情報収集を迅速にできるように進めてきたところでございます。

今後も子供たちの小さな変化を捉え必要に応じて適切な支援を受けられるよう関係機関と連携して支援につなげていきたいと考えております。

#### ○柏木 幸平議員

学校のほうでも、いろんな方法で、生徒の気づき、また地域においてもいろんな団体におけるそういう連携を持ちながらやっているということで理解はしました。しかし、本当に、近所に祖

父母などの親戚の協力が得られる子供の場合はまだいいんですけど、そういう中でですね。今、担任による家庭訪問を宮之城中、盈進小はしておりません。

また、ほかの学校においても、家の玄関先までの児童生徒の家の確認とか、ちょっとした玄関の訪問といいますかね、応対とかそれぐらいで大体済んでいるようでございます。

これは東京都の一例なんんですけど、港区では周囲が早期にヤングケアラーの存在に気づき必要な支援につなげるよう支援に関するガイドラインを作成した上でございます。そのガイドラインは支援時の関係機関の連携について「気づく、つなぐ、支援する、見守る」という流れを提示しておりますヤングケアラーかもと思ったら相談窓口へ連絡するよう求めているそうです。

また、気づく視点を関係機関ごとに紹介し、学校では、欠席や遅刻が多い、提出物が遅れる、居眠りが多い、過度なアルバイトをしている、これは多分、高校生のことだと思いますけど、気づいたら校内で情報を共有して支援につなぐように求めているそうです。

先ほどもありましたように町内においてもこども課や警察、北部児童相談所、民生委員、主任児童委員の関係機関と連携された中でヤングケアラーの支援に関するガイドラインができれば地域の各団体や育成会などとの連携もできやすいのではないかと思うのですが、このような先進事例もあるようですので、ぜひ参考にされてガイドラインについても検討はどうかなと思うんですが、教育長の考えをお伺いいたします。

#### ○学校教育課長（井手口 勉君）

今ありましたガイドラインの策定につきましては、先ほど最初にお答えいたしました国のはうは今日通過するんじゃなかろうかという話が入っておりましたけれども、これについても、マスコミを通した情報でしかありませんけれども、まだ理念はあるけれども具体的な支援という支援方法がきちんと明記されていないということも指摘されているようです。

先ほどの他自治体の参考例も踏まえながら、あと県の動向も踏まえながらこども課のはうと連携を取りながら検討してまいりたいと思います。

#### ○柏木 幸平議員

考えちょっとらぼうっとしておりました。

今後、検討していくということですが、本当に、ヤングケアラーについては、本人や家族もですし、私たち周りも踏み込めなかつたり難しい問題だと思いますけど、今後の検討をまた期待しております。

これについては終わりたいと思います。

次に、部活動の指導体制についてですが、宮之城中学校の新年度における部活動の指導体制については研修会を通じて顧問の教員や地域クラブ指導者も今回参加して適切な運営の在り方について理解を深めたとのことで少し安心したところでございます。

顧問の中には、部活指導に積極的でやりがいを持っておられる方、また顧問をやりたいが家庭やほかの事情などでできない方、指導者に専門的な知識がなければ危険を伴うスポーツである中で顧問に競技経験がない教職員が就くこともこれまであったと思います。

宮之城中学校の教職員の皆さんには部活動の顧問に就くことに対してどのような考え方をお持ちなのか、把握されておればこのあとの地域移行に関しても参考になりますので伺いたいと思います。

#### ○学校教育課長（井手口 勉君）

お答えいたします。

宮之城中学校部活動において現在顧問を引き受けておられる教員の考え方として、積極的に技術指導を行うとともに生徒指導にも関わりたいというふうに考えておられる教員が半分程度、高い専門性はお持ちでないにしても生徒指導上の必要性を感じて部活動に関わりたいと考えておら

れる教員が3割程度でございます。

残りの2割程度の教員については専門的な指導には不安があるものの生徒指導上の必要性を感じて顧問を引き受けており、その部には外部指導者を配置することで顧問教諭の負担軽減及び活動の充実を図っているところでございます。一方、家庭の事情やその他の理由で顧問を引き受けることが難しい教員については顧問をしておりません。

なお、全ての部活動において顧問、副顧問の複数体制を取ることで教員の負担軽減を図っているということでございます。

#### ○柏木 幸平議員

今、宮中の部活動の状況について顧問の状況についてお答えを頂きましたが、その中で技術面で習得していない顧問の先生についても外部指導をつけて一緒に複数でやっているということでそれについてはまた安心したところでございます。

それと、1回目の答弁のほうで国の方針において各地域の実情に応じた地域クラブ活動を整備し多様な地域クラブ活動のモデルを構築していくことの必要性と国の新たな策定の動向を注視しながら様々な角度から精査していくとのことでしたが、このように、また先ほども教育長のほうから言われましたとおり、今後の方針、また国のほうもそういう手探りの状態なのかなと思えたわけです。

今後、地域移行になった場合、指導者を含む教職員はどうなるのか、また文化部においても運動部の地域移行と同時でもいいのではないか、それと平日も休日も同じ外部指導でやっていたほうが指導もしやすいんじゃないかなとか私の疑問はまだほかにもあるのですが、町の教育委員会としては、指導者の選考などは具体的には今後の検討委員会だと思うのですが、指導者の選考などに関して選考委員会でどのようなふうに検討されていくつもりなのか、伺います。

#### ○学校教育課長（井手口 勉君）

お答えいたします。

まず、今後の指導者の在り方については鹿児島県のほうで令和5年5月に出された方針がございます。

1つ目に休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しなくてもよい環境の構築が必要であるということ、2つ目が休日の部活動の指導を希望する教師が休日に指導できる仕組みの構築も同じく必要であろうということ、そして3つ目として希望する全ての生徒が休日に地域においてスポーツ・文化活動ができる環境をつくることが必要であるとされております。

したがいまして、運動系、文化系の両方の部活動におきまして指導者の意向及び従事できる状況に応じて様々な手法から適したものを選択したり複数の手法を組み合わせたりするなどの創意工夫を凝らして十分に検討準備を進めてまいりたいと思っております。しかしながら、それを進めるに当たりましては多岐にわたる課題が出てくると思われます。

検討委員会としましては、国・県の方針、そして県内外の他市町村の取組も参考にしながら課題解決を進めてまいりたいと思っております。

#### ○柏木 幸平議員

今後、国や県の方針、そしてまた他町村のことを参考にしながらいくということであります。いずれにしても生徒が不安になったり保護者が経済的な負担を担わないように、そこあたりも検討委員会のほうで配慮して進めていただくように要請して私の全部の質問を終わります。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、柏木幸平議員の質問を終わります。

次は、6番、上別府ユキ議員に発言を許します。

[上別府ユキ議員登壇]

## ○上別府ユキ議員

皆さん、お疲れさまです。本日最後の一般質問となりました。やはり6人はきついですね。最後ですので、最後までお付き合いください。

それでは、質問1番、（仮称）こども館構想について。

本町の子育て環境の充実に向けて新たに宮之城ひまわり館内に子育て世代が集うことのできる子育て拠点として（仮称）こども館を開設するということですが、町長の考えることのできるこども館構想と、この実現のためのバックキャスティングはできているのでしょうか。

小さい1、未就学児が遊べる室内遊具の設備や子育て支援センターのサークル活動、子育て相談を実施し、不安解消に努めるということであるが、この計画で子育て拠点となり得るでしょうか。

小さい2番、本町の子供の出生数は、ここ数年、70人から80人となっていますが、これは人口減少の大きな要因です。町長は人口減少に歯止めをかけると言われるが、一体いつの時点でのどのくらいの人口をめどに歯止めをかけるのか。その実現のためのバックキャスティングはできているのでしょうか。

大きい2番、認定農業者補助金について。

認定農業者とは農業経営の改善を図ろうとする農業者が5年後に目指す農業経営像に向けた改善計画を策定し町の認定を受けてその達成に向けて支援措置を受ける制度であるが、その制度の在り方について問います。

1、水田耕作のように栽培面積の拡大や畜産のように飼育頭数を増頭して経営の拡大を図るという基準項目に当たる園芸農家はどうしても補助金を受けるための基準ポイントが上がらないが、点数制だけでない園芸農家などの枠を設定できないでしょうか。

以上、1回目の質問とします。

[上別府ユキ議員降壇]

[町長 上野 俊市君登壇]

## ○町長（上野 俊市君）

それでは、上別府ユキ議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目のことのこども館構想についてでございます。

まず、こども館の機能としましては、子育て中の親子が、雨の日にでも遊び、交流ができる場を提供いたしまして、交流を通じての仲間づくりや相談等による不安解消を図るため、具体的には子育てサークル、子育て等に関する相談援助、遊具や年齢に応じた玩具を活用した遊び場の提供、季節の行事やミニイベント等の開催を計画いたしているところであります。

また、専門の支援員等を配置いたしまして、地域の子育て支援サービスの情報提供と子育てに関する相談・助言等を行う利用者支援事業など、これらの機能を有し子育て世代が気軽に訪れることができるような施設利用を考えているところです。この施設の利用対象につきましては特に未就学児の親子の利用を中心として環境整備をしてまいりたいと考えているところであります。

また、設置場所につきましては、交通の利便性などを考慮し、町の中心部に位置します宮之城ひまわり館の一室を使っての開設をしたいと思っているところです。現在、業務委託をしようとする事業所と協議を進めているところであります。できるだけ早い時期に開設できるよう準備を進めているところであります。

次に、人口問題に関する質問についてでございます。

本町の人口減少対策については、さきに新改選議員の質問等でもお答えいたしておりますけ

れども、人口減対策については、本町においても最重要課題であり、長期的・多角的に継続して取り組んでいるところでございます。

御承知のとおり、町のマスター・プランである第2次総合振興計画をはじめ、第2期のさつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略、また、令和2年度に策定いたしました総合振興計画の後期基本計画やそれにつながる重点プロジェクトにおきましても子ども・子育て対策と移住定住対策の双方から施策を展開しているところです。

議員の御質問の人口問題に対するめどについてでございますけれども、総合戦略の中でも人口ビジョンとして2060年に人口1万人を維持することを一つの目標としております。そのため各種の政策を実施しているところであります。

昨年4月に発表されました日本将来推計人口、社人研の推計人口、それから先日の報道でもありました消滅可能性自治体の内容を鑑みますと改めて目標として掲げる数値の高さを感じているところではございますけれども、長期的・総合的視点に立ち各施策を着実に実施していくことで結果的に人口対策につながるものと考えているところであります。

当然のことではございますけれども、施策を進めるに当たりましては、それぞれに指標や目標を掲げ、それを実現するために各種の事業を展開し、課題を一つ一つ解決しながら着実に進めていきたいと思っているところであります。

次に、2点目の認定農業者の補助金についてでございます。

認定農業者制度は町が定める基本構想に準じて提出された農業経営改善計画書を審査しまして認定を受ける制度でございます。認定された農業者に対しましては町をはじめ国・県レベルでも目標達成に向けた様々な支援を受けることができます。町としましても担い手支援室を設置しまして農業における中心的な経営体を確保・育成していくための支援を行っているところでございます。

機械・施設等の導入が可能な補助事業については国・県の補助金制度がありますけれども、採択要件も非常にハードルが高い状況でございまして認定農家等の要望に応えられていない状況もございます。

そこで、町では認定を受けられた方々へより細かな支援策を図るために経営基盤の強化を促進するための事業としまして認定農業者等支援事業を平成27年4月に設けまして農業機械の購入や施設整備等の補助を行っているところであります。

御質問の対象となる本事業の審査会におきましては、公平性を保つため配分基準項目に準じたポイント加点を行い、採択決定をいたしているところであります。議員が言われる水稻や畜産など容易に規模拡大ができる営農類型と比較しまして園芸農家であることから採択基準ポイントが上がらないというものではないと思っているところであります。

また、対象者には募集段階から制度内容を周知いたしましてポイント獲得ができますよう話もしているところでございますので園芸農家だけに限定した枠設定というのは今のところ難しいと考えているところであります。

農林課のさつま町農林業関係補助金、経営改善対策事業、認定農業者の補助金制度で拾い上げを行っているところでございますので町のほうへ御相談があれば対応させていただきたいと考えております。

最後に、農業分野を取り巻く環境につきましては大変な時期に来ているところであります。今後、農業者の御意見も十分お聞きしながら稼げる農業を目指して引き続き予算枠の拡大や内容等の検討も行ってまいりたいと考えているところでございます。

[町長 上野 俊市君降壇]

## ○上別府ユキ議員

町長にお答えいただきました。

まず、（仮称）こども館についてですが、この計画の協議はどこまで進んでいますか。進捗状況を御報告ください。

## ○こども課長（久保田春彦君）

現在、実施する事業の内容、開設日とその時間、それと人員等について事業者と協議を進めているところでございまして、併せて必要な備品等の協議も今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

## ○上別府ユキ議員

必要な備品等の設置も考えているということですが、リフォームもしくはリノベーションは考えられていないですか。これぐらいの施設になると子供用のトイレはどうされますか。授乳スペースというのも必要です。子育て相談スペースはどのようにするのですか。宮之城ひまわり館設計図を見ますと、お手元の設計図を見ますと、この五角形のスペースだけとお伺いしていますが、それで対応できるのでしょうか。

## ○こども課長（久保田春彦君）

今現在、委託事業者とも協議を進めているところでございますが、今ありました施設についても協議を進めておりまして、例えば授乳室につきましては、子供ルーム内に設けるような形で協議してまいりたいと。あるいは、子供トイレの設置につきましては、現在の部屋の近くに、身障者用トイレ、いわゆる多目的トイレがありますけれども、その中に附属機器等の設置をするよう協議を進めてまいりたいと考えております。

この事業を進行するに当たりましては様々なメニューが準備されているわけですが、ひまわり館におきましては、ほかに思いやり室、助け合い室、いきいき学習室などほかの部屋等も空いておりますので事業によってはそのほかの部屋等も借りながら実施することも考えられると思っております。

## ○上別府ユキ議員

今後、様々な部屋を借りながら運営していくということですけど、その専用スペースということではないわけですね。

次の質問ですが、（仮称）こども館、この仮称とした訳。何か訳でもあるのですか。そして、この「館」というところも同じように、例えば名前については公募するとかそういう考えがあるのか。あくまでもこれは仮称であって後々は館を建てようとかそういう考えがあるのですか。

## ○こども課長（久保田春彦君）

（仮称）こども館という名称につきましては、これまで設置場所を検討する段階では様々な候補地を探しておりましたけれども、名称等については今後また事業者とも検討してまいりたいと思いますが、この場所はひまわり館の一室を使用するということで決まっておりますので、こども館といいういわゆる館ではありませんので、今後につきましては子供ルームといったようなルーム等の名称で検討してまいりたいと考えているところでございます。

## ○上別府ユキ議員

これでは子供室もしくは子供ルームのレベルですね。他の自治体のこども館と比べると本当に見劣りすると思います。

昨年、令和5年11月にさつま町議会総務厚生常任委員会では福岡県那珂川市のふれあいこども館の運営実施事業など視察しました。お手元にもあると思うんですけども、幼児から大人まで教育の場だという考え方で運営しているという担当者の言葉が自信を持った施策を進めていると

いう力強い言葉に聞こえました。

また、もう一つ、佐賀県、基山つ子みらい館というところも視察してきました。本当に手厚い支援策を自信を持ってアピールしておられました。本町と比べると、人口や財政規模が違うからしようがないとか地域子育て支援拠点事業に基づいて進めているからとか考えても何かもやもやするものが私の中には残りました。

この4月にオープンした姶良市子ども館「ちるどん」にも足を運びました。そして、話を聞いてみました。「計画から話し合い、形にするまで5年の時間をかけました。特に利用者などからの話し合いのところに時間をかけました」と担当者の方がとても自信を持って話してくださいました。

お手元のタブレットにあるように、この3自治体の現状を見たときに本当に共通して感じたことは、いずれの自治体も、思い切った覚悟のある決断、そして施策を実施する実行力があると感じました。

本町は既存の施設を利用しているんだけれども、それはそれでいいと思うんですけども、付け焼き刃というか、そんなようなところを感じてしまいました。それは私だけでしょうか。本町には、思い切って決断する、実行する、そういう考えはないのでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

今回、こども館という形でひまわり館内の一室を使ってこれをやっていくということでさせていただいたところであります。これにつきましては、昨年、私も子育て中の世代の保護者の方々と実際その場に行きましたいろいろと御意見も伺って早期にこういうのが必要であろうということでの取組を始めたところであります。

今後の利用者の状況等を見ながら、ここについては先ほど議員からもありましたように利用者の方々の意見というのを踏まえながら新たなそういう対策が必要であればそれを講じていこうと思っています。そこは御理解いただきたいと思います。

#### ○上別府ユキ議員

町長からお答えいただきました。

実は、ひまわり館の予定の場所を民間の子育て支援施設で実際に支援に携わっている方と一緒に見てまいりました。その方のお話です。

「このままでは子育てる立場の方々に不親切です。そっぽを向かれます。駐車場から遠いし、途中が暗い。そして、狭いです。中には段差もあります。子供たちは走り回ります。中庭があつたけど、そこは使えない。部屋だけの使用です。本当に現場の声を聞いた上でこの場所ですか。ここを利用される方は、小さい子供を抱っこして、大きな荷物を持って、中にはまたその上の子の手を引きながらやってこられます。1人目、2人目の子供の子育てに奮闘している、そういう方々が来られる場所にしないといけないところです。今ある施設を使うのは構わないけれど、そういう立場の方々に寄り添っていますか。今の子育ては育てる方も支援する方もみんな悩みながらです。じっくり話を聞くことができるスペースというのはとても大事です。子育ても大事。それに携わる家族の方々も大事。それが健やかな子育てにつながっていくと思います。今の子育ては子供も育て親も育てていくという考え方が必要です。子育ては大変だけど、2人目、3人目と明るく前向きに望めるような環境になってくれればいいですね」と話してくださいました。

この施設、こども館を進めるときに、ここを利用されるであろう方々の聞き取りはされましたか。

#### ○こども課長（久保田春彦君）

様々な御意見はあると思っておりますが、町長も先ほど話がありましたように子育て世帯との意見交換等も行いながら雨でも真夏でも天候を気にすることなく親子が集える施設が欲しいとい

う意見が多く聞かれたということなどから機能性や利便性を考慮した施設としているところでございます。

この施設におきましては、子育てサークル等の子育て支援事業、それから相談事業を中心とする子ども・子育て利用者支援事業を実施しているところでございますが、令和5年度の実績とも見てみると、いわゆる子育てサークルについては、年間244日、開催されております。その1回当たりの利用者数というのは4.4家族ということになっております。また、子育て利用者支援事業につきましては、相談事業が主でございますが、年間44件の相談があったということでございます。

そういうことで、今現在のサービス量の状況等も考慮しながら現在の施設を考えているところでございます。

#### ○上別府ユキ議員

お伺いしました。今後、計画を実行するに当たって、取り入れられるところ、改善できることはまた利用者になられるであろう方々の意見を聞いて進めていっていただきたいと思います。

続けます。先ほど2人目、3人目の子育てという話でしたが、1人目より2人目、3人目と子育ての望める環境がそこにあるかです。合計特殊出生率を、昨年、厚生労働省は1.26となつていると発表しました。人口を維持するためには2.06から2.07が必要とされる中、人口減少に歯止めをかけるためのこの施設がそのバックキャスティングになり得ますか。

#### ○こども課長（久保田春彦君）

いわゆる（仮称）こども館が人口減少の歯止めをかけるためのバックキャスティングになり得るかということでございますが、子育て環境の充実を図る上で、こども館のような施設の充実を図ることも重要でありますけれども、こども課といたしましては、まずは子供の産みやすい環境、そして産んでからの育てやすい環境として子育て世代の経済的支援等を中心に施策に力を注いでいきたいと考えているところでございます。

#### ○上別府ユキ議員

子育て支援であり利用者支援である、少子化対策ではないというような見解で聞いていいのでしょうか。少子化対策は経済的支援を中心として注いでいくという考え方ですか。

もしそれでいかれるのなら、先ほど議員たちが何度も質問しました消滅可能自治体の烙印を押されたさつま町は本当にそれで大丈夫かなと思うのですが。データのもととなった国立社会保障・人口問題研究所の推計では2070年に日本の人口は今の3割減、8,007万人に落ち込むそうです。2070年というと私は多分存命しておりませんが、ここにいらっしゃる方もほぼほぼどうかなと考えるところです。すみません。

もう一つ思えることは、去年から今年にかけて新しい新人職員になられた方がほぼほぼ私たちの年代ぐらいになっている頃かなと思っています。その方たちが2070年度にどんな町政を実行しているのか、もしかしたらその頃にはさつま町というのがあるのかないのか、そういうことも考えます。本当にこの2070年というのは先の話のようであるけれども決して油断できない年代なのではないでしょうか。

少子化は、今や、少母化、お母さんたちが少なくなっていると言われる課題になっているようです。今、主な出生年代層の対象数の減少によって少子化対策がうまくいき出生率が上がっても出生数は増えない状況になりつつあるそうです。

全国の赤ちゃんの数は、2016年で100万人を、19年で90万人を、その3年後、22年には80万人をそれぞれ割り込みました。歯止めをかけられるラストチャンスというのは2030年であると言っています。3年、3年ごとに10万人ずつ減っているという現実を考え

ると2030年がラストチャンスだと言われています。

それがどういう年かをちょっと考えてみました。去年から今年に生まれた子たちがちょうど小学校に入学するかどうかの年代だなというのを考えました。このあと6年の間にどんな歯止め策を考えるのですか。あるいは、一つの自治体としてはどうすることもできない、静観するしかないのでしょうか。何かありますか。町長、お願ひします。

#### ○町長（上野 俊市君）

非常に厳しい御質問でございます。先ほどの人口問題研究所が出た消滅可能性自治体の烙印を押されたという表現は非常に私は不満に思っているところであります。

こども館だけで人口に歯止めがかかるわけではありません。これまでも再三言っていますけれども、様々な施策を積み重ねていくことが大事だと。これが10年かかり20年かかりますよという話はしたところであります。それぐらい非常に難しい問題なんですね、これは。

ですから、これを全体的にしっかりとしていく、支えていくために、いろんな施策をつないでいく、これが大事な部分であります。施設一つができることによって解決するわけじゃありません。これも一つの手段だと思っていますので、そこは間違いないように御理解いただければと思うところであります。

そのようなことから、我々も本当に様々な観点からやっています。人を呼び込むための企業誘致の話も先ほどもありますし、様々な支援も行っています。いろいろ取り組んできています。

10年後、20年後、結果が出るのはそれぐらいだと思っています。10年、それぐらいのスパンでないと、プラスに転じる、これを止められるというところまではいかないと思っています。そのために今やることはしっかりとやっていくということが我々に課された課題だと思っているところであります。

#### ○上別府ユキ議員

町長からお答えいただきました。今まで見えないと言われた施策が見える化する一つの方法としてのこども館であると考えているところですが、みんな一緒になってこの問題には取り組んでいかなければいけないと町長のお言葉でしんときたところです。

次の質間に移りたいと思います。認定農業者のほうの問題です。

現在、220団体・個人の認定農業者がいるということですが、その品目別の構成数はどうなっているでしょうか。

#### ○担い手支援室長（永江 寿好君）

現在、認定農業者数が220名ということあります。その中で、個人経営体が173、それと組織経営体が43でございます。

経営類型ごとの作物の品種でございますけれども、相対的には、複合経営をされている水稻とか牛とかと一緒に経営されている方もいらっしゃいますけれども、相対的経営数としては410経営体でございます。

その中で水稻が130、施設園芸が96、畜産が100経営体。生産牛、ブロイラー、養豚等を含んでおります。果樹が69経営体、あとは山菜等の12経営体で合わせて410経営体となっております。

#### ○上別府ユキ議員

ここ数年間のお手元にありますさつま町認定農業者等事業推進経営体調書が提出されて、そして、実際、事業採択基準ポイントを通して獲得された補助金実績はどうなっていますか。それは品目別に分かりますか。

#### ○担い手支援室長（永江 寿好君）

基本的には今のこの資料につきましては町単の補助金を申し込まれるための経営体調書でございます。経営体調書とカタログと見積り等を出していただいて、採択基準の項目に照らし合わせて、現在、裁定しているところであります。

その中で、品目ごとの部分についての把握につきましては、現在、令和3年からでございますけれども、園芸関係は、令和5年が1件、それと令和4年が1件、それから令和2年が1件というふうになっております。相対的な件数としましては、令和元年から75件、採択が48件ということでおおむね6割強の申込みの中で採択しているところでございます。

以上です。

#### ○上別府ユキ議員

そのような中で、農家数の増えていく品目、減る傾向の品目、その品目ごとの調査分析はできていますか。今、品目と言っていますが、正式には営農類型と言うんだそうですね。でも、品目というのが分かりやすいので使っております。

#### ○担い手支援室長（永江 寿好君）

現在、経営体類型では先ほど言いました220経営体で大きな増減はないようです。その中で、経営体ごとの部分につきましては、水稻が133、それから施設が27、野菜等、カボチャ、里芋、ゴボウ等を含む区分が69、生産牛が100、それと施設、花卉等の果樹関係が69、山菜等が12ということで先ほど申し上げた410になります。

以上です。

#### ○上別府ユキ議員

品目ごとの調査・分析ということでしたけども、まだ分析まではいっていないというふうに理解していいですか。

#### ○担い手支援室長（永江 寿好君）

分析というふうに言われますけども、分析ではなくて経営計画を作成する段階で個々に合った方々の相談・分析をしながらどういう目的でどういう数値になっていくかということで個別相談的な部分での経営の分析はやっております。

#### ○上別府ユキ議員

個人の意見ですけど、現在、トマト農家は増えているんだなということをあちこちに無人販売所ができてきつつあるので実感するところなんですが、町内のある認定農家さんのお話です。

「若い頃、イチゴ作りを始めて認定農業者になり、現在72歳。イチゴ栽培とサツマイモの苗作りとか水田耕作と続けてこられました。二、三十年前は、イチゴ農家といえばもうたくさんいました。大産地でしたから。150件からあったのが現在は10分の1ぐらいです。今は温暖化の影響でハウス内の温度がすぐ上昇してしまうのでビニールハウスの開閉が油断できなくなっています。ハウスのそばから離れられない。どこにも出かけられない状況です。しかし、このイチゴハウスは自分の代で終わらせずに頑張って続けたいです。このイチゴハウスを次の代につなげることができたらと考えます。この自動開閉機の助成があると聞いたのは、トマト農家の方が教えてくださいました。担い手支援室の指導でもJAの訪問指導でもない。トマト農家さんから聞きました。この頃、訪問指導を受けたことはありません。自分があと5年やれるのか10年やれるのか分からぬけれど、今までいろんなイチゴを作ってきました。県が薦めるさつまおとめとかさがほのかとか以前のとよのかとか。その技術も含めて次の世代に引き継げる農業基盤をつくりたいです」とお話ししてくださいました。

その話を聞いて、JA北さつま、農協にも聞いてみました。JA北さつま開設当時、平成

22年、いちご部会員は約50名以上いらっしゃったそうですが、令和6年は26名になっています。薩摩川内、伊佐、さつま、合わせてです。本当に減っていますね。

先ほどおっしゃった働きやすい農業を若い世代につなぐことこそ多様な農業者の支援、事業形成につながると思うのですが、そこで、今、支援室では農家マッチング、空きハウスマッチングにも力を入れていると聞きます。実態はどうですか。

#### ○担い手支援室長（永江 寿好君）

今、議員が言われるように様々な相談業務で担い手支援室は認定農業者さんに対応しているところでございます。

その中で、空き家マッチングについてですけれども、空き家マッチングにつきましては、現在、施設ハウスの認定農業者から、それぞれの理由により、例えば高齢化とか後継者がいないから何年後には離農してハウスを誰か受けていただく農家がいらっしゃらないかというような話の相談も受けております。

そういう相談・情報があった場合には、就農支援チーム、県、JA、町を含めたそういう方々と受け手となる農家、若手農家などのマッチング支援を現在やっているところでございます。現在も、2件ほど、空き家、離農したいということで誰か受け手がいないかということで相談を受けているところでございます。

以上です。

#### ○上別府ユキ議員

空きハウスマッチングという可能性があるということですね。

この制度は今まで基幹産業を支えてこられた現在の認定農業者さんのためにもなるし、そして次の世代の若い農家さんのためにもなります。それは地域への投資ということでも考えられます。とってもいいことだと思うので、ぜひ年を重ねてこられている認定農業者さんには、ぜひ勧めていただきたいなと思います。

先日、JA北さつま農協では総代会が行われました。その中で「農業を取り巻く環境は本当に高齢化、後継者不足、労働者不足により生産基盤の一層の縮小が懸念される。そんな中、農家が意欲を持って持続可能な営農に取り組めるよう生産資材の奨励品目の拡大による生産コストの低減政策や品目別の生産基盤強化の対策、経営安定対策にもぜひ役職員一体となり伴走支援を行う」と言われました。

まさにそのところです。一緒に農業を推し進める姿勢、それが必要です。大きな大会のときの言葉だけではなく実行できるかが問題です。ぜひ担い手支援室でも各農家に赴いてお話を聞く体制を整えていただければと思います。

産地維持を図るために新規農業者の確保に努める。若い人が継承しやすい営農環境をつくっておかないと新規農業者は確保できません。農家の働き方改革、そのためのスマート農業ではないかと思うのですが、いかがですか。

#### ○担い手支援室長（永江 寿好君）

今、議員が言われるように、担い手支援室では担い手育成総合支援協議会という協議会の中で先ほど言いましたJA、県、それから町等の連携を取りながら今後またそういう支援を強化していきたいというふうに考えております。

#### ○上別府ユキ議員

日本の農業はウクライナの紛争やコロナ蔓延で分かるように本当に世界の情勢がすぐ生活や食卓に響く時代になってきました。海外の状況に影響されやすい食料事情を克服するために自分の国で自分たちの消費する農産物は確保できるようになるために多彩な農産物生産ができる基盤を

つくることが大事だと思います。

私たちのさつま町もさつま町内で米や畜産だけではない多様な農産物を生産するために、ぜひ、狭い園芸農家ではあるけれども、支援する方策を考えていただければと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、上別府ユキ議員の質問を終わります。

---

### △散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後3時35分



令和6年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

令和6年6月6日



## 令和6年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和6年6月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (15名)

1番	新 改 幸 一	議員	2番	平 山 俊 郎	議員
3番	上 圃 一 行	議員	4番	橋之口 富 雄	議員
5番	中 村 慎 一	議員	6番	上別府 ユ キ	議員
7番	森 山 大	議員	8番	新 改 秀 作	議員
10番	有 川 美 子	議員	11番	古 田 昌 也	議員
12番	岸 良 光 廣	議員	13番	上久保 澄 雄	議員
14番	川 口 憲 男	議員	15番	柏 木 幸 平	議員
16番	宮之脇 尚 美	議員			

欠席議員 (1名)

9番 平八重 光 輝 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	早崎行宏君	議事係長	神園大士君
議事係主任	杉元大輔君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	上野俊市君	副町長	角茂樹君
教育長	中山春年君	総務課長	富満悦郎君
総合政策課長	大平誠君	行政改革管理監	小野原和人君
財政課長	垣内浩隆君	税務課長	西園豪紀君
町民環境課長	松山和久君	ほけん福祉課長	甫立光治君
こども課長	久保田春彦君	農林課長	山口良浩君
担い手支援室長	永江寿好君	産業支援・定住対策監	米丸鉄男君
教育総務課長	藤園育美君	学校教育課長	井手口勉君
ほけん総括監	濱田清美君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第39号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第40号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 3 議案第41号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第42号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第43号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	3 9 4 0 4 1 4 2 4 3	さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について さつま町税条例の一部改正について 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 15款 国庫支出金 16款 県支出金（関係分） 20款 繰越金 21款 諸収入 歳出 2款 総務費 3款 民生費 4款 衛生費 人件費全部 第2条 債務負担行為の補正 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
文教経済 (第2委員会室)	4 1	令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 16款 県支出金（関係分） 歳出 6款 農林水産業費 7款 商工費

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和6年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

9番、平八重光輝議員から、本日の会議に欠席する旨、届出がありましたのでお知らせします。

本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。

これから、6月3日に提案がありました議案第39号から議案第43号までの議案5件について、総括質疑を行います。

なお、質疑にあっては、総括的な事項について質疑を願います。

---

△日程第1 「議案第39号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第2 「議案第40号 さつま町税条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

まず、日程第1 「議案第39号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」及び日程第2 「議案第40号 さつま町税条例の一部改正について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、配布しております議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第3 「議案第41号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第3 「議案第41号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○有川 美子議員

改めましておはようございます。1点だけ、質問をさせていただきます。

一般会計補正予算ですが、議案説明資料の9ページ下段をお開けください。

新規事業で、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助というので1,078万円が国庫からの補助で補助率10分の7で出ておりますけれども、これは新規事業で一般財源からも委託料など出るんですが、まず、この事業について、経済産業省の資源エネルギー庁のほうのホームページで確認をすると、3つほど事業の内容があるようなんですが、さつま町はどれにその事業内容が値するのかということ。

もう1点、委託のほうが調査ということで出ておりますけれども、委託事業者は1か所。ちょっと、私のほうで見ると2箇所に委託するかのようにちょっと見えるものですから、それは1か

所なのか、2か所なのか。2点、お願ひいたします。

○総合政策課長（大平 誠君）

ただいま、新規事業ということで、町有施設における自家消費型太陽光発電設備の導入可能性調査ということを補正でお願いをしまして、本年度実施をするということでございます。

経済産業省の資源エネルギー庁の事業ということになりますけれども、令和6年度のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業ということで、この事業を使って導入をいたします。

それから、事業者につきましては、当然調査をするわけですけれども、その調査に当たって、やはり強みのある部分の事業を持つ事業者がいらっしゃいます。例えば、九州電力でございますとか、それから、これまでさつま町のエネルギー・ビジョンに基づく取組委託業者であります鹿児島銀行の系列のKER、そういう事業者がいらっしゃいます。そういう方々の連合によりまして事業を進めていきたいという考えは持っております。

ただし、当然委託になりますので、入札とかを経て事業者を決定していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

所管が違いますので1点だけ。担い手育成室事業の関係でございます。

説明資料の12ページの上段の、これから先はこの集落運営の組織の支援というのは、大変高齢化が進む中で大事になってくると思いますが、今回この補正で挙げてあります佐志地区1法人という法人の名前と、それから事業費が662万7,500円と出ておりますが、この事業の内容をお知らせいただきたいと思います。

○担い手支援室長（永江 寿好君）

まず、事業者につきましてですけども、佐志地区の農事法人組合、夢希耕あながわさんでございます。事業の内容については機械導入でございまして、里芋掘り機器とポテトハーベスター、それとマルチはぎ機の購入になります。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○中村 慎一議員

それでは、この予算説明資料の9ページ、先ほど有川議員のほうから質疑がありましたけれども、このエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費ですが、これをこういう太陽光発電とかいろんな部分がありますけれども、これを今さら、どういう形でこの公共施設等を活用して、どういったような形で今後、エネルギー関係といいますか、電気代とかそういうのもあるんでしょうけれども、どういう構想の下にこういったのをされるのか。そのところの基本的なところを御説明をいただきたいと思います。

○総合政策課長（大平 誠君）

今後のこういった取組の質問ですけれども、まず町が率先してやっていきましょうというのが取組の狙いでございます。例えば、この本庁舎の上のほうにも太陽光発電がございますけれども、こういった取組というのを町内の公共施設でまずはやる。例えば、学校の屋上にこういった太陽光発電を設置いたしまして、子供たちの勉強とともに、新しいエネルギーの活用の仕方とかそういう取組を見せるということで、町全体あるいは地域にも広げていきましょうという取組ということで理解しております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○上別府ユキ議員

おはようございます。私は所管が違いますので、有害鳥獣対策事業について質問したいと思います。

11ページの一番下、ジビエ工房を建設するというところのお話ですが、先般、御説明があつた中で、捕獲頭数推移を資料で示していただいて、令和5年でイノシシは1,900頭、ニホンシカは2,900頭、そしてアナグマは671頭という数字を示していただいているが、今度できるこの施設は、1日当たりの処理できる数量をお示しいただいているんですけれども、年間でイノシシが300頭、シカが400頭、そしてアナグマが84頭という数字が18ページの資料に出ています。

この数量で行くと、捕獲してここに持ち込む1時間をする間に、何て言つたらいいんだろう、競争になる。早く申請したほうが、その日の捕獲された方たちにとってはもう早いもの勝ちでそのジビエ工房に持ち込むという形になるんですけど、予約ができるものではないような気もするんです。1日当たり2頭ぐらいが処理できる能力ということをこの資料を見ると書いてあるんですけども、そのところの説明をもうちょっととしていただけますか。

○農林課長（山口 良浩君）

おはようございます。ただいまの質問でございます。

お示ししたとおり、イノシシ300頭、シカ400頭、アナグマ84頭ということで年間の計画にはなっているところではございますが、いかんせん初めての事業ということで、従業員の方々も一番初めは不慣れな作業を強いられると思います。年間的にはこういうふうな処理頭数なんですが、今から先、処理の件数も上げていくような企業努力、そういうふうな関係も取り扱つていてほしいということを考えているところです。

そしてまた、議員のほうが言われました、競争になると、予約はできないということですから、取りあえず現場で止血、血を抜いて一時処理を狩猟者の方々、購入、持ってこられる方々にしてもらって、その後、持ち込まれたら冷蔵庫、保冷庫、そういうところで保存、置いて、その後順次処理をするという計画になっているところでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号については、配布しております議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第4「議案第42号 令和6年度さつま町国民健康  
保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第5「議  
案第43号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計  
補正予算（第1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第4「議案第42号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び日程第5「議案第43号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第

1号)」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、配布しております議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から6月10日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

---

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月21日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前9時42分



令和6年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

令和6年6月21日



## 令和6年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和6年6月21日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (16名)

1番	新 改 幸 一	議員	2番	平 山 俊 郎	議員
3番	上 圃 一 行	議員	4番	橋之口 富 雄	議員
5番	中 村 慎 一	議員	6番	上別府 ユ キ	議員
7番	森 山 大	議員	8番	新 改 秀 作	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	有 川 美 子	議員
11番	古 田 昌 也	議員	12番	岸 良 光 廣	議員
13番	上久保 澄 雄	議員	14番	川 口 憲 男	議員
15番	柏 木 幸 平	議員	16番	宮之脇 尚 美	議員

欠席議員 (なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	早崎行宏君	議事係長	神園大士君
議事係主任	杉元大輔君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	上野俊市君	副町長	角茂樹君
教育長	中山春年君	総務課長	富満悦郎君
総合政策課長	大平誠君	行政改革管理監	小野原和人君
財政課長	垣内浩隆君	税務課長	西園豪紀君
町民環境課長	松山和久君	ほけん福祉課長	甫立光治君
農林課長	山口良浩君	担い手支援室長	永江寿好君
産業支援・定住対策監	米丸鉄男君	消防長	萩木場一水君
教育総務課長	藤園育美君	学校教育課長	井手口勉君
ほけん総括監	濱田清美君		

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 39 号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第 40 号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 3 議案第 41 号 令和 6 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 議案第 42 号 令和 6 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 議案第 43 号 令和 6 年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 48 号 令和 6 年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 49 号 さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について
- 第 8 陳情第 4 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第 9 発委第 1 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について
- 第 10 報告第 5 号 令和 5 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 11 報告第 6 号 令和 6 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 12 議会活性化調査特別委員会報告の件
- 第 13 防衛施設等調査特別委員会報告の件
- 第 14 議員派遣の件
- 第 15 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和6年第2回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「議案第39号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第2「議案第40号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第3「議案第41号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」、日程第4「議案第42号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第5「議案第43号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「議案第39号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」から、日程第5「議案第43号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」までの議案5件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔古田 昌也議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（古田 昌也議員）

おはようございます。報告の前に、今週2回も避難所の設置、本当に御苦労さまでございました。本当にありがとうございます。今週2回も、そういう形で緊急に避難所の開設ということは、本当に安心・安全につながると思いますので、これからもぜひよろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが、総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第39号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、「議案第40号 さつま町税条例の一部改正について」、「議案第41号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分、「議案第42号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第43号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」、以上の議案5件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第39号であります。

今回の改正は、会計年度任用職員に対し新たに勤勉手当の支給が可能となったことから、育児休業をしている会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給の取扱いについて条例の一部を改正しようとするものであります。

次は、議案第40号であります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、関係するさつま町税条例の一部を改正するものであります。

次は、議案第41号の関係分であります。

まず、2款1項5目防衛施設等誘致事業に56万6,000円が計上されております。これは、防衛施設建設適地調査の対象である薩摩地区の住民による防衛施設立地地域住民との意見交換及び防衛施設の研修視察に係る経費です。

質疑の中で、薩摩地区以外の住民に同様の機会を設ける考えはないか。また、今回の地域住民と意見交換及び研修視察は人選をどのように行うかをただしましたところ、今回、施設の適地調査が行われる薩摩地区の3公民館の代表の連名で町へ研修視察の要望書が提出されたことにより、研修視察費用としてバス借り上げ料等を予算計上した。他の地域も要望等があるかもしれないが、今回は薩摩地区から要望を受けての措置であり、今後、他の地域から相談があった場合、その必要性をよく検討し、必要であれば対応を行う。また、視察研修の人選については、各地区の公民館長を中心に、公民館で選出を行っていただくとのことであります。

次に、2款1項8目エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費に1,833万6,000円が計上されております。これは、町有施設の自家消費型太陽光発電設備の導入に向け課題や効果等の整理、再生可能エネルギーの理解促進を図るための普及啓発イベント等の実施に係る経費です。

質疑の中で、さつま町もカーボンニュートラルに取り組んでいるが、本事業において関係課との連携はどのように行っていくかただしましたところ、町が本事業に取り組むということは公表されており、様々な事業者から事業の紹介等を受けている。情報収集を行い、関係課と協議をしながら事業を進めていくとのことであります。

次に、2款3項1目戸籍住民基本台帳費に117万7,000円が計上されております。これは、戸籍情報システムに本籍人へ氏名の振り仮名に関する通知書を出力する機能を追加するため、システム改修を行うものです。

質疑の中で、システムの運用開始は令和7年5月ということであるが、振り仮名はどのように振られるかただしましたところ、令和7年5月頃の振り仮名に関する法律の施行後、新たに出生し戸籍を作成する者は出生の時点から振り仮名をつけ、これまで戸籍に登録されている人は、まず住民記録システムの情報を使い、本人に振り仮名に関する確認の通知を行うとのことであります。

次に、4款1項1目保健衛生管理費の医療・介護患者情報連携強化事業費として4,985万2,000円が計上されております。これは、同一医療圏である薩摩川内市へ導入が進む医療・介護患者情報連携強化事業に、本町の医療機関・町民が参加することによって、川薩医療圏内で1地域1患者1カルテを実現するための補助金であります。

質疑の中で、1地域1患者1カルテは、まず川薩地区から始め、今後、県全体に広げていく考え方ただしましたところ、川薩医療圏の中でも薩摩川内市が令和5年度運用を開始し、今年度からさつま町も参加することとなる。将来的に範囲をさらに大きくしたいという考えがあり、他医師会等との協議も行っているようであるとのことであります。

なお、歳入についてでありますが、今回の補正予算に際し、特定財源の合計額が歳出補正額に不足することから、9,002万5,000円が繰越金として計上されております。その結果、現時点での留保財源は約3億2,000万円になるとのことであります。

次は、議案第42号についてであります。

2款4項1目出産育児一時金に200万円が計上されております。これは、当初の見込みの出産育児一時金交付件数が超過する見込みであることから、新たに4件分の増額を行うものであります。

次は、議案第43号についてであります。

収益的支出でありますが、21款10項40目下水道事業費用には、総係費手数料として

22万が計上されております。これは、農業集落排水事業が公営企業会計へ移行したことに伴い、使用料のコンビニ納付に新たに収納代行事業者と決済サービスの契約をすることによる登録手数料であります。

最後に、改めて、一括質疑において、住民の防衛施設研修視察について、町民への丁寧な説明という意味では、町内の全公民館長に対して実施することも大事なことではないかと考えるが、町はどのように考えるかただしましたところ、まず今回は薩摩地区の住民に視察していただき、その状況を踏まえ全館長に呼びかけを行うか検討したいとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

[古田 昌也議員降壇]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

[上園 一行議員登壇]

○文教経済常任委員長（上園 一行議員）

改めて、おはようございます。文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第41号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第41号の関係分であります。

歳出の6款1項5目農産園芸振興費には、農林業継続緊急支援金交付事業として1,209万円が計上されております。これは、令和6年3月の凍霜害の被害を受けた梅栽培農家を支援するため、梅凍霜害緊急支援交付金を町内47経営体に対して交付するものであります。

質疑の中で、梅の被害状況についてただしましたところ、町内の青梅は七、八割が凍霜害を受けた。梅加工品についても来年度以降、影響が出ると思われるため、肥料農薬の一部を支援して経営安定を図りたいとのことであります。

次に、6款1項7目有害鳥獣対策費には、鳥獣被害防止総合対策交付金として2,579万2,000円が計上されております。これは、さつま町広瀬地区に建設予定のジビエ処理加工施設に対する補助金であります。

質疑の中で、施設完成後のジビエ販売計画についてただしましたところ、事業主体であるダブルビーゼット株式会社の自社通販サイトをはじめ、ヤフーやアマゾンでのネット販売、全国の飲食店への販売を計画しているとのことであります。

次に、6款1項9目担い手育成費には、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金として301万3,000円が計上されております。

質疑の中で、農業機械の里芋収穫機の導入効果についてただしましたところ、農事組合法人夢希耕あながわでは、里芋を1.2ヘクタールほど栽培しており、導入することによって作業人数が半分程度で済むことから、労働力の省力化に大きく貢献できるとのことであります。

次に、7款1項7目移住定住促進費には、民間賃貸住宅建設等促進補助金として1,900万

円が計上されております。

質疑の中で、補助金の申請状況についてただしましたところ、現在、不動産事業者等の6社から計70戸分の申請を受けています。内訳は2LDKのファミリータイプが9戸、1LDKの単身者・新婚者向けが61戸である。このほか、約110戸分の建設について相談を受けており、現時点で180戸程度の賃貸住宅建設の計画が進行しているとのことあります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

[上園 一行議員降壇]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第39号及び議案第40号の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第39号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」及び「議案第40号 さつま町税条例の一部改正について」の議案2件について、一括して採決します。

議案第39号及び議案第40号の議案2件に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第39号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」及び「議案第40号 さつま町税条例の一部改正について」の議案2件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第41号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第41号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。本案に対する各委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第41号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第42号及び議案第43号の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第42号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第43号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」の議案2件について、一括して採決します。

議案第42号及び議案第43号の議案2件に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第42号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第43号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」の議案2件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

---

△日程第6 「議案第48号 令和6年度さつま町一般会計  
補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第6 「議案第48号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。

それでは、「議案第48号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」についてでございます。

これは、社会福祉総務費に要する経費及び農業農村施設費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,180万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億280万1,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願ひいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（垣内 浩隆君）

「議案第48号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○有川 美子議員

質問させていただきます。一般会計予算の8ページ、6款1項6目の農業農村施設費、ちくりん館の空調施設が落雷によって故障したということなんですが、こちらのほう670万円出ておりますけれども、判る範囲で結構ですが、どの部分が故障しているのか。それが建物に対して何割ぐらいの修繕に当たるのか、お答えお願いします。

○農林課長（山口 良浩君）

ただいまの件について回答申し上げます。

売店の室外機、外にあります2台中1台、そして室内機でございますが、売店入って正面に向かって左側の列4台、8台中4台の故障ということでございます。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第48号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第48号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第7「議案第49号 さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第7「議案第49号 さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第49号 さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車の購入について、去る5月30日、入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 上野 俊市君降壇]

○消防長（萩木場一水君）

それでは、「議案第49号 さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」、内容を御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○有川 美子議員

2点、質問をいたします。

まず、これ24年前に平川分団で購入したものが、もう劣化ということなんですが、最新式の水槽付小型動力ポンプ積載車に更新した場合に、消防団の皆様がお使いになることで何かメリットというか、そういう差があれば、そちらお示しいただきたいのと、あと一点、現在、いろんなものが物価高騰という憂き目に遭っていますけれども、この消防車というのも去年とかその前とか、以前買った、購入したものよりも金額というところで影響を受けているのかどうか、2点、お願いします。

○消防長（萩木場一水君）

今回購入しようとする消防車の機種等でございますけれども、今回の配備予定の車両は、これまで配備されていたポンプ車と違いまして、車両に艤装されたポンプではなくて、通常の小型ポンプより一段性能の高い小型ポンプを車両に積載をしまして、固定配管にて、通常のポンプ車と同様に、車両側面から操作ができる車両となっているところでございます。

あわせて、小型ポンプを降ろして使用することも可能であります。

また、積載水を500リットル積んでいることで、速応性に優れた車両となっておりまして、機能強化が図られているところでございます。

それから、車両の金額についてでありますけれども、本車両の同型の車両購入実績ということで、以前鶴田分団に配備をしておりまして、その2,000万円弱でありましたけれども、それよりもちょっと高くなっているということで、価格高騰、そういうものが影響しているものと考えております。

あと、ここ数年、いろんな安全装置等も積載というか、つけなければならぬというふうになっておりまして、そういうものも含めて価格が高騰しているのではないかと考えているところでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号「さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第49号 さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」は可決することに決定しました。

---

△日程第8 「陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第8 「陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とします。

本件について、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

[上団 一行議員登壇]

○文教経済常任委員長（上団 一行議員）

当委員会に付託されました「陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」、審査の過程と結果を御報告いたします。

本陳情は、さつま町中津川5366番地1、武さとみ氏から提出され、令和6年5月22日に受理されたものであります。

陳情の主な趣旨は、小学校の学級編制基準が35人に引き下げられるが、中学校・高等学校でも早期実現が必要である。

また、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するために、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が必要であることから、義務教育費国庫負担制度の財源を確保し、教職員定数改善と子供のゆたかな学びを保障するための条件整備は必要である。

このような観点から、1、中学校・高等学校の35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人学級について検討すること。

2、複式学級を解消すること。

3、特別支援学級の子供を交流学級でも在籍児童生徒数とカウントすること。

4、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

5、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

6、教育の機会的均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上の6項目について、国の関係機関への意見書提出を要請する内容であります。

要請事項については、その趣旨を理解できることから、採決の結果、陳情の趣旨及び要請事項について了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。

[上団 一行議員降壇]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

△日程第9「発委第1号 少人数学級・教職員定数の改善  
に係る意見書の提出について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第9「発委第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔上囲 一行議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上囲 一行議員）

発委第1号、趣旨説明。ただいま議題となりました「発委第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について」、趣旨説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」と同様に、6項目について要請するものであります。

配布しております意見書のとおり、衆参両議長及び内閣総理大臣等に対し、意見書を提出しようとするものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔上囲 一行議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付

託は行いません。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「発委第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任することに決定しました。

---

△日程第10「報告第5号 令和5年度さつま町土地開発  
公社収入支出決算について」、日程第11「報告第6号  
令和6年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業  
会計補正予算（第1号）について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第10「報告第5号 令和5年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第11「報告第6号 令和6年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を一括して議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで報告2件を終わります。

---

△日程第12「議会活性化調査特別委員会報告の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次に、日程第12「議会活性化調査特別委員会報告の件」を議題とします。

議会活性化調査特別委員長から中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議会活性化調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議会活性化調査特別委員長の発言を許します。

[新改 秀作議員登壇]

○議会活性化調査特別委員長（新改 秀作議員）

議会活性化調査特別委員会のこれまでの調査の経過と結果について、中間報告を申し上げます。

当委員会は、令和3年6月議会定例会において、議会活性化、議員定数及び議員報酬について調査研究するため、議長を除く15人で設置され、同年6月10日に第1回目の会議を開催して以来、33回の委員会を開催しました。

これまで各事項について、積極的な検討を進めてまいりましたが、議員定数については、令和5年3月24日の中間報告において、次期選挙の議員定数を14人が適当であるとの報告がなされ、同日にさつま町議会議員定数条例の改正を行ったところであります。

議員報酬については、途中、期限を定めての削減があったものの、平成17年12月から現行の報酬額となっており、当初、次期選挙の2年前となる令和5年3月までに結論を出す計画でしたが、令和5年度の議会モニター制度の運用に合わせて、モニターからも様々な意見を聞きながら、引き続き慎重な審議を行いました。

当委員会では、このたび、次期選挙後の議員報酬について、委員会としての意見を集約し、意思決定を行いましたので、ここに報告するものであります。

議員報酬における具体的な調査に当たっては、県内市町村や類似団体の議員定数及び議員報酬についての調査、検討と併せて、令和4年7月に開催した区公民館長と議会との意見交換会及び商工会役員と町議会議員との意見交換会での意見聴取や令和4年度に実施した町民1,000人を対象にしたアンケート、さらには参考人制度の活用による参考人や議会モニターより意見を聴取し、その結果を踏まえ、委員会における意見集約を行うこととしました。

まず、令和4年8月に18歳以上の各年代男女1,000人を対象に実施した町民アンケート調査では、427人から回答を得ました。

議員報酬の項目では、あなたがもし議員になるとしたら、議員報酬は月額どれくらいが適当だと思いますかの問い合わせに対し、現行の報酬額が45.4%、現行より低い報酬額が31%、現行より高い報酬額が19%となり、現行の報酬額が最も多い結果となりました。

次に、令和4年11月7日に第1回参考人会議を開催し、参考人に本町議会の活動状況、県内の市町村や全国の類似団体の議員定数や議員報酬の状況及び町民アンケートの結果等について説明を行いました。

また、11月24日に開催した第2回参考人会議において、出席者10人からそれぞれ意見を聴取したほか、欠席者1人から書面により意見をいただいたところであります。

議員報酬については、現状維持と増額を求める意見が出されました。現状維持を求める意見では、町民の理解、合意、コンセンサスを得る必要があるという意見であり、増額を求める意見では、現在の額では生活もできず、家族も養えない。若年層が議員として立候補しやすい環境づくりを望む。無投票当選や定員割れなどを防ぐためには、魅力を感じるほどの報酬額も考える必要がある。定数削減で減った分で報酬の増額をすることができるのではないかという意見が出されたところであり、現状維持が1人、増額の意見が10人ありました。

最初に、令和5年11月21日に開催した第4回町議会モニター会議においては、モニター10人からそれぞれ議員報酬に関する意見聴取を行いました。

意見は、現状維持と増額の2つに分かれました。

現状維持を求める意見では、町民アンケートでも45%の方が現行でよいと答えている。議員報酬は生活給ではない。県内の20町村と比較しても安くはない。年金受給者が多いので、現行

どおりで十分ではないかという意見であり、増額を求める意見では、若手の議員を育てるためには報酬を上げる必要がある。子育て世代の人たちから議員になった場合には、報酬が少ない。世の中の情勢を考えれば見直す必要があるという意見が出されたところであり、現状維持が2人、増額の意見が8人ありました。

これまで議員報酬については、様々な意見をいただきながら慎重な審議を重ね、特に比較方式、原価方式、充当方式について比較検討を行ってきたところであります。

比較方式については、類似団体との比較により議員報酬を検討するものであり、県内の類似団体において、人口の多い鹿児島市や人口の少ない離島などの町村を比較対象から除き、人口1万人以上4万人未満の自治体16市町で比較検討しました。

原価方式については、全国町村議会議長会が推奨モデルとしているもので、首長の職務日数に対し、議員の活動日数がどれぐらいあるかを割合で算出し、首長の給料を掛けたものであり、議員も選挙で選ばれた公人ということで、首長と比較するのが適当であるという見解に基づくものであります。

充当方式については、議員定数が2人減となることを受け、2人分の議員報酬を14人に充当して増額するものです。

これまでの経緯や状況を踏まえ、令和6年1月22日、第30回の委員会において審議を行い、次期選挙後の議員報酬の適正額について、委員会としての意思決定を行いました。

これまで実施してきた区公民館長と議会との意見交換会、商工会役員と町議会議員との意見交換会、議員への個別調査、町民アンケート及び参考人や議会モニターの意見聴取等を踏まえ、次期選挙後の議員報酬の適正額について委員の意見を集約したところ、減額に対する意見がなかつたことから、まず、現状維持と増額について、起立採決を行った結果、現状維持が1人、増額が多数ありました。

次に、次期選挙後の議員報酬月額については、これまでの議論を踏まえた、原価方式による月額27万7,000円及び充当方式による月額26万9,000円に加えて、全国町村議会議長会の資料に掲載されている勤労者世帯の世帯主定期収入が月額33万円、町職員の平均給与に近い月額30万円の4つの意見に分かれたことから、委員長及び欠席委員を除く委員13人で起立採決を行いました。

その結果、月額33万円が3人、月額30万円が4人、月額27万7,000円が6人、月額26万9,000円が0人であり、いずれも過半数に達しなかったことから、次は月額30万円と月額27万7,000円について起立採決を行った結果、月額27万7,000円が6人、月額30万円が7人と過半数に達したことから、当委員会としては月額30万円が適当であるとの結論に至りました。

しかしながら、その後、令和6年2月22日、第31回の委員会において、欠席のため採決に参加できなかった委員からの再審を求める意見に加え、全国町村議会議長会が推奨している原価方式のほうが合理性が高いと考えられるので、再度、全委員出席による再採決を求める意見など様々な意見が出される中、結論は次回へ持ち越す形で閉会となりました。

令和6年5月28日、第32回の委員会における審議において、次期選挙後の議員報酬額の適正額について、再度、採決を行うことについて、起立採決を行った結果、賛成多数により、次期選挙後の議員報酬額について、委員会としての意思決定を、再度、採決により行うことになりました。

採決は、委員からの記名投票の要求があったことから、委員14人による記名投票により、次期選挙後の議員報酬額の適正額について、まず、原価方式による月額27万7,000円が適当

であると決定することについて、採決を行いました。

その結果、原価方式による月額27万7,000円に賛成が9名、反対が5人と過半数に達したことから、当委員会としては、次期選挙後の議員報酬額の適正額については、原価方式による月額27万7,000円が適当であるとの結論に至りました。

なお、当委員会としては、議員の成り手不足対策の一つとして、議員報酬の改善が非常に重要であると考えていますが、これまでの議論において、新たに議員を志す人のためにも生計を維持することのできる勤労者世帯の世帯主定期収入の月額33万円や町職員の平均給与に近い月額30万円の必要性についての意見があつたことを附帯意見として付記いたします。

議長におかれましては、次期選挙後の議員報酬の適正額について、当委員会の調査結果及び附帯意見を議会として了承し、町長に申入れをされるようお取り計らいをお願いいたします。

以上で、議員報酬に対する調査の経過と結果であります。

次に、議会の活性化についてであります。令和5年度において、議会モニター制度の運用を行いました。

議会モニター制度は、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、今後の議会運営に反映させ、議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とするものであります。

令和5年度においては、議会モニターの公募を行った結果、10人の募集に対して10人の応募があり、応募者全員の委嘱状を交付し、年間を通じて、定例会等の傍聴及びインターネットによる視聴や議会だよりの意見を通し、定例会後に開催される町議会モニター会議において御意見や提言をいただきました。これまで13項目、194件の御意見や提言をいただき、議会運営に役立てられています。

なお、議会モニター制度については、令和6年度はモニターの応募は行わず、令和5年度の取組内容の検証を行うこととしました。

以上が、さつま町議会のモニター制度に関する調査の経過であります。

次に、議会の活性化に関する意見交換を行うことを目的に、8人の委員から提案のあった25項目全てについて、自由討議や取組を行いました。

今後も新たなテーマを設けながら、引き続き実現に向けた、闊達な議論を行っていきます。

以上、議会活性化調査特別委員会の中間報告といたします。

[新改 秀作議員降壇]

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま報告がありました議会活性化調査特別委員会中間報告書には、お手元に配布のとおり、次期選挙後の議員報酬額の適正額について、原価方式による月額27万7,000円が適当であると決定した調査結果とともに、附帯意見として、議員報酬の改善の必要性について、月額33万円や月額30万円の意見があつたことも付記されております。

お諮りします。この議会活性化調査特別委員会の調査結果及び附帯意見を本議会として了承し、町長に申し入れることにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議会活性化調査特別委員会の調査結果及び附帯意見を本議会として了承し、町長に申し入れることに決定しました。

これで、議会活性化調査特別委員会の中間報告を終わります。

---

#### △日程第13 「防衛施設等調査特別委員会報告の件」

## ○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第13「防衛施設等調査特別委員会報告の件」を議題とします。

防衛施設等調査特別委員会が調査中であります事項について報告を求めます。防衛施設等調査特別委員長の報告を求めます。

〔古田 昌也議員登壇〕

## ○防衛施設等調査特別委員長（古田 昌也議員）

それでは、防衛施設等調査特別委員会の研修視察について報告を申し上げます。

令和6年5月14日から15日にかけて、陸上自衛隊の目達原駐屯地九州補給処と大分分屯地九州補給処大分弾薬支処へ研修視察を実施いたしました。

まず、陸上自衛隊目達原駐屯地は、佐賀県神崎郡吉野ヶ里町に昭和29年に創設され、今年70周年を迎える佐賀県唯一の駐屯地で、施設規模は約54万平方メートル、補給整備を担う兵站部隊とヘリコプター部隊の航空科部隊が配置されています。目達原駐屯地には9つの部隊があり、隊員数は約1,500人、そのうち女性隊員が約100人勤務しています。

九州補給処は、九州から沖縄までの各部隊に対する物資の補給、保管、車両等の整備を行っており、今回の研修では、物資倉庫の保管状況や整備工場での点検作業を見学しました。

地域との連携については、地元吉野ヶ里町との意見交換や自治体の防災会議への参加、各種イベントへの協力をしており、駐屯地の創立記念行事では、一般開放して車両の体験試乗をするなど、地域住民との交流を深めているとのことでした。

次に、大分分屯地九州補給処大分弾薬支処は、昭和30年に大分県大分市に創設され、全国に14か所、九州では2か所しかない陸上自衛隊の弾薬庫施設の一つです。施設内には弾薬関連施設と管理施設があります。大分弾薬支処の周辺は、かつては山に囲まれた地域でしたが、昭和40年代に大分大学が移転して開発が進み、多数の住宅団地、学校、病院が建設されました。

勤務している隊員の9割以上は九州の出身者、約13%は女性隊員であります。隊員は、近隣に居住しており、地域での行事等には積極的に参加しているとのことでした。

弾薬支処の業務は、弾薬等の補給・保管・整備・検査及び回収で、外部で製造された弾薬は施設内の弾薬庫で保管しています。大分分屯地では、地上式と地中式の弾薬庫が設置され、保安距離は法令に基づき十分確保しているとのことです。また、保管している弾薬は、定期的に点検し、少しでも劣化等があれば処分するなど、安全管理に細心の注意を払っており、これまでに事故は発生していません。近年は弾薬等が大型化しており、運搬する際はクレーン設備が必要となります。古い施設の場合、クレーンの荷重に耐えられないことから、全国的に弾薬庫の新設、増設が進められているとのことです。

今回の防衛施設等調査特別委員会研修視察を通じて、陸上自衛隊隊員の任務に対する真摯な姿勢を確認できました。

本町では、令和6年6月11日から、防衛省による中岳周辺での適地調査が開始されました。当特別委員会としては、今後も国や町と情報共有を行いながら、町民に向けた情報発信に努めてまいります。

以上、研修視察の報告といたします。

〔古田 昌也議員降壇〕

## ○議長（宮之脇尚美議員）

防衛施設等調査特別委員会の報告を終わります。

## △日程第14「議員派遣の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第14「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず日程等について変更を生ずる場合には、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、やむを得ず日程等について変更を生ずる場合には、議長に委任することに決定しました。

---

#### △日程第15「閉会中の継続調査の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第15「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお配りしました申出書の各事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### △閉　　会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は全部を終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻　午前10時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

さつま町議会議長　宮之脇　尚　美

さつま町議会議員　平八重　光　輝

さつま町議会議員　有　川　美　子